

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

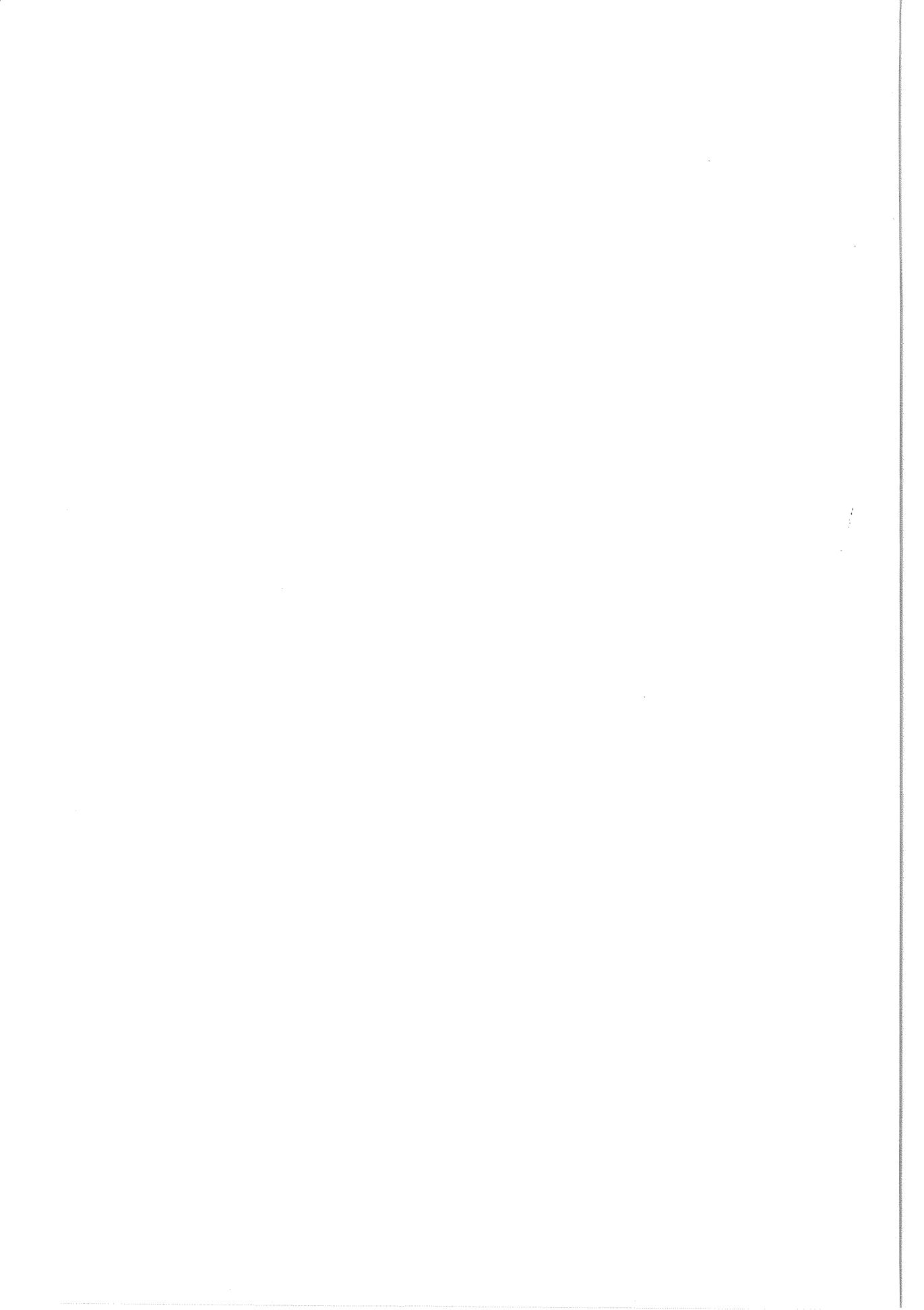
経済科学 通信

2006. 12 No.112



切り崩される社会保障

世界平和フォーラム／教育基本法改正／
北朝鮮について



経済科学通信

Letters of Economic Science

第112号(2006年12月)

NEWSを読み解く

世界平和フォーラムと北朝鮮の核実験	藤岡 悠	2
教育基本法「改正」の意味するもの	碓井 敏正	4
北朝鮮「経済改革」は今後20年続く ——朝鮮社会科学院経済研究所長に聞く——	大西 広	8

SPECIAL EDITION
保連

切り崩される社会保障

特集にあたって	佐藤 卓利	13
焦点の生活保護 ——主として行政運用、最低生活保障水準についての現状と課題——	吉永 純	15
社会福祉の「準市場化」と「市場個人主義」	岡崎 裕司	24
これからの社会保障とベーシック・インカムの可能性	小沢 修司	31
障害者のエンパワーメントの課題と 性的コミュニケーションへの自由をめぐって	神谷 章生	37
社会保障の市場化に対する従来型批判の克服と諸課題	大松美樹雄	43
グループホームの現場から介護制度の改革を考える ——認知症高齢者と家族の願いに応えるために——	平野 次郎	49

投稿論文

教師の維持可能性と研修	北川 健次	54
-------------	-------	----

研究論文

ヒックスからマルクスへ —市場史と人口史の交錯—	青柳 和身	62
--------------------------	-------	----

研究ノート

21世紀世界像と経済理論 —角田修一編『社会経済学』を読む—	後藤 康夫	72
--------------------------------	-------	----

書評		77
----	--	----

近・岩井・福島・木村編著『現代の社会と統計 統計にもつよい市民をめざして』／小森治夫著『地域開発政策における公共事業の財政問題』／中村浩爾著『民主主義の深化と市民社会 —現代日本社会の民主主義的考察—』／二宮厚美著『憲法25条+9条の新福祉国家』

勤労・実践を捉えかえす学び(9)

「文化政策・まちづくり大学院大学」設立を目指してのお願い	池上 悠	86
------------------------------	------	----

誌面批評

「特集・職場の人権」(第111号)を読んで	浪江 巖	90
-----------------------	------	----

世界平和フォーラムと 北朝鮮の核実験

FUJIOKA Atsushi

藤岡 悠

2006年の6月23日から28日にかけて、カナダ西海岸のバンクーバー市において、「世界平和フォーラム」(WPF 2006)が開かれた。97カ国から5千人が集まった。日本からの参加者は200名余り、うち150名ほどは日本原水協が組織した被爆者や平和活動家の人たちであった。加えて最終日には、「ピースボート」が日本から入港し、多数の乗船者が一日参加したので、日本人が特にめだつ集会となった。

ダウンタウンから西に10キロあまり離れた岬にブリティッシュ・コロンビア大学があるが、その広大なキャンパスが会場となった。当地の緯度はサハリン島中部とほぼ同じ。午後9時を過ぎないと日が沈まないので、遅くまで熱心な討議が続いた。

I 人類共有の 宝としての平和憲法

6月26日に「日本国憲法9条——平和のための人類共通の財産」というワークショップが開かれた。この集会は、ピースボート、ハーグ平和アピー

ル、原水協、原水禁、被団協、バンクーバー9条の会の6団体が共催したもの。会場は200名の参加者であふれ、意気高い集会となった(写真参照)。「バンクーバー9条の会」というのは、昨年6月に在留邦人を軸に設立された組織だ。評論家の加藤周一さんを招いて集会を開いたりして、会員数は100名に増えたと中心メンバーの乗松聰子さんが語っておられた。この種の組織としては、海外では最初のものだという。日本政府は外国からの圧力には弱いので、このような組織が世界各地にできてくると、意外な力を発揮するのではないか、南米にも日系人が多数住んでいるので、同様の組織づくりを考えていきたいと、ブラジルからの参加者が語っておられたのが印象的であった。

II 憲法9条の二つの意味

周知のように日本国憲法の9条には、二つの意味がある。一つは、「核の時代」の真実を人類に告知するという意味である。「人類が戦争を絶滅させるか、戦争が人類を絶滅させるか、いずれか



以外の中間的選択肢が消えつつある時代」に入ったというのが、広島・長崎、それにビキニの惨劇の告げた真実であったはずである。日本海周辺には、すでに70基を超える巨大原発が操業している。この地で、米軍と北朝鮮・中国軍が戦端を開いたら、どんな破局が生まれるかは容易に想像できよう。

いま一つは、天皇制を残しても再び「侵略の牙」をむかない旨、東アジア民衆に公約しないかぎり、東アジア諸国は天皇制の維持には承服しなかった。その国際的公約の「担保」として作成されたのが、憲法9条だという点である。東アジア民衆の合意をえないままに、9条改憲に向うことは、すさまじい国際的摩擦を呼ぶのは必定である。

III 宇宙軍拡をどうみるか

私がWPFに出かけた主な動機は、国際NGO—「宇宙への兵器と核エネルギーの配備に反対する地球ネットワーク」(「地球ネット」と略)の主催するワークショップと年次総会に参加することであった。

「地球ネット」は「ミサイル防衛とカナダ」、「宇宙兵器の開発とカナダ」、「宇宙戦争への反対運動をどう組織するか—世界各地の運動レポート」、「宇宙ベースの軍産複合体—点と線をつなぎ、全体像を解明する」という4つのワークショップを会期中に開いた。

イラク戦争では、米軍の用いた爆弾の6割以上が宇宙衛星を使って精密誘導されていたし、今年6月7日にアルカイダを率いてきたザルカウイが殺害されたのも、GPS衛星を用いた精密誘導爆撃のおかげだったという。精密誘導爆撃、核攻撃、ミサイル防衛は、すべて宇宙からの「情報の傘」によって統合されている。「宇宙から地球を支配するアメリカ帝国」の出現という情勢を反映して、4つのワークショップとも、30-100名にのぼる参加者が集まり、盛況であった。

昨年2月にカナダの自由党政権は、宇宙への兵器配備に反対するという国是を盾に、ブッシュ政権が求めるミサイル防衛に参加しないという方針を決めて、世界に衝撃を与えた。ただしことし2月に誕生した保守党政権は、米国の圧力に屈してミサイル防衛への参加を模索しつつあ

るというので、このような転換を許さない運動を展開しようという呼びかけが行われた。

何を「宇宙兵器」とみなして、何を禁止の対象とすべきなのか。この問題に取り組んでおく必要があることを痛感した。レーザー光線衛星など、直接に地上や敵の衛星を攻撃する兵器搭載衛星などは、宇宙兵器の中核であり、禁止の対象とすべきことには異論はない。他方、偵察衛星や軍事通信衛星は、兵器の本体ではないし、核実験などの査察をする衛星については、核軍縮の検証に有益な役割をはたすのであるから、「宇宙兵器」として、一律に禁止の対象にすべきでないと考える平和運動家も少なくない。問題は、精密誘導爆撃の「眼」となるGPS衛星などを「宇宙兵器」とみなせるかどうかだ。宇宙兵器を直接にワークさせる不可欠なパーツについては、「宇宙兵器」の一部とみなして禁止の対象に含むべきだとする意見が強かったが、こんご深めていくべき課題として残された。

IV 朝鮮半島と日本を 非核非ミサイル地帯に

いま東北アジアでは、北朝鮮のミサイル実験をきっかけとして、軍事的手段をもちいてでも北朝鮮の国家体制の転覆をめざせ、という好戦的な動きが強まっている。米国と日本、北朝鮮のタカ派(軍事解決優先派)が相互に相手を強めあうという悪循環が生まれているのだ。

ミサイル防衛と先制攻撃の道を歩むならば、莫大な資源を『宇宙の穴』に投げ入れてしまうことになるだろう。公正な平和を築く唯一の道は、まず米国に朝鮮戦争の終結を宣言させること、その上で南北朝鮮と日本を「非核非ミサイル地帯」、さらには「外国の軍事基地のない地帯」、「攻撃型武器は配備しない専守防衛地帯」にする以外にない。これが、「核の時代」、二重基準を許さぬ「民主主義の時代」に生きる私たちの「生存の智恵」であろう。

V 北朝鮮の核実験をうけて

と、ここまで書いた後に、北朝鮮が核実験を行っ

たという報道が流れた。なぜ北朝鮮タカ派は核実験を強行するにいたったのか。

第1に、イラクのフセイン政権の崩壊劇から、核武装しておかないと、逆に米軍による先制攻撃を誘発するという教訓を引き出したのであろう。第2に、イスラエルやインドの核は容認するし、自らの核廃絶の約束は守らないという米国のダブルスタンダード政策にたいする、彼らなりの不信の表明なのだ。第3に、米国がイラク・イランに足をとられている今が核兵器開発のチャンスだという情勢判断が彼らにあったのであろう。

それでは、何をなすべきなのか。第一に米国政府にたいしては、①北朝鮮が長年要求してきた朝鮮戦争の終結宣言を発し、53年間続いてきた交戦状態にピリオドをうつこと。また国連憲章を守り、先制攻撃は行わない誓約をすること、②核の2重基準政策をやめ、核兵器の廃絶をめざすこと、③宇宙の軍事的占領政策を中止し、とくに宇宙への兵器と核の配備は行わないことを要求すべきだと考える。

第2に、日本政府にたいしては、①「軍国主義」復活と疑われる言動を慎むこと、②日米軍事同盟を宇宙規模に展開することで、本当に日本の繁栄

と安全は守れるのかを問い合わせ、ミサイル防衛システムを配備させず、宇宙の軍事利用を解禁させない闇いを展開する必要があろう。

第3に、国連、中国・韓国・ロシアにたいしては、「公正な仲裁者」として、①国際社会の一致にもとづく対応、②平和的で外交的な解決の原則を明示し、経済封鎖・臨検など、軍事衝突を誘発させかねない措置には反対するよう、働きかけていくべきであろう。

第4に北朝鮮にたいしては、南アフリカの先例に倣い、核兵器開発計画を中止し、核物質を廃棄するよう要求すべきだ。そのうえで、中国・ベトナムの歩んできた経済改革の道へと誘導し、東アジア経済共同体のなかに組み込んでいくべきであろう。この道だけが、北朝鮮問題を解決する唯一の現実主義的な道であることを、うますたゆまず、説得していくほかはない。

最後に各国の市民団体は、朝鮮半島と日本を非核・非ミサイル・専守防衛地域にするための共同の運動を展開するべきだ。今年9月に調印された中央アジアの非核地帯化条約は、そのための絶好のモデルとなろう。

(ふじおか あつし 所員 立命館大学)

教育基本法「改正」の意味するもの

USUI Toshimasa

碓井 敏正

I 自民党の宿願としての 教育基本法「改正」

春の国会で継続審議となった教育基本法「改正」案は、秋の国会の最大の争点となることは間違いない（この原稿が読まれる時には、すでに何等かの決着がついているかもしれない）。教育問題は子どもの学力低下、モラルの低下など話題に事欠かないが、教育は国家百年の大計に係わる重大問題であり、国民的な議論が求められることは言うまでもない。近年では、ゆとり教育を柱とする学習指導要領の改訂（2002年）が、学力低下を引き

起こすのではないかという心配から国民的な議論が巻き起こり、その結果、文部科学省が軌道修正を迫られたことは周知のとおりである。しかし今回の教育基本法「改正」は、このような国民的な議論に基づくものではなく、むしろ現在の支配層が進めてきた教育改革の総仕上げとして、また国民のイデオロギー統合の手段として企図されていることは、この間の経過を見れば明らかである。

もともと自民党にとって、教育基本法改正は憲法改正と並んで、結党以来の宿願である。9月に誕生した安倍政権は、他の課題に先駆けて教育基本法「改正」を第一の任務として設定したが、かれらにとってはいよいよ宿願を実現するチャンスが到来したということであろう。なお80年代に戦後政治の総決算を標榜した中曾根首相は、臨時

教育審議会を作つて教育改革の先鞭をつけたが、教育基本法の明文改正を企てるまでには到らなかつた。

教育基本法は、憲法に一番近い法律であり、しかも戦後一度も改正されたことがない法律である。加えて憲法ほど改正のハードルが高くないということがあり、憲法「改正」の前段階としてこの法律の「改正」が位置づけられていることは明らかである。しかし考えてみれば教育基本法は本来、憲法の精神を受けて制定されるものであり、改憲に先立つて教育基本法を先行的に変えることは、法理的に無理がある。

この点は今回の「改正案」に微妙な影響を与えている。というのは改正案といえども、現行憲法を無視できないからであり、そのことが「改正案」に中途半端な性格を与えていたからである。ちなみに「改正案」前文には、「ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本理念を確立し」と書かれている。自民党の中にも、より保守的性格の強い民主党案を支持する意見があること、また『産経新聞』に右派の知識人などが、改正案に反対する意見広告を出したのは、このような事情が関係している。それ故、憲法「改正」が実現した暁には、再度より保守的な「改正案」が提案される可能性が高いことも見据えておく必要があろう。

II 国民の教育権から 国家の教育権へ

さて以下において、具体的に「改正案」の問題点を分析しよう。「改正案」の最大の狙いは、国家権力の教育への介入をより強めようとするところにある。これまでも教育行政は、教育基本法の精神を無視して教育の国家的コントロールを強めてきたが、旭川学力テストの最高裁判決（1979年）にもあるように、教育の国家介入を制約する現行法10条の規定によって、思うようにできなかつたという経緯がある。

現行法10条では、①項で「教育への不当な支配の排除」と「教育の国民全体への責任論」を規定し、その上で②項では、「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」

と述べ、教育行政の役割を教育の外的条件整備に限定していた。これに対し「改正案」では、教育行政の教育への介入を制約するこの重要な部分を削除して、「教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」（16条）というように、教育行政の一般的な任務を規定する条文へとすり代えられている。

この点は教育基本法の根本精神と教育権の理解にも係わる重要な問題である。この問題を理解するには、教育基本法の基本法としての性格を理解すること、そして憲法あるいは立憲主義の意味を理解することが必要である。憲法が権利保障の体系であり、国家権力から国民の権利を守るために最高法規であることは言うまでもないが、この精神は教育基本法にも当てはまる。すなわち国民の権利としての教育権は、第一に社会権であり、その実現には国家の役割が求められるが（これが10条②項の意味である）、教育権には同時に自由権としての性格がある。すなわち子どもをどのような理念で教育するかは、基本的に親や市民社会が決めることであり、国家が一律に決めることは許されない。堀尾輝久氏など戦後の民主的な教育法学者による国民の教育権の理解が、教育の私事性を出発点としていることは、このことと関係している。したがって「改正案」における教育行政の規定（16条）には、国民の教育権を実質的に否定し、国家の教育権を主張する含意があるということが分かる。ある教育法学者は、今回の「改正」を国家教育政策法への変質であると指摘しているが、本質をついた発言である。

III 教育目標の具体的規定と 国家のリベラル性

10条（教育行政）の改悪は、1条、2条の教育理念のあり方にも深く関わっている。現行法では1条で教育の目的が、2条で教育の方針が規定されているが、目的、方針とも一般的な理念を述べるにとどまっている。この点は、すでに述べた教育権の自由権的性格と関係している。というのは、教育権の自由権的性格は国家が教育理念を提示す

NEWSを読み解く

ことに対して禁欲的であることを要求するが、それでもあえて提示するとなれば、それは誰もが納得する一般的、抽象的なものにならざるを得ないからである。

ところが「改正案」では、2条で教育の目標が細かく5点にわたって規定されており、内容的にみれば、20ほどの徳目が列挙されている。なおその中に話題となっている愛国心の規定（「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」）が含まれていることは周知の通りである。愛国心を盛り込むことの問題性については後で論じるが、それ以前に、教育の目標を国家が事細かく規定することの危険な意味を理解しておく必要がある。というのは国家が具体的な理念を提示することは、近代国家の本質である国家のリベラル性あるいはイデオロギー中立性を毀損することを意味するからである。加えて「改正案」では、教育振興基本計画（17条）を新設し、教育介入の法的根拠を与えていた。

ところでやや原理的な問い合わせになるが、教育権の自由権的性格を尊重するならば、そもそも国家が教育に関する基本法を制定し、教育目標や教育方針を提示すること自体の是非を問題にする必要があるだろう。われわれは教育基本法の存在を当然視し、その上でその内容について賛否を論じていいのであるが、その前提を疑わねばならないということである。現にアメリカでは教育基本法に当たる法律はないし、日本でも制定時の文部大臣、田中耕太郎は後年（1952年）、雑誌『『ジュリスト』創刊号』の中で国家が教育理念を示すことの問題性を認めていた。ただ田中は戦前の教育勅語の影響を払拭するためには、新しい教育理念を示す必要があったとも述べている。市民社会が成熟して、国家の役割が相対的に後退していけば、本来、教育基本法の出番などなくなるはずのものなのである。

教育理念が具体的であればあるほど、国家のリベラル性が危うくなる。それはそのことが一定の生き方を国民に強いること、また特定の生き方を国家が排除することを意味するからである。リベラルな国家とは生のあり方の多様性を最大限許容するものでなければならない。

教育勅語を例に出すまでもなく、教育を通して国民を教化し、従順な国民を作ることは国家意思の貫徹のためのもっとも有効な方法であり、した

がって教育権を国民から取上げ、実質的に国家がこれを行使しようという誘惑に権力は絶えずさらされている。国家の教育権思想は、近年では小渕首相時代の21世紀構想懇談会の報告の中に露骨に現れている。それは以下のようなくだりである。「国家にとって教育は一つの統治行為だということである。国民を統合し、その利害を調停し、社会の安寧を維持する義務のある国家は、まさにそのことのゆえに国民に対して一定限度の共通の知識、あるいは認識能力を持つことを要求する権利を持つ」。役人の作文であろうが、それにしても国民の教育権をここまで公然と無視する神経には驚かざるを得ない。

また道徳教育の指導要領にも、家庭や市民社会に対する高飛車な態度が目に付く。ちなみに「改正案」の2条に示された教育の目標は、道徳の徳目（23項目）とほぼ重なる内容である。教育の規制緩和（ゆとり教育）の中で、道徳教育の指導書だけはページ数が1.5倍化しているが、教育の道徳化は最近の教育政策の特徴である。また道徳教育と係わって、『心のノート』の導入も看過できない。子どもの感性や心のあり方にまで介入し、コントロールすることは、子どもの良心の自由そのものを根本から否定することにつながるからである

またこの点とも係わって、現行法には無かった家庭教育の規定が「改正案」では新たに盛り込まれている。第10条では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るために努めるものとする」と規定している。問題はこの条文の内容ではなく、家庭の中にまで国家が踏み込んで、親の義務や役割を云々しているところにある。いわば国家に親や家庭が見下されているのであり、国民はもっと怒らなければならない。

IV なぜいま愛国心か

ところでなぜいま愛国心なのであろうか。この点は教育の道徳教育化と深く関係している。一般に価値観の変化や商品化経済の行き過ぎによって、国民の道徳的意識が「低下する」と、保守派はイ

デオロギー的な統合によって、この危機を解決しようとする傾向がある。明治維新の後に宮廷保守派が、儒教道徳の復活と天皇に対する忠誠心によって国民統合を図ろうとしたのがそのよい例である。そのためにつくられたのが、教育勅語（明治23年）であることは言うまでもない。

現代における愛国心の復活もグローバル化という新しい文脈においてではあるが、似たような状況からであると言ってよいであろう。しかし教育勅語の精神を叩き込まれた皇民が、軍国主義の尖兵となった事を考えるならば、戦前のような侵略的な植民地主義の復活はありえないとしても、黙って見過ごすわけにはいかないであろう。特に将来、憲法9条が変えられ軍隊の海外進出が合法化されれば、若者を国策にイデオロギー的に動員する役割を教育基本法が果たさないという保障はないからである。

もともと子どもの荒れ、学校の荒れは、格差社会に象徴される社会の荒れを反映したものである。とするならば、公教育を縮減するのではなく、公教育を充実する事によって、子ども達の教育権を保障することこそ求められている。このような基本的な解決に背を向けて、イデオロギー統合に重点をおくことは本末転倒であり、ますます子どもの荒れを助長するだけであろう。

少し理論的な問題になるが、現行法には愛国心の規定がないだけでなく、国家や民族を想定する記述がない。教育の理念は個人の人格の完成や民主的国家を支える一般的人間論との関係で論じられており、個別日本の文化や伝統との関係において教育理念を規定していない。この点をとらえて、右派の知識人は教育基本法にあるのは、個（個人）と類（人類）の概念だけであり、種の論理が欠けていると批判する。

この点は憲法の性格にも関係している。憲法も民族やその伝統に関する規定はない。この点が保守派の改憲の動機をなしており、たとえば中曾根元首相は憲法私案で、国柄規定を入れていた（この部分は自民党案では削除されたが）。

しかし民族的規定は近代憲法になじまないだけでなく、外国人との共生や多様な生を制約する危険性がある。それだけでなく田辺元による種の論理が、大東亜共栄圏の哲学となったように、種の論理の強調は再び排外主義の悪夢を引き起こしかねない。

ところで東京都の日の丸・君が代の強制とそれに反対する教員に対する処分はよく知られているが、報道によれば、愛国心の数値評価をしている学校が全国で200以上あるという。教育基本法の「改正」に先行して、現場ではすでにイデオロギー的管理が強化されているのである。なお都教委のやり方に対しては、東京地裁で違憲判決が出たことは周知の通りである。

愛国心が重要であるという議論は、実はアメリカでも論争されたことがある。M・ヌスバウムとR・ローティとの論争がそれであるが、ローティは資本主義や権力の暴走などアメリカの矛盾を解決するには、民主主義の再生が必要であり、そのためには愛国心を核とする共通の国民意識が必要であるとするのに対し（『アメリカ未完のプロジェクト』晃洋書房、2000年）、コスマポリタンのヌスバウムは、われわれは何よりも人類共同体の一員として自らを意識すべきであり、われわれの思考や教育が国境という偶然的な存在によって影響されてはならないと主張した（『国を愛すること』人文書院、2000年）。ローティの問題意識も分からぬではないが、21世紀においては、コスマポリタン的な意識の比重が増していくことは間違いない、一方、現在の憲法や教育基本法が、その普遍主義的性格によって、そのような問題意識に合致している事は明らかである。その意味でこの二つの基本法は、世界のあるべき将来を照らし出すものであることを強調しておこう。

V 対抗する教育実践を

教育基本法「改正」を国会レベルで阻止することは、現状では困難であるが、法律の悪影響を現場で防いでいく可能性がないわけではない。これからは教育現場で国家の教育権と国民の教育権をめぐるせめき合いが、意識的または無意識的に展開されることになるであろう。ところで面白いことは、国民の教育権を実質化していく手がかりが、実は現在の教育改革自身の中にあるということである。教育改革は一方で教育基本法「改正」に導く流れを作ったが、他方でそれとはまったく異なる流れを用意したことでも事実だからである。

たとえば総合学習の導入は、地域の教育資源を学校に取り入れることによって、地域と学校との

関係を密にすることに貢献した。それだけではない。学校評議会制度は校長の諮問機関という限界はあるが、地域と学校のかかわりを制度化することとなった。そして注目すべきは、2004年の中教審答申（今後の学校の管理運営の在り方について）が打ち出した学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの構想である。現状では国の指定を受けた学校にしか許されないが、この組織は学校の最高意思決定機関として位置づけられており、しかもその構成員に住民が含まれている。地域住民が学校のあり方を決めるシステムが、国の政策によって制度化されているのである。

考えてみれば、もともと教育は地域の営みであった。京都では学制（明治5年）による義務教育が始まる前に、すでに地域ごとに番組小学校という地域立の小学校が存在しており、子どもを持たない住民も学校の維持のための費用を負担していた

のであった。またこの学校は地域の中心として、駐在所など行政機能が併設されてもいた。その後、明治国家が強力になるに従い、地域住民の教育権が国家に吸収されていくことになる。しかしそれから100年以上経過した現在、上からではあるが、教育権を再度、市民社会が部分的に再吸収する可能性が開けてきているのである。

コミュニティ・スクールの指定を受けた学校では、すでにユニークな取り組みが始まっているが、すでに志木市のような自治体では、それとは別の形で地域立の学校づくりが行われている（志木市の実践は、渡部昭男他編『市民とつくる教育改革』日本標準、2006年、参照）。紙幅の関係でこれ以上詳述は出来ないが、教育基本法「改正」をめぐる本当の戦いは、実は国会ではなく市民社会レベルにあるというべきかも知れない。

（うすい としまさ 所友 京都橘大学）

北朝鮮「経済改革」は今後20年続く — 朝鮮社会科学院経済研究所長に聞く —

OHNISHI Hiroshi

大西 広

この8月、ここ数年にわたって失敗し続けていた北朝鮮の「調査」（ただし、休暇による私費渡航）がついに実現し、40年前の帰国運動で帰国した元在日朝鮮人の李幸治朝鮮社会科学院経済研究所長、朝鮮経済研究会会长、朝鮮世界経済学会会長と面会し、今後の経済改革の展望についてお聞きすることができた。この李所長は新潟の環日本海経済研究所の所報に一度論文を書かれたこともあり、またこの研究所の研究者と面会されたこともある。約10年前には中国東北部で開催された国際学会にも参加されたことがある。が、それでも私は私事渡航の私にお会い下さったのには氏が京大経済学部の出身らしいこともあったようである。蜷川氏の後任の後任の後任と伝わったらしく、特別にお会いいただいた。

ところで、この朝鮮社会科学院には経済関係の研究所がふたつかその程度しかないらしく、その意味でここでの発言は経済政策トップに近い人物のそれと理解しなければならない。外交や政治においては問題の多い北朝鮮ではあるが、その問題

と経済改革の進展の程度とはまずは独立した問題である。その意味で、偏見なく将来の経済状況を予測する情報源としてここで公開したい。ただし、この会見は同研究所研究員などの同席の下で行われ、日本語の自由な李所長とのやりとりもそのすべてが通訳を介したものであった。まずはことわっておきたい。

I 平均主義に反対して 市場的な要素を導入

それで、所長が最初に講義形式で述べられたのはこの10年の経済困難の原因の説明であった。具体的には、①ソ連東欧の崩壊による社会主義市場の喪失（原料資材などの補償困難など）、②自然的な被害（95-6年の洪水、97年の旱魃）、③アメリカなどの孤立圧迫策とそれによる国防支出の重圧、④その他であった。そして、その為に北朝鮮は特にエネルギーと農業の分野といった必要部門への投資強化が必要になり、エネルギー分野では

「人民経済近代化計画」で人民経済のすべての部門を近代化、情報化しようということになった。また、農業分野では「4つの革命方針」を策定し、種子の改良、ジャガイモ生産の奨励、二毛作の奨励と土地整理・水利化の改善を進めることとなつた。

この「改革」(北朝鮮では「改革」という言葉はめったに使われない。ただし、時には使われる)は、2002年7月1日の「経済管理改善措置」で質的発展を遂げる。私(大西)は小著『グローバリゼーションから軍事的帝国主義へ』大月書店、2003年でこの「措置」を詳しく紹介したことがあるが、李所長がこの措置をして「平均主義のは是正」と明言されたのは大きな意味がある。つまり、かつて「社会主義とはタダで消費財をもらえる社会」との理解が存在したが、それは間違いで多く働いた者と少なく働いた者の取得は異なっていかなければならぬ。それは労働者の労働意欲を引き出す制度で、さらには各工場と企業省もこの目的で独立採算化したという。この為、国家計画委員会は現在国レベルの計画を策定していないとされた。

さらに、このように経済計画を全国的で完全なものでなくすということは「市場的な要素」を計画経済に結合させることであり、実際にそのように説明された。自由市場はすでに平壌市内でも26箇所(河信基『金正日の後継者は「在日」の息子』講談社、2004年が紹介する韓国統一部の情報では40箇所)に及び私も管見させていただいたが、これは以前は「農民市場」と呼ばれ、一農家当たり30

坪(約100平方メートル)の自留地(朝鮮語では“敷地”と呼ぶらしい)で各農家が生産した農産物を自由に取引する市場として開始された。が、現在はこうした農産物のみならず、各家庭(都市住民を含む)が持っている不要な物資や副業の生産物も取引きできるようになって「地域市場」と呼び改められている。また、これ以外にも各工場や企業省が保有する生産手段を交換するための「社会主义物資交流市場」も創設されており、つまり生産手段も市場取引きの対象にされるようになっているのである。

II 「これは市場経済化ではない」との建て前

このように「市場の活用」は積極的になされているものの、実はこの「改革」は「市場経済をめざすもの」ではないと断言されている。曰く、「これは中国やベトナムで行われているものの朝鮮版ではない」とのことである。もちろん、中国やベトナムのそれぞれの事情は理解し、かつて「社会主义国家」が互いに「修正主義」や「教条主義」と非難しあったように反対するものではない、と急いで付言されているが、である。

あるいは、次のようにも説明された。すなわち、現在の市場の利用は国が消費手段や生産手段の供給を保証できなくなっている下で補助的にされているものにすぎず、そうした困難が解消されれば



軍事境界線のすぐ北、開城工業団地の韓国企業で働く北朝鮮労働者

NEWSを読み解く

当然措置の解除となるものというのである。そして、実際、昨年における穀物生産の大幅な回復によって昨秋からは年当初250g/日であった一人当たりの穀物配給量が500-700g/日程度にひきあげられたとされており（『日本経済新聞』05年9月29日付け），これはその分自由市場での取引きが減ったことを意味する。実際に見た自由市場（平壌市統一通り地場市場）では、その制限を越えて肉や果物などが取引されていたが、である。

建て前を超えて市場取引きが発展しているということを示す事例は他でも観察された。というのは、前述したように取引される生産物は自留地の農産物も含め「副業」であって「本業」のものであってはならないとされているが、統一通りの地場市場ではひとつのブース（8平方メートル程度か）に何着も同型の服を並べるものを見ると、この「店主」は服の製造を本業化しているとみなさざるを得ないだろう。また、飲料や中国製の日用雑貨、さらには電気製品などちゃんとした製造元のある多くの商品がならべられているのを見ても、取引きを専門にする商人が活躍していると理解せざるをえない。この統一通りの市場では多いときには一日で10万人が利用するという。これが平壌だけで26ないし40箇所あるということだから、市民の基本的な買い物はもはやここで行われているものと見てそう間違はないのではないだろうか。配給所らしきところも見たが、殆ど商品を見かけなかった。なお、これは別のところから得た情報であるが、村々では石炭入手するのに「たのもし」形式でお金を集め代表者がまとめて買ってくるというものも広がっているという。これを「協同組合」と呼ぶかどうかは別として、これが実質的に商業に特化して仕事をする人間を作り出していることは間違いない。

ということで、実は市場経済化が予想以上に進んでいることを述べるのはたやすい。が、他方でなぜに上述のような建て前が強調されるのかも理解することが大切に思われる。なぜなら、「市場経済化」の野放団な進行は中国やベトナムで恐ろしいほどの所得格差を生み出しておらず、特にそれが政治的支配層とは異なる独自の「資本家階級」を生成させてしまったことを北朝鮮はよく知っているからである。実のところ、外貨ショップに並ぶ商品の高価さから、（政治幹部を除いても）日本などからの帰国商人などが一種の資本家階級と

してすでに成立していることを伺えるのであるが、それが一般の北朝鮮市民に広がり、さらにその一般市民との生活ギャップが破壊的に広がってはならないとする気持ちはよく理解できる。よく考えると、そもそも中国の経済改革でさえ、その市場経済化は30年近くの時間をかけた相当コントロールされたものであったのである。

III 経済「改革」の成果

李所長の説明に戻ろう。李所長は以上の説明に続き、経済「改革」の成果を次の三点にまとめられた。

そのひとつは、99年頃から経済が回復軌道に乗ってきていていることである。たとえば、電力は2000年以降に回復基調に入り、現在はまずは各工場には十分な供給ができる、各家庭に対しても大体のところは供給できるようになったとされた。そして、実際、平壌の夜も以前に伝えられたように完全に真っ暗なのではなく、それなりの電気がついていたことを報告しておきたい。私は2年ほど前にある航空会社の機内誌で夜の地球が北朝鮮地域だけが真っ暗になっているのを見たことがあるが、先日8月1日づけの『日本経済新聞』の10面の半面広告記事の写真（NTTファシリティーズの広告）では他地域よりは暗くても多少は明かりが見えるようになっていた。実際の平壌の様子と符合する。

ただし、この「各工場には十分な供給ができる」というのは恐らく事実ではない。私がこの春以来中国丹東や日本国内で聞いた北朝鮮貿易関係者の話では、軽工業も重工業も工場の稼働率は相当低く、その原因に電力不足があるといわれている（一説では製鉄所は殆ど動いておらず、繊維産業も二割程度の稼働率とされる）。李所長は自身の推計として現在の電力供給が80年代末の70%程度まで回復しているとされたが、これがもし真実でもこの程度では産業用の電力供給にも相当な制約がかかっていると見なければならないだろう。

さらに第二に、李所長が紹介されたのは穀物生産の回復であって、正常供給量600万トンに対し、05年には550万トンが生産できたとの自身の推計値を示された。韓国側資料によると04年の穀物生産量は450万トン（FAO、WFP資料では420万トン前後）であるから約20%の大増産となるが、私

の実感にも合うものであった。今年の生産量は北朝鮮日本海側の水害で数万トン程度（ある専門家の推計）の減少が見込まれるもの、私が見た平壤-開城間の農村地域は青々としており農業生産上の困難を感じさせなかっただし、昨年、北朝鮮政府が各国政府からの穀物援助を断ったという事情とも符合する（今年の韓国からの水害復興援助もその殆どは穀物ではなく資金援助となっている）。

また第三に、貿易の回復も強調された。1990年をピークとした貿易総額は99年にその半分にまで縮小したが、その減少分を05年には取り戻し、総貿易量は完全に回復したという。この間、日朝貿易は大幅に縮小しているから、この回復は中朝、朝韓貿易の大幅増によるものである（中朝貿易の動向については大西「中朝貿易から見た北朝鮮経済の現状について」『京大上海センター・ニューズレター』第111号、2006年7月1日参照）。李所長も言われたが、このことから北朝鮮経済がボトムを脱し着実に回復しつつあることは否定できない。また、総生産が回復する前に貿易量が回復していることからして、経済構造が開放的な方向に向かっていることも重要である。

もちろん、この回復も上記のような工場稼働率の下ではまだまだ「危機を脱した」と言うには早すぎるだろう。このことは、この訪問中に調べた諸物価と賃金の調査からも明らかである。なぜなら、一般的の公務員賃金は3,000ウォン/月で、このところ上昇していないのに対し、自由市場で購入したクッキー一袋（1kg）は2,300ウォン、中

国製歯ブラシは600ウォンした。つまり、いかに配給物資が増えているとはいって、これだけではどうしても暮らしていくレベルとなっているからである。

IV 「市場の利用は 2025年まで続ける」！

しかし、それでも、こうした価格水準にある自由市場の利用は前述のように一般的となっており、市場は活気に満ちている。これは実は移行経済の初期に一般的な現象であって、私自身も1993年のロシアや2004-5年の年末年始のキューバで見たことがある。そして、その秘密はオフィシャルな経済の外に広がる巨大な「地下経済」、この場合には大規模な市場取引きとそれによる所得の上昇が「建て前」を超えて相当に広がっていることを示している。

なお、実は上述のような消費財価格の上昇は食糧増産による配給増が「所得」に対する他の諸財の相対的供給不足を生み出した結果である可能性もある。が、問題なのはもしこれが自由市場での価格上昇の原因だとすると、その場合は「価格」というものが諸財の需給状況に合わせて柔軟に上下していることを意味する。「市場経済化」はこうして北朝鮮経済に着実に浸透しており、またそれが需給アンバランスの調整役を果たしつつあるのである。



平壤市内の様子。向うに小さく見えるのは、アイスクリームの屋台。

NEWSを読み解く

したがって、実は「建て前」がいかに「市場経済」ではなくとも現実はそうなっており、またその続行なしに経済を改善することはできない。あるいは、さらに言つていかに「建て前」が応急措置としての市場を経済の改善後になくすといつても、それは不可能である。そして、この問い合わせに「建て前」を崩さずにうまく答えられたのがこの李所長であった。李所長は、この問題に対して市場の利用は2020年ないし2025年まで続くとして、事実上この「利用」を半永久化したからである。

李所長の説明は次のように続く。すなわち、なぜこの時期が予想されるかというと、これは北朝鮮が掲げる「社会主义強盛大国」が目標でなければならぬからで、この内実たる「政治大国」「軍事大国」（これも当然視されている）および「経済大国」のうち、未実現な「経済大国」とは80年代中頃に政府が掲げた「経済建設の10大展望」の数字でなければならないからという。この目標は具体的には、

電力	1,000億キロワット／h
石炭	12,000万トン

鋼鉄	1,500万トン
非鉄金属	150万トン以上
セメント	2,000万トン
穀物	1,500万トン
水産物	500万トン
化学肥料	700万トン
織物	15億m
海面干拓	30万ha

となっている。

もちろん、この見解も所長の個人的見解ということで、経済政策立案者の間で見解の相違のあることが伺われるが、それを逆に言うと「建て前」と対立しない範囲で「市場経済化」を進めようとするところした立場しかありえないと思われる。元在日朝鮮人として「市場経済」を知り尽くした李所長の絶妙の説明方式と受け止めた。核実験後の経済制裁も、アメリカの軟化によって実験前より緩和する可能性さえある。この意味で、北朝鮮の経済改革は今後も着実に進むというのが私の結論である。

（おおにし ひろし 所員 京都大学）

特集にあたって

2006年9月23・24日の両日にわたって開催された基礎経済科学研究所の第29回研究大会は、「憲法改定と日本経済のゆくえ」を大会テーマに掲げた。その全大会Ⅰのテーマが「憲法改定は日本経済をどこに導くか」であり、全大会Ⅱのテーマが「社会保障はどうするか」であった。小泉内閣から安倍内閣へと政権が変わり、国民投票法の国会での審議など憲法改定へ向けたプログラムが進められる中での今大会のテーマ設定であった。

本特集は、全大会Ⅱ「社会保障はどうするか」において報告された吉永純「焦点としての生活保護——主として基準・運用についての現状と課題」、岡崎祐司「社会保障構造改革と社会福祉の“準市場化”——多元化・分権化と福祉政策の課題をめぐって—」、小沢修司「ベーシック・インカムの可能性」の3報告を当日の議論を踏まえて、あらためて3氏に執筆していただいた論文からなる。

小沢氏は、全大会Ⅱの課題を当日のレジュメに次のように書いている。「新自由主義的な市場経済化の嵐が社会保障制度を大きく巻き込むなか、ワーキングプア（働く貧困者）や「格差社会」など貧困の拡大・進化がすすんでいる。こうした状況のもと、これから社会保障のあり方を検討することがこの全大会に求められている」。

吉永報告は、社会保障制度の基底をなす最低生活保障としての生活保護制度の現状を、行政による生活保護拒否が引き起こした餓死事件（北九州市）や嘱託殺人事件（京都市）を紹介しつつ、これらの事件の背後にある要因を分析している。三位一体改革における生活保護費の国庫負担率の削減問題をめぐって、国と自治体間でのせめぎあいは、「国庫負担率4分の3の維持」に落ち着いたものの、それと合わせて「保護適正化方策」が確認された。こうした事態は、財政削減の観点から行政運用における違法行為を意に介さない露骨な保護抑制策であるという点で、生活保護の「第4次適正化」の段階に入ったと指摘している。

岡崎報告は、社会保障構造改革を把握する視点として、一つは社会福祉の「準市場」（quasi-market）と多元化を、もう一つは「市場個人主義」を紹介している。前者はジュリアン・ルグランの、後者はG.M.ホジソンの議論である。その理論的含意を十分に活かしてわが国の現状分析に適用するために、さらなる研究の進展を期待したいが、いずれにせよ「市場」というものが、社会保障とその責任主体である国家と、また人権の担い手である諸個人と、どのような関係性を持つのか（あるいは持つべきなのか・持つべきではないのか）ということの理解が、鍵であるように思える。政策レベルでは、介護保険制度が福祉サービス分野にもたらした、利用契約制度が障害者全体へのサービスに拡大される（自立支援法）なかで、消費者主義ではない当事者による真の利用選択と評価が可能なシステムをいかに実現するのかという課題である。

小沢報告は、社会保障制度のあり方を検討するにあたっては、「所得保障部分」と「社会サービス部分」とを区別する必要があるとしたうえで、「所得保障部分」に焦点を当てベーシック・インカムを論じている。それは、所得面での「健康的で文化的な生活」をすべての国民に保障する構想であり、資本主義社会の生活原理を克服するものであるという。働いて稼いだ賃金（所得）で生活する原則が普遍化し、「労働」と「所得」の結合が不可分のものとなっている資本主義社

会では、高い「所得」を得る「労働」に対しては高い評価が与えられる一方で、「所得」につながらない「労働」には社会的評価が与えられない。ベーシック・インカムの意味は、「労働」と「所得」を切り離すことによって「労働」の人間発達的意味合いを取り戻すことにあるという。

小沢氏は、報告の中で自身のベーシック・インカム論を「雲の上を飛ぶ議論」と表現したが、この比喩を借りればこの議論をどこにどのように「着地させる」かが問題となる。社会保障の構造改革のもとで進められる生活保護制度の見直しや社会福祉サービスの市場化のなかで、具体的な最低生活水準とは何か、所得保障を前提としたうえでの「真の自立」とは何か、「真の自立」に社会サービスはどう関わるのか、その財源はどうするのか等々が論じられなければならない。

長期にわたる社会経済構想と、現実の具体的問題への対応、この間の領域を埋める理論的かつ実践的作業が、多くの研究者と現場の実践家に求められているとあらためて感じた全大会Ⅱの議論であった。憲法改定が具体的日程に上ろうとしている現下の情勢にあって、この取り組みは喫緊の課題である。本特集が、この課題に応えるものとして読者諸氏に評価していただけることを願う。

(佐藤 卓利 所員 立命館大学)

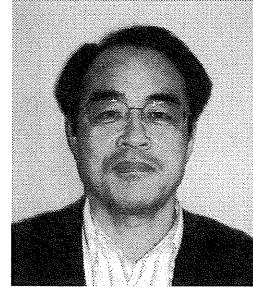


研究大会での質疑応答

焦点の生活保護

— 主として行政運用、最低生活保障水準についての現状と課題 —

格差社会の深まり・拡大を反映して、社会保障において最後のセーフティネットとされる生活保護をめぐる論議が活発化している。本稿では、「出番」にふさわしい生活保護制度にするための課題とその手がかりを明らかにする。



YOSHINAGA Atsushi

吉永 純

I はじめに — 問題の所在 —

生活保護をめぐる最近の論議は、二つの大きな流れがある。

一つは、保護費削減、生活保護利用者の抑制を目的とした政府、全国知事会・市長会等の主として行政側の対応である。これは、生活保護国庫負担金削減が一応の決着を見たときの確認書を起点とし、2006年3月の「生活保護行政を適正に運営するための手引き」、同年7月の「骨太方針2006」、10月の知事会・市長会の報告書で矢継ぎ早に具体化され、方針化されているものに代表される。具体的には、稼動能力活用の強化、警察との連携強化による告訴、告発マニュアルの策定（以上「手引き」）や、保護基準・母子加算削減、リバースモーゲージ（宅地保有者の保護については宅地担保による借金を優先させる）の導入（以上「骨太方針2006」）、有期保護制度（18歳～64歳の稼動年齢層の生活保護生涯利用期間を原則5年に限定）等（知事会・市長会の提案）である。

他方、いま一つは、市民生活が深刻化している現在、違法な運用が横行している生活保護現場の現状を告発し、生活保護制度を適正に運用、活用して、真にセーフティネットとして機能させようとする流れである。これは生活保護と多重債務問

題を正面から取り上げた日本弁護士連合会人権大会の一連の取組、老齢加算、母子加算の削減処分取り消しを求める全国で提訴されている生存権裁判の運動、さらに北九州における生活保護を拒否されたことによる餓死事件をめぐっての一連のマスコミ報道に代表される。

前者の流れは、構造改革路線によって困難となっている市民生活の実態を省みず、また、違法な行政運用を放置したまま、遮二無二財政削減にひた走るものである。生活保護制度は1950年現行法施行後、運用による「適正化」（この場合の適正化は保護の受給抑制と同義である）はあっても、制度自体の骨格は維持してきた。社会福祉基礎構造改革の総仕上げとしての2004年の生活保護制度の在り方にに関する専門委員会報告書でも制度の骨格を維持しつつ、自立支援策等を強調し「利用しやすく自立しやすい生活保護制度」をめざす方向を示し、市民や利用者のコードに一定程度応える積極面を含むものであった。しかし、最近の一連の動きは、報告書の積極面は無視され、生活保護制度の根幹部分にも大なたを振るう憂慮すべき事態となっている。

生活保護制度は、市民に期待に応えて、「利用しやすく自立しやすい」制度に脱皮していくのか、反対に、「自立の強要」によって、ますます使いにくい制度、頼りにならない制度に変質の度を深めていくのか、重大な岐路に立たされている。本

稿では、主として、生活保護制度の行政運用、および最低生活保障水準の側面から生活保護の現状を探り、「出番」にふさわしい役割を果たしていくための課題とその手がかりを明らかにするものである。

II 生活保護の現状——たび重なる悲劇と生活保護行政への批判の高まり——

(1) たび重なる悲劇

今年（2006年）5月から7月にかけて毎月のように生活保護をめぐるショッキングな事件が明らかとなった。まず、その概要を新聞報道等からみてみよう。

① 北九州市における生活保護を拒否されたことによる餓死事件¹⁾

2006年5月23日、北九州市門司区の市営住宅の一室で一人暮らし、無職のAさん（56歳）のミイラ化した遺体が発見された。Aさんは、下半身が不自由なため身体障害者4級の手帳を所持しており、仕事を辞めた2005年8月以来収入なく、水道も止められ、市内で別居する二男のパン等の細々とした差し入れによって文字通り食うや食わずの生活をしていた。家賃も滞納するに至り、Aさんは同年9月末、二男とともに福祉事務所を訪れて生活保護の受給意思を示したが、福祉事務所は二男らに援助要請し生活保護を受付しなかった。その後、二男の細々とした差し入れも困難となって、再度同年12月上旬に福祉事務所を訪れて生活保護の受給意思を示したが、この時も、福祉事務所は家族と話し合うように求め、またも生活保護を受付しなかった。Aさんはその後福祉事務所を訪れるではなく、前述のように5月に遺体となって発見された。警察の調べでは遺体は死後4ヶ月が経過していたという。

② 京都市で、生活保護の相談に乗ってもらえない、認知症の母が殺害された事件²⁾

Bさんは、認知症の母の介護のため、仕事を辞めることから生活に困り、2回にわたって福祉事務所を訪れたが、生活保護の相談にのってもらえないかった。疲れ果てたBさんは、2006年2月1日

京都市伏見区の河川敷で車椅子に乗った母の承諾を得て、首を絞めて殺害した。Bさんは直後に包丁で自分の首を切ったが死に切れなかった。福祉事務所は、Bさんに失業給付の受給資格があったことから生活保護の受付をしなかったとされているが、少なくとも失業給付支給期間終了後は要保護状態の可能性が強く、本人が生活保護を拒否されたと思い囑託殺人に及んだことについて、福祉事務所の対応を疑問視する指摘が相次いだ。同年7月21日の判決で裁判官は、Bさんが献身的な介護を続けながら両立できる職を探していた経緯にふれた上で、「福祉事務所を訪れたが相談に乗ってもらえない、生活保護を受けることはできず心身とも疲労困憊となった」と指摘し、判決言い渡し後の説諭において、「日本の生活保護行政のあり方が問われているといつても過言ではなく、この事件を通じて何らかの変化があると思う」と述べた。

③ 生活保護申請を2度却下された男性が福祉事務所前の駐車場で自殺した事件³⁾

睡眠障害があったCさんは、5年ほど定職に就けず、車上生活（約2年）を余儀なくされていた。収入は親から仕送り6～7万円だけであった。市民団体の紹介で住居を確保し、5月初めに秋田市福祉事務所に生活保護の申請をしたが、医師の診断書が「睡眠障害はあるが軽労働は可能」であったため、保護申請は却下された。Cさんは国民健康保険に入り社会福祉協議会からの貸付によって治療しようとしたが貸付を得られず、6月21日に再度の保護申請をした。福祉事務所は直ちに就労指導を行い、Cさんは2回ハローワークにも行ったが、相談員から仕事の紹介ではなく「仕事のブランクがあり、精神的な病気もあるのなら、『心理カウンセラー』等の相談場所へ行ってみたらどうか」と勧められた。しかし、福祉事務所は「ハローワークに登録し、二回ほど相談を受けているが、仕事の面接にまではいたらず、能力活用を怠っている」という理由で再度の保護申請も却下した。思い余ったCさんは、自殺の前の晩に、親友に「保護課ではなく、保護しない課ではないか。」「ケースワーカーは困った、困ったとしか言わない。困っているのはおれの方だ。」と福祉事務所の対応に憤りを露わにし、「おれは虫けらみたいな者だが、おれみたいな人間はいっぱいいる。お

れが犠牲になって福祉をよくしたい。」「保護課の前でやれば、彼らも心が痛むべ。」と自殺をほのめかした。親友は自殺を止めるように説得したが、親友と別れた後、Cさんは車に練炭を持ち込み自ら命を絶った。Cさんの収入は最低生活費より37,000円余りも少なかった。

これらの事件についての行政側のコメントは、いずれも「行政の対応は適切だった」とするものであった。しかし、少なくとも、以下の点で重大な違法行為、ないしは不適切な対応があったと指摘せざるを得ない。

まず、北九州の事件では、第1に、情報公開されたAさんについての福祉事務所の面談記録票において、Aさんは保護申請意思を明確に表明しており、福祉事務所の行為は保護申請行為を侵害するものである。第2に、福祉事務所は親族からの扶養を盾に保護申請を拒否しているが、扶養は保護開始のための条件ではなく、保護開始後、親族からの仕送り援助等あればその分だけ保護費が減額される扱いになっているに過ぎないものである⁴⁾。第3に、Aさんの置かれている状況は、ライフライン等が停止され、ろくに食事もとれず食うや食わずの状態であって、手足も物干し竿のようにやせ細っていたという。これは、たとえ申請がなくても行政の側から生活保護を発動すべき職権保護の状態と言ってよい状態であった⁵⁾。第4に、餓死事件は今回が初めてではなく、昨年1月にも生活保護を受けられなかつた市民（68歳男性）の餓死事件が発生しており⁶⁾、北九州市当局は、何らの反省もせずに今回の事件を起こしている。いわば「確信犯」といってもよい。このように二重三重に違法行為がなされた結果、この事件は引き起こされているのである。

また、京都市での事件では、裁判所から指摘されるという異例の事態となったように、福祉事務所の対応の不適切さが問われなければならないだろう。秋田の事件でも、医師の診断書だけで、現に仕事に就いていないCさんの生活保護を却下しているが、これは、稼働能力についての、判例上確立⁷⁾し、行政も認めている判断基準（稼働能力を活用しているかどうかの判断は、身体的に能力があるか、稼働の意思があるか、実際に就労の場合に就いているかどうかによって判断）に照らしても重大な疑義がある（もっとも、この例では、医

師の診断書自体についても疑問がある）。

(2) 生活保護行政への批判の高まり ～日弁連生活保護110番結果から⁸⁾

これら3つの事件については、マスコミをはじめ批判が相次いだが、前述の日弁連が行った、全国一斉生活保護110番において、これらの事件が氷山の一角であることがあらためて明らかとなった。この日弁連生活保護110番は、2006年6月30日、7月1日を中心とした44日実施され、参加弁護士数 延338名（45単位弁護士会）、協力実務家49名（筆者も実務家として参加）という大規模なものであった。相談件数は634件に及び、うち、生活保護未利用477件（75.2%）、利用中157件（24.8%）であった。

この取組みの結果、明らかとなった主な特徴点は以下の通りである。

① 多重債務により生活困窮に陥っている人は1割以上

全相談件数634件のうち、生活困窮事由に「多重債務」を挙げた人は74件（11.7%）であった。

② 生活保護未利用のうち、福祉事務所へ行ったことのある人は3割強であり、そのほとんどが窓口規制にあって申請できないまま帰っている。

「利用なし」477件の内、過去に福祉事務所に行ったことがある人は、180件（37.7%）であった。そのうち、「申請したが却下された」というケースはごくわずかで、ほとんどは申請すらできず、「申請したいが用紙をもらえない」「相談したが無理だと言われた」など、申請以前に「相談」扱いとして福祉事務所で断られるという窓口規制にあっている。

③ 福祉事務所へ行ったが申請できなかつた人のうち、「扶養義務者に援助してもらいたいなさい」「仕事を見つけなさい」と言わされた人がそれぞれ2割以上

福祉事務所へ行ったが申請できなかつた（申請拒否された）理由としては、「扶養義務者に援助してもらいたいなさい」がいちばん多く49件（福祉事務所へ行ったことがある人の27.2%）、次いで「65歳までは稼働年齢なので頑張って仕事を見つけなさい」41件（同22.8%）であった。以下、「持ち家を処分しなさい」「所持金がなく

なってから来なさい」各16件（同各8.8%）、「借金があると生活保護を受けられない」10件（同5.6%）と続く。

これらの理由で申請を受け付けないことは、いずれも違法である。（申請しても結果的に保護開始に至らないケースもあるが、仮にそのようなケースであっても、申請自体は妨げられない。）過去に福祉事務所へいったことがある180件のうち、少なくとも118件（同65.5%）のケースにおいて、明らかに違法、又は違法の可能性が高いと思われる福祉事務所の対応がみられた。また、相談員の態度が高圧的かつ侮辱的である、話を聞いてくれない、申請書がほしいと頼んでも出してくれない、といった「相談員の態度が悪い」という相談も31件（同17.2%）あった。

III 生活保護「適正化」の新たな段階——「第4次適正化」——

このような悲劇がなぜ起るのか、なぜ行政は、居直りとも言うべき頑なな対応に固執し反省の色さえ示そうとしないのか、その要因を検討する。

(1) 2005年12月1日確認書（厚労大臣、全国知事会長、全国市長会長、内閣官房長官）における生活保護の適正化についての合意

三位一体改革における生活保護の国庫負担率の削減問題をめぐって、2005年4月に「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」が設置され、激しい論議の末、国庫負担率4分の3が維持された。ところがその決着にあたり、「生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む」とする確認書が交わされた。この確認書が起点となって一連の保護費削減策が打ち出されていることとなつたのは先に述べたとおりである。

この確認書中にある「両者が一致した保護適正化方策」とは、関係者協議会で国と地方がそれぞれ提案している適正化方策を指している。ここで注目すべきは、国ではなく、地方の側から、ドラ

スティックな保護費削減策が提案されていることである。たとえば、生活保護基準と老齢基礎年金額との「逆転現象」の問題（前者が後者より高い）、稼動年齢層の保護を有期更新制とする、リバースモーゲージなどである⁹⁾。これは、最近の制度改革策が地方のイニシアチブによってすすめられていることを示している。

(2) 「生活保護行政を適正に運営するための手引」¹⁰⁾

前述の確認書に基く最初の具体化が、2006年3月末に発せられた一連の「手引」である。これは、保護申請権の尊重を謳ってはいるものの、①保護申請時における調査、検診命令の強調、②警察との連携強化による暴力団対策の徹底、「不正受給」情報の警察との共有化、③履行期限を定めた指導指示の強調（行政の指導内容自体の正当性、妥当性、客觀性はほとんど問わず、「履行期限を決めたメリハリのある指導」が強調され、詳細な手順が示されている。実態に合わない無理な指導指示〔例「3ヶ月以内に自立できる仕事に就け〕によって、保護廃止が強行される恐れがあるものである）、④告訴等への具体的な手順を初めて示す（現在でも福祉事務所が利用者を疑ってかかる意識が蔓延しているのに、犯罪予備軍へみなす意識へとさらに歪む恐れがある）など、生活保護運用の全分野を対象に生活保護の「適正化」（保護抑制策）を徹底するものである。

(3) 骨太方針2006¹¹⁾

さらに、「適正化」を抜本的に強化する方向性を示したのが、2006年7月の「骨太方針2006」であった。「骨太方針2006」では、生活保護のさらなる適正化として、①生活扶助基準の見直し、②母子加算の廃止を含めた見直し、③級地の見直し、④リバースモーゲージ（自宅担保による融資）の導入などを基本的に2007年度、遅くとも2008年度までには実施することを求め、さらに生活保護の「抜本的改革」を迫っている。これは、先の「手引」が主として生活保護運用面での保護抑制策であるのに対して、保護基準（最低生活水準）の切り下げと資産保有（宅地保有者の生活保護からの排除）の後退を意図したものである。

(4) 「新たなセーフティネットの提案」¹²⁾

2006年10月全国知事会・市長会のもとに設置された「新たなセーフティネット研究会」は①稼動世帯に対する生活保護生涯適用期間を最大5年間とする有期保護制度の創設、②高齢者世帯対象制度の分離、③ボーダーライン層が生活保護へ移行することを防止する就労支援制度を柱とする提案を発表した。しかし、利用期間を最大5年間に限定することは、最低生活保障を第一義的な使命とする現行生活保護法に明らかに抵触する。また、保護利用者の状況は個別性が大きく一律5年で切る扱いは根拠に乏しい。母子家庭の福祉予算削減に猛威を振るったとされるアメリカにおけるTANF（貧困家庭一時扶助、それまでのAFDC〔要扶養児童家庭扶助、日本の児童扶養手当に相当〕を5年で打ち切るTANFに変更）を想起させるものである。

(5) 保護「適正化」の新たな段階

これらの動きに共通するものは、IIで指摘したような行政運用における違法行為をまったく意に介さない態度であり、財政削減の観点からの露骨な保護抑制策である点である。生活保護行政をめぐっては、1981年のいわゆる「123号通知」¹³⁾以降長きにわたり、「第3次適正化」¹⁴⁾の時代とされてきたが、上記のような今年になってからの一連の動きは、もはや「第3次適正化」の内容（その手法は窓口規制と必要以上の厳格な調査である）を越え、「第4次適正化」とでも呼ぶべき新たな段階に達したといわざるを得ないものとなっている。

すなわち、第1に、前述の「手引」に明らかなように、生活保護の全段階での規制強化であることである。第2に、生活保護の資産保有については学資保険裁判などの最高裁勝訴による高校就学費用や学資目的の預貯金の容認など、少なくとも1950年新生活保護法施行後曲がりなりにも拡大されてきたが、リバースモーゲージの導入は保有資産における明白な後退となることである。第3に、2004年以降の老齢加算等の削減に止まらない、生活保護基準本体の本格的な削減が企図されており、明白なナショナルミニマムの後退という事態となっているのである。

IV 生活保護をめぐる主要な課題 — 窓口規制・「水際作戦」と 最低生活水準の後退 —

このような生活保護運用上の焦点である窓口規制・「水際作戦」と、最低生活水準の後退についてさらに検討しておこう。

(1) 生活保護の窓口規制、「水際作戦」

北九州での事件や、日弁連の生活保護110番でも明らかなように、生活保護を申請段階で違法に受け付けない運用が、扶養（申請段階で親類などへの援助を求める）や稼働能力活用を口実に横行しており、これが現在の生活保護運用の最大の問題である。

しかし、実態とはまったく逆に、申請権については最大限尊重するように、国は「手引」を初めとしてこれまで再三にわたって強調している。すなわち、「……申請の意思のある方への申請手続きへの援助指導を行うとともに、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきものであることに留意する」（「手引」）としている。もっとも、地方側は、この國の方針が保護率、保護費の増加の要因になっているという驚くべき認識を示しているが。

地方の認識は問題外だが、実践的には、この國の方針を実行するという当たり前のこと、多様な手段で要求し、現実のものにしていくことが必要である。

(2) 保護基準の削減について

保護基準の削減については、先述の生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会第6回協議会における知事会・市長会の生活保護適正化に関する提言中の「老齢基礎年金額や一般低所得層の収入額が生活保護基準額より低く、均衡が損なわれていることから、それぞれの制度の性格を踏まえながらも、適切な見直しを検討する必要がある。」等を踏まえて、検討されているものである。

① 「低所得層との均衡」という問題点

しかし、このように低い方に合わせる「低位平

準化方式」とでも呼ぶべきやり方には根本的な疑問がある。最低生活費は、ナショナルミニマムであると言われている。ナショナルミニマムとは、国民的最低限と訳され、国家が国民に保障する最低限度の生活水準であり、その水準を下回った生活をさせてはならないとする生存権（憲法25条）を根拠とする。この保障水準が、真に「健康で文化的な水準」かどうかが、ナショナルミニマムの根幹となる。これまでの保護基準に関する検討は、消費水準均衡方式を前提とし、もっぱら低所得者との消費支出の比較という方式で行われた。現在、生活保護における捕捉率は、前述のように世帯比で概ね20%台にとどまる。相当数の低所得者が生活保護以下の暮らしをしていることになる。低所得層との比較ということは、これら漏れ層（保護漏れ層）も含めた層と比較することになり、下への際限のない悪循環となることは明らかである。さしあたりは低所得層に対する保護適用率の拡大が先になすべき課題となろう。

② 国民年金額と生活保護基準額との「逆転現象」について

確かに、拠出して得られる年金の金額と、無拠出の生活保護基準額を比較して、後者が高ければ、それだけを見ると、「逆転現象」といえるだろう。しかし、国民年金の平均受給額が4万円台という低位性を考えると、生活扶助水準が高すぎるから下げなければならないのではなく、逆に、基礎年金水準や最低賃金が低すぎるから引き上げる必要があるのではないか。いま必要なことは、現在の生活扶助基準がはたして健康で文化的な生活を保障しているのかどうかという、基本に立ち返った検討である¹⁵⁾。けっして、拠出の有無だけで判断することはできないのである。

なお、制度設計としては、健康で文化的な生活保護基準よりも、拠出に基づく年金水準は上回り、さらに、就労を前提とする最低賃金は年金水準を上回るように組みたてられるべきである。つまり、最低賃金>基礎年金額>生活保護基準となるべきであろう。

③ 母子加算¹⁶⁾の削減について

母子加算の削減については、比較の対象とされている一般母子世帯の収入そのものが一般世帯の三分の一強ということ自体が問題である¹⁷⁾。高校

生年齢の子どもに対する母子加算が現在削減中だが、これらの年代の子どもたちについては、物理的な世話の手間が減ずる面だけが強調され、塾代や携帯電話費用等最近の高校生の生活実態を踏まえた検討はなされていない。母子世帯の生活水準悪化や「貧困の再生産」の問題を考えると、母子加算の削減は行うべきではない。

V 「出番」の生活保護

ここで、現在の生活保護の果たすべき役割をあらためて確認する。生活保護はいうまでもなく「最後のセーフティネット」である。市民生活の現状や社会保障制度の動向に大きく左右される制度である。そうした側面からの検討抜きに、「受給世帯が100万世帯超えたから大変」「保護費が毎年伸びている」ことを問題視してもそれは単に「福祉予算が増えるからよくない」と言っているに過ぎず、何ら問題の解決とはならない。

まず、現在の社会経済情勢のもとで、生活保護制度の役割が増大していることについては異論のないところであろう。景気が回復傾向にあるといつても、リストラや不安定雇用の増加など、雇用不安と抱き合せのむしろ雇用を切り捨てたことによる景気回復であることから、失業率の高止まり、とりわけ若者における非正規雇用の拡大が著しい。これらは生活保護水準以下層のワーキングプアを増大させる。また、年金、医療保険、介護保険、障害者福祉、高齢者課税等、この間の社会保障の連続的、全面的な改悪は、否が応でも最後のセーフティネットとしての生活保護の役割を増大させることになる。

これらを要因にして、生活保護利用者数・保護率（利用者／人口）は1995年の88万2千人・0.7%を底にして、その後増大し、1999年には100万人を超える、2006年2月現在149万4千人・1.2%である。生活保護世帯は105万5千世帯となっている。これらの数値から、国や自治体は生活保護がいかにも肥大化しているかのように強調し、口を開けば財政的負担が過重になっていると述べている。

しかし、現在の保護率自体は、雇用がまだまだ安定していた第2次オイルショック時（1983年～1984年）の水準にやっと並んだ程度であって、お

世辞にも高いレベルとは言えない。また、日本の公的扶助受給率が諸外国に比して低いことは周知の事実である。例えば、現在の我が国の保護率は、失業率が日本の2倍とはいえ8.8%の保護率であるドイツの8分の1という低いレベルである。さらに、保護利用資格がある人のうち、実際に保護を利用している人の割合を捕捉率というが、日本においては、せいぜい20%台である。現在の約3～5倍、すなわち300万～500万世帯が生活保護を利用してもおかしくないのである。このように、現在の生活保護利用率は、歴史的にも、外国との比較においても、また肝心の政策目的（利用資格のある人のすべてが利用する＝捕捉率100%）からしても、到底十分な水準とはいえない。結局、日本の生活保護利用の特徴は、超低保護率、低い捕捉率、その結果としての漏給問題（保護漏れ）ということができる。日本の生活保護制度は、客観的には「出番」の情勢であるにもかかわらず、求められる役割をとうてい果たしていないことが確認できるのである。



VI 「利用しやすく自立しやすい」生活 保護にするために —— 課題と展望 ——

冒頭で指摘したように、今求められていることは、困窮にあえぐ市民を救済し、人間らしい生活を保障するための生活保護の迅速な発動と適用である。いかにして国と地方一体となった「適正化」にいかに歯止めをかけ、生活保護を「出番」にふさわしく機能させていくか、いくつかのポイントを示し、本稿を閉じることとしたい。

(1) 基本的な視点 — 専門委員会報告の積極面を生かす —

さしあたり、2004年末にまとめられた生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書¹⁸⁾の積極面（「利用しやすく、出やすい生活保護」や、報告書で示された貧困観、自立論、稼働能力論、預貯金3ヶ月容認等の具体化）を生かす取り組みを強めることが重要である。

(2) 現行生活保護行政運用の問題点は必ず突破できる

北九州の餓死事件を見るまでもなく、現行の生活保護制度の問題点は、窓口規制、稼働年齢層の排除、扶養の強制であることはあきらかである。行政は「適正にやった」と居直っているが、これらはいずれも国の通達にも反した違法な行為であり、法や実施要領（生活保護通達集）に基いて基本的に突破できる「壁」である。また、「手引」への対応も同様である。このことに確信をもって権利保障に向けての実践をすることが必要である¹⁹⁾。

(3) 第4次適正化にどう立ち向かうか

実際に現場で生活保護利用に結びつけると同時に、なりふりかまわぬ「適正化」を推進しようとする国や行政にどう立ち向かうか、が重要な課題となる。この点では、次の事実は、「適正化」路線がけっしてスムーズにいくものではないこと、必ず打破できることを示している。

第1に、「格差社会」に対する国民、市民の批判の高まりである。さすがに小泉構造改革の冷酷な結果に市民が気付きつつあるということである。

朝日新聞の世論調査（2006年2月5日付け）では、「所得の格差が広がってきてる」と思う人は74%に達し、そのうち7割の人が「問題がある」とみている結果が報告されている。

第2は、生活保護への期待の高まりと不当な運用への批判の強まりである。構造改革路線は社会的弱者を容赦なく痛打する。京都における介護嘱託殺人事件地裁判決における生活保護行政への異例の警告を始め、NHKを始めとして北九州市の餓死事件や秋田の抗議自殺事件については事実に基く良識ある報道が相次いでいる。

第3は、生活保護不服申し立ての急増と裁判の広がりである。審査請求では、03年全国370件が、05年835件と倍増しており、いくつかの注目すべき利用者側の勝利裁決が続いている。老齢加算削減・母子加算削減取消訴訟も全国に広がっている（現在5府県67原告）。

第4は、具体的な生活保護利用にかかる支援運動の広がりである。青年司法書士会は毎年のように、生活保護110番を実施し、常設の110番が設置されている。今年特筆すべきは、先述の日本弁護士連合会の人権大会の取組みであろう。

このように、生活保護をめぐる状況は、第2、第3の餓死や自殺を起こしかねない「適正化」路線をこれ以上続けるのか、「出番」にふさわしい、法律を遵守した、利用者本位の行政に転換するのか、重要な岐路に立っているといってよい状況であり、まさに正念場である。

注

- 1) 「西日本新聞」「読売新聞」「毎日新聞」等の各2006年5月25日付け。NHK「Voice@ヒューマン」2006年7月29日放映など。
- 2) 「朝日新聞」2006年7月21日付けなど。
- 3) 「秋田魁新報」2006年7月25日付け。NHK「Voice@ヒューマン」2006年9月2日放映など。
- 4) 生活保護法 第四条2項は「民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定しているが、「優先する」の意は本文中で述べたとおりである。
- 5) 同じく生活保護法 第七条は、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請

に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」としている。但し書き部分は申請保護の例外として職権保護と呼ばれ、本来本ケースのような場合が想定されている。

- 6) 「朝日新聞」2005年5月25日付け
- 7) 野宿者への生活保護適用が争われた林訴訟一審判決（平成8年10月30日名古屋地裁）、二審判決（平成9年8月8日名古屋高裁）
- 8) 第49回日本弁護士連合会人権擁護大会シンポジウム第2分科会「現代日本の貧困と生存権保障」報告書（2006年10月5日）、「朝日新聞」2006年9月1日付け
- 9) 生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会第6回資料。なお協議会の議事録は、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/04/s0420-7.html> 以下参照
- 10) 一連の通知とは、「生活保護政策を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援発第0330001号）、「暴力団員に対する生活保護の運用について」（平成18年3月30日社援発第0330002号）、「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成18年3月31日社援保発第0330006号）及び「年金担保貸付の審査に用いるための被保護者に関する情報の提供に係る取り扱いについて」（平成18年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）のこと。なお、拙論「いま求められていることは生活保護の迅速な発動」（『福祉のひろば』2006年8月号）において「手引」の検討を行った。
- 11) 全文は <http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2006/0707/item1.pdf> 参照。生活保護部分は同37頁
- 12) 全文は全国知事会ホームページ参照。http://www.nga.gr.jp/upload/pdf/2006_10_x36.PDF
- 13) 123号通知とは、「生活保護の適正実施について」（昭和56年11月17日社保第123号厚生省社会局保護課長・監査指導課長通知）のこと。保護申請時に、収入申告書、資産申告書、包括同意書の3つの書面の提出を求めており、とりわけ包括同意書は、法29条に基づく申請世帯の資産・収入調査について、調査先を特定せず包括的に同意を与える白紙委任状であり、具体的必要性を前提とする法29条に違反する疑いがある。通知発出後25年たつが未だに実施していない自治体もあり、秋田県のように別の個別同意書

に変更したところもある。この通知により、保護適正化（抑制政策）が推進された。

- 14) 戦後の生活保護行政は現在まで3回の適正化（保護抑制）の時期がある。第1次は1954～56年で防衛予算増額のために結核療養患者と在日朝鮮人がターゲットとなった。第2次は1964～66年で、炭鉱離職者の保護利用が激増し稼動年齢層の排除政策がとられた。第3次は1981年から現在までの長期にわたる。
- 15) この点では、マーケットバスケット方式で現代における最低生計費を試算した京都総評の取組みが注目される。主査である金澤誠一（仏教大学教授）『構造改革』下での『生活崩壊』と最低生計費』参照（『賃金と社会保障』No.1421, 2006年7月上旬号）
- 16) 母子加算とは、ひとり親のニードに対応するため、一般生活費に上乗せされている加算である。大都市部の場合、児童一人の場合23,260円、二人の場合プラス1,840円の25,100円など。
- 17) 平成15年度全国母子世帯等調査によれば、一般世帯の平均年収589万円に対して、母子世帯の平均年収は212万円、一般世帯の36%という低水準である（平成14年度）。また、母子加算の削減に対しては、当初から「低賃金にとどまる一般母子世帯の平均収入を持ち出し、それと比較して保護基準をうんぬん

するというのはどういう発想だろう」大沢真理東大教授）などの疑問が呈されていた（『朝日新聞』2003年10月15日）。

- 18) 全文は、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1215-8a.html>
- 19) 中央社会保障推進協議会や全国生活保護裁判連絡会を中心とする北九州市生活保護問題全国調査団（団長：井上英夫金沢大学教授。総勢300人）は、2006年10月23日～25日北九州市に調査に入り、5月に発覚した餓死事件を調査するとともに、弁護士等の支援を得て生活保護申請援助活動を行った結果、24日一日の申請者27人全員が即日受付されるという画期的な成果が得られた（申請受付率100%。「朝日新聞」「読売新聞」「毎日新聞」等の各2006年10月26日付け）。申請受付についてやっと法律通りの行政が行われた。ちなみに、これまでであれば、北九州市での申請受付率は、15.8%程度（平成16年度）なので、27件申請しても4～5件の受付にとどまるものである。この申請受付率は、政令指定都市中で一番低い（「社会保障支出の現状に関する会計検査の結果について」平成18年10月 会計検査院）。

（よしなが あつし 所友 花園大学）

社会福祉の「準市場化」と 「市場個人主義」

介護保険は社会福祉の準市場化をすすめている。それは、契約利用方式と個人給付、供給主体の規制緩和によってもたらされた。市場個人主義は非現実的であり、社会福祉供給の多元化・分権化を展望すべきである。



OKAZAKI Yuji
岡崎 祐司

I 社会福祉制度改革の焦点

日本の社会保障制度は年金、生活保護、社会手当、医療保険と社会福祉サービスから構成されている。このなかでとくに新自由主義的改革としての「市場化」にさらされてきたのが、医療と社会福祉である。本稿ではそのうちの社会福祉について、1) 介護保険の給付構造と供給構造が社会福祉の「市場化」を可能にしていること、2) 社会福祉の「市場化」は「準市場化」と「市場個人主義」に特徴づけられることをあきらかにしたうえで、3) 市場個人主義の批判と、社会福祉サービス供給体制の課題に若干ふれることにする。

社会保障構造改革の一環として社会福祉制度改革は、社会福祉基礎構造改革といわれている。社会福祉サービスの公的供給体制を市場における契約と市場型供給に転換したのは、2000年4月から施行された介護保険である。つまり、社会福祉基礎構造改革の中心は、社会保険方式による社会サービスの「市場化」にある。あるいは、社会福祉サービスの社会保険化が日本の新自由主義的改革の柱になっているといえる。

介護保険導入以前の社会福祉サービスの供給制度は地方自治体の供給責任、公的財政によるサービスの維持、供給主体の社会的使命と公共性の確

保が柱になっていた。しかし、制度運営においては次のような問題をかかえていた。第一に、市民の側の福祉ニーズが拡大し要求の質が高まっているにもかかわらず、施設最低基準などサービス水準を低位固定し国や財政負担も相対的に抑制させ、施設入所者の費用徴収など国民負担を増大させてきたことである。第二に、長年にわたって施設入所などの福祉行政が機関委任事務によって中央統制してきたこと、1990年以降法改正によって団体事務化など「分権化」が進むが、通知・通達や国庫補助負担金、社会福祉計画の策定などを通じてソフトな集権体制が維持してきたこと、したがって地方自治体が独自の福祉政策を実施するうえで制度的・財政的困難がともなってきたことである。

したがって、社会福祉改革の焦点は、国民の福祉ニーズ拡大に応じた社会福祉サービスの量と質を担保する福祉国家型財政の確立と、社会福祉の共同的地域的性質をふまえた分権的制度の構築にあった。しかし、改革をすすめた審議会や厚生官僚は、問題の焦点を財政制約論に収斂させ、社会福祉サービスを一般財政から分離し措置という公的責任の供給体制から開放する選択、つまり社会保険方式への転換を打ち出した。それは、社会サービスの市場化という財界の要求と財政削減のもとでの地方・現場への集権体制の維持という厚生官僚の思惑を両立させる政策選択であった。介護保

障よりも、こうした二つのねらいに合致した制度設計が行われたのである。

福祉国家型財政の確立と住民自治にもとづいた分権的福祉政策の実現には、国民の粘り強い運動と長期的戦略が必要である。これに対して、“利用者本位”や“サービスの選択”に優先的価値をおき、官僚主義的福祉からの自由と市民参加を強調して台頭していた“市民主義的福祉運動”にとっては、早期に効果のあがる転換として社会保険方式の導入が歓迎された。奇妙なことに、官僚主導の介護保険導入にこうした市民派の同調があつて、介護保険導入の世論が形成された。

付言しておくと、このことは社会福祉の公共性や共同性に依拠せず個人消費主義的なサービス觀にとらわれていた“市民主義的福祉運動”的弱点を示すものである。またそれは、あとで検討する「市場個人主義」が拡大するベースになったと思われる。

しかし介護保険という選択は、政策主体の思惑どおり財政の国民本位の転換と住民自治にねざした分権化の道を回避しただけでサービスの質の向上にいたらなかったことは、介護保険の5年間が如実にしめしている。

II 介護サービスの準市場化としての介護保険

(1) 介護保険の構造

では、いかなる意味で介護保険が社会福祉「市場化」と関連しているのだろうか。そもそも社会保険は、1) 社会的リスクに対する経済的保障を保険原理をもって行うものであり、2) 保険原理=自助の原理とは背反する社会的扶養の原理つまり雇い主(資本)の負担と国家の負担を導入し、貧困・生活問題への自助的対応の限界を認めて社会的責任を具体化したものであり、3) このような保険原理と社会的扶養原理という背反する原理を統合させるため国民の加入と拠出を国家が義務付ける強制保険の性格をもつ¹⁾、ということができる。したがって、社会保険の導入がすぐさま「市場化」に結びついているわけではない。介護保険が社会福祉の「市場化」にかかわるのは、その給付構造、供給体制がある。

介護保険の基本構造は以下のようにまとめることができる。①被保険者にはサービスが給付されるわけではなく、介護サービス費という現金支給が原則(9割)である(個人に着目した給付)。②被保険者が介護給付を受けるには、要介護認定を受け給付資格者と認定されなければならないが、要介護度に応じた給付限度額と保険範囲内の給付内容があらかじめ設定されている(統制的制限的給付)、③要介護認定をうけた被保険者は、介護サービスを提供する事業者と契約を結びサービスを利用する(契約型利用法方式)。事業者は、被保険者本人が受け取るべき介護サービス費を代理受領する(代理受領と介護報酬)。個人の負担は1割となる。④介護サービス事業者は一定の規制にもとづいて指定されるが、在宅サービス(居宅事業)については営利セクターの参入が認められている。⑤保険財政は国、都道府県と市町村、第1号及び第2号被保険者から構成され、資本負担は入っていない(2006年度予算案における介護給付費(利用者負担分を含まない)では、6兆4,622億円のうち、第1号被保険者保険料は1兆2,278億円、第2号被保険者保険料は2兆0,033億円であわせて3兆2,311億円で全体の50%になり、国庫負担は調整交付金を含め1兆4,727億円で全体の22.8%、都道府県と市町村の負担はあわせて1兆7,584億円で27.2%である²⁾)。

2000年の介護保険導入以後、介護サービスの利用者と供給量は拡大しており供給主体も社会福祉法人だけではなく医療法人、協同組合、NPO、株式会社など多元化している。しかし、介護保険施設における居住費用の自己負担化、要介護認定制度の見直し、在宅サービスの再編、介護報酬の改定、保険料の引き上げなど、「給付の効率化・重点化」や「予防重視」の名目で実質的な利用者制限・給付抑制・負担増大の見直しが2006年4月から本格的に実施されている。今回の見直しは、介護保険が財政制約や集権体制と無関係ではないことを示すものである。いやむしろ、財政制約が強く集権的コントロールの強いシステムであるといったほうがよいであろう。

(2) 「契約型利用方式」と「利用者個人への給付」への転換がもつ意味

介護保険の「契約型利用方式」と「利用者個人への給付」のセットは、なにをもたらすのか。第

一に、サービス供給に関する行政責任の解除である。介護保険制度では、介護ニーズをかかえる高齢者への介護サービス提供は、介護保険の保険者責任ではない。高齢者と事業者の契約の成立を前提に給付する構造になっており、契約が成立しないことには給付も発生しない。介護ニーズがあるながら、経済的理由や地域性（事業者が身近に存在しない）によって介護サービスを利用していない場合の被保険者に対するサービス責任を保険者責任は問われることはない。たしかに介護施設サービスの『待機者』は問題にされるが、待機とは施設サービス量が不足していて利用契約を結ぶことができない人々が多い状態であり、待機期間中の対応策が行政責任として間接的にしか問われない。

第二にその裏返しでもあるが、サービス利用に関する個人責任の貫徹である。「契約型利用方式」は、高齢者にも契約当事者としての資格を求める。すなわち保険料と利用料を負担できる経済的能力があり、サービス利用の意志を表明でき、情報を判断して事業者を自ら選択できることによってはじめて契約当事者になることができる。市場がだれにも開かれているようで、まず支払い能力があり（支払い能力がなければ参入できない）、情報を収集し商品の選択能力をもつことを問われる構図と同様である。また、契約である以上、当事者双方は双方の義務（サービス提供、利用料の支払い）を履行できるどうかを見極めて契約を結ぶのであり、双方とも契約を結ぶか結ばないかの自由を保持していることで「契約型利用方式」は成立する。

このことは、サービスの費用負担をだれが担うかの問題につながる。「利用者個人への給付」＝事業者の「代理受領」のシステムは、サービス利用者自身に支払い責任があることを確定するものである。少々、細かな話になるが医療保険における「療養の給付」と対比すればわかりやすい。もし介護保険が、現物給付として介護サービスそのものを給付するとすれば、利用者個人に支払い責任が発生するわけではなく、提供されたサービスの費用全体が給付される原則になる。その場合、利用者の負担金を何割か設けるとしても、それは提供されたサービスへの直接的な支払い責任によるものではなく、「一部負担金」であり保険者が徴収すべきもので事業者は保険者の代行として負担金の支払いを受けることになる（医療保険の給

付と一部負担金はこの関係にある）。

しかし、介護保険は、サービス利用費用全体を個人の支払い責任とおいたうえで、そのうちの9割部分を保険から給付するものである。利用者負担＝利用料（1割）は、医療保険にいう「一部負担金」ではなく利用者の責任として事業者に支払うもので、もし未納（未収）になった場合は利用者と事業者の債務・債権の関係になる³⁾。利用者個人に支払い責任があるからこそ、「利用者個人への給付」と「代理受領」が成立するのであり、市場型の利用方式になっている。

(3) 供給主体の規制緩和と営利化

ところで、ここまで意味を限定せずに社会福祉の「市場化」といってきた。社会福祉の「市場化」は、自由市場ではなく一定の規制をともなった市場である。もっとも、実際には価格規制や営業規制などなんらかの規制が存在する市場がほとんどである。社会福祉改革がめざすのも自由市場ではなく規制された市場であるが、その特殊形態である「準市場」あるいは「擬似市場」といわれるものである⁴⁾。

「準市場」、「擬似市場」はイギリスのNHS改革の動向をめぐって供給、需要、調整という三つの観点から特徴づけられた名称である⁵⁾。社会サービスにおける「擬似市場」は、サービス供給者は政府ではなく民間事業者となること、政府は財政支出者にはなるがサービス購入者は利用者になること、購入者は自らの選択権行使し営利・非営利を含めた多様な事業者が競争をすること、公的財政の裏づけにもとづいて利用者・消費者を代理するエージェントが直接的には供給者を選択することがその特徴とされる⁶⁾。

横山寿一氏は、「介護保険は、介護報酬という公定価格を定めて価格競争を排除し、事業者を行政が指定する方式をとて参入を規制しているが、介護サービスの利用・提供は、基本的には利用者と提供者の間の貨幣を媒介とした売買関係で行われる仕組みであるから非市場ではなく『市場』である。正確にいえば、『準市場』である」⁷⁾としている。これらの指摘から、介護保険のもとでの準市場は、供給組織としての公的部門は撤退するが社会制度（介護保険）による給付と報酬がサービス利用の基盤をなすこと、供給主体が多元化し利用者の選択を基礎に競争を促進すること、サー

ビスの利用にあたってはエージェント（ケアマネジャー）の介在を行わせていることが特徴であることがわかる。

しかし、準市場化は枠組みの問題だけではなく、公的制度の規制緩和をてこに、社会サービスの市場拡大と営利化をはかる新自由主義の改革に連動している。ただし、社会福祉の準市場化がすぐに営利化に直結するわけではない。医療保険のように参入主体の社会的使命と非営利性が担保されていれば、準市場のもとでも営利化は起こらない（付言しておくと準市場のもとでも供給主体の規制を行うことで、社会サービスの公益性と人権保障を守るルールを確立することは可能になる）。

そこで、構造改革路線が社会福祉の営利化をめざすとするならば、供給主体の参入規制の緩和（あるいは自由化）が必要である。そこで行われたのが、介護サービス事業者の規制緩和である。介護保険ではそれまで社会福祉法人や医療法人に限定されていた介護福祉事業に在宅サービスにかぎって営利企業の参入を認めている。介護保険事業者の都道府県知事指定要件は法人格と人員配置基準・設備基準・運営基準の充足である。株式会社、有限会社（当時）、NPO法人、消費生活協同組合、農業協同組合などでも定款で介護保険事業を行う旨の規定を設けておけば指定が可能である（いまのところ、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護など医療系サービスと介護保険施設には営利セクターは参入できない。訪問看護サービスは介護保険施行以前の1999年4月から営利法人による経営が認められており、介護保険でも同様である⁸⁾）。

「契約型利用方式」、「利用者個人への給付」は「給付構造の市場化」であって、新自由主義の改革エンジンに片輪をつけたにすぎない。供給主体が非営利組織に規制されているまでは、営利化は達成できない。供給主体を営利・非営利組織を問わない構造にすること、「供給主体の営利化」を可能にすることで改革エンジンにつなげる両輪が揃い、営利化追求の体制に突入することができるのである⁹⁾。

III 社会福祉における市場個人主義とその批判的検討

社会福祉基礎構造改革を正当化する根拠として、利用者の選択と契約がもたらす効果が強調してきた。すなわち利用者の選択を通じて事業者間の競争を促進し、サービスの質と効率性の向上を目指すことができ、契約により利用者と提供者との対等な関係が成立し利用者の尊厳を重視したサービスが構築できるという論理である。また、選択を通じて利用者の満足度を高めることができ、より快適な環境や付加的なサービスを利用者自身の負担で購入する仕組みも可能であるとされてきた¹⁰⁾。

これらは、社会福祉基礎構造改革の中心的イデオロギーのひとつである。いわば個人責任の体系のもと利用される社会サービスへの費用補助が公的制度の役割であり、福祉ニーズの充足は市場原理が解決するというきわめて安易な発想である。

森岡孝二氏は雇用・労働の規制緩和問題を取り上げた論文のなかでG. M. ホジソンの『経済学とユートピア』(ECONOMICS AND UTOPIA)¹¹⁾を紹介し、戦後福祉国家の反動として位置する新自由主義を経済思想・経済理論の面から根拠付けてきたのが「市場個人主義」であると指摘している¹²⁾。この市場個人主義は、社会保障・社会福祉改革にも共通するものであり、権利と共同にねざした本来の改革を展望するうえでG. M. ホジソンの理論は重要な示唆をあたえるものと思われる。

「市場個人主義」は、個人は自己の目的の究極の審判者、自己の利害の最高の審判者であり、自分が抱える広範で複雑な問題になにが必要かの審判を下す能力があると前提する。しかも、「市場個人主義」は市場の広範な活用が社会的問題の解決法と信じているので、国家の役割を最小に・市場を最大にすることで個人の権利と自由が保障できると考える。ホジソンは、「市場個人主義」は選択可能性の全てを評価できる能力をもつ“すでに学習済み”的の合理的経済人を想定しているが、それは非現実的であり、実は個人の選択の背景には社会的な制約や社会環境の規定があることを指摘する。

「一方における個人の自由と、他方における

『契約の自由』および『自由市場』の混同は、本当の個人の自由・自律・力の全般的向上ではなく、財産所有者の放縱の増大に政策の焦点を合わせることへとつながってきた。眞の選択の自由は、制度上の選択群が限定されている場合には、全ての人にとって、またそれらの選択肢が貧困や社会的排斥という無力な状態にゆだねられる場合には、多くの人にとって、制約されることになる。」¹³⁾。つまり、資本主義のもとでは契約方式や選択の尊重は、富裕層・安定層にとっては選択の幅をひろげることになるが、制度上の制限やサービス基盤の整備が立ち遅れている場合には選択は制約され、さらに貧困者や社会的排除の状態におかれる者は選択をすることさえできないのである。こうした「市場個人主義」は個人の選択を絶対化する一方で、社会福祉の権利性・公共性を放棄する市場原理主義につながっているのである。

一方でホジソンは、個人は社会参加のために学習と社会化を経験しなければならないとし、利用可能な選択肢に対する個人の知識も、実は社会的な相互作用を通じて生み出されることに注目する。個人は孤立した無垢の存在ではなく社会的に形成されるのであって、個人は「社会の有機的な一部分であり、他者との社会的相互作用を通じて必然的に解釈や意味や価値観を獲得する」のであり、「自律性そのものが、他の人間との社会的相互作用を通じて初めて生成、発展しうる」¹⁴⁾とする。

そして、学習こそが「市場個人主義」への挑戦であると位置づける。個人はつねに学習過程にあるとすれば、どうして個人が自己の利害についての完全ですぐれた判断を行う能力をもちうると前提できるのか、学習があるということは完全な情報にもとづく判断などありえないことを意味すると、「市場個人主義」を批判している。

ホジソンの指摘を社会福祉改革にあてはめて考えるならば、次のように指摘できる。人間は社会的存在であり共同的生活を営む存在であり、個人の選択を絶対視した社会福祉改革は誤りである。なぜなら、個人は学習済みの存在ではなく、また個人による選択がニーズ充足や自己の権利実現、発達につながるかどうかは、サービス供給過程のなかでわかつてくるものであり、あらかじめ個人が判定できるわけではない。市場では、個人の選択の結果おこる失敗や損失はあくまで個人責任であり個人負担でカバーすべきものとなる。しかし、

社会福祉におけるサービスの選択と供給が個人の権利と発達をめざすものであるとすれば、その決定は個人だけではなく、個人と専門知識をもった社会福祉労働者との共同作業であるべきである。その選択過程は、しばしば当事者の相互作用や地域共同、学習をともなって行われることでより主体的な決定になることもある。また人権や発達にかかる選択と決定である以上、選択の結果としてのニーズ不充足や目的の未達成、失敗は公共的に対処されなければならない性質のものである。

また、本人の状況からみて客観的には必要なサービスがあってもその個人が購入の意思を示さない場合（拒否的ケースや経済的理由で購入をあきらめる場合もある）、市場では利用しないというのは個人の選択であるから問題にはならない。しかし、たとえ本人の意思がなくても生活状況の改善や人権・発達のために必要なサービス・援助を受けるべきであると社会福祉労働者が専門的に判断する場合、学習や共同を通じた働きかけによって、個人の選択・決定を促すことや介入も必要になってくる。

とくに新自由主義的改革が強行されているもとで格差が拡大し、連帯や共同が解体され病理的現象や退廃、孤立が広がる社会では、社会問題をかかえた個人に対する専門職のアグレッシブな働きかけや援助が重要になっていることは、社会福祉だけではなく保健、医療、教育の現場をみれば明らかであろう。また、個人の選択を保障するには所得保障や雇用・労働保障、情報・交通保障、社会サービスの安定的供給など個人の選択にかかる前提条件が社会的に整備されなければならない。前提条件の格差を解消しなければならない。

しかし市場個人主義には、こうした現場の専門職・労働者の援助や裁量は論理的にも実際にも組み込まれない。また、個人の選択の社会的条件も思考の範囲外である。なぜなら、「市場個人主義」は、個人を自分の利害の最高の審判者、抱える諸問題の解決になにが必要かを審判する能力があると無条件に前提にしており、そこに社会サービスの専門職や公務労働者の姿はない。また国家の役割を最小に・市場を最大にすれば個人の権利と自由が保障できると考えるので、個人の選択の前提条件の整備や格差解消もまったく無視する。結局、市場個人主義にもとづく改革は選択可能な階層だけの選択の保障、公務や専門職の機能低下と行政

の無責任体制を放置する方針でしかないのである。

IV 共同と自治を基礎にした 社会福祉政策への転換

権利と発達のためには、どのような社会福祉供給体制を構想すればよいのか。その課題を若干触れておくこととする。第一に、市場個人主義に基づく利用者本位、個人の選択第一主義から公務労働者・専門職と市民との共同対話型のサービス利用方式に転換するべきである。そのためには、公務労働者・専門職の社会的使命と役割を明確にし、市民とのコミュニケーションと信頼関係を構築するシステムを地域に整備していく必要がある。

第二に、権利と共同の視点から、社会福祉サービスを評価できる市民を形成していく必要がある。個人的利用・個人的消費の観点からではなく、地域における共同の発展や住民の権利と発達保障の視点から社会福祉とその職員を評価できる市民を、具体的な経験や学習を通して形成し住民自治を強める必要がある。それは市民の主体性と公務労働者・専門職との連携からしか生み出せない。

第三に、契約型利用方式から地方自治体による供給責任体制を再構築するべきである。福祉ニーズをもつ市民へのサービス供給責任の確立あるいはニーズの不充足問題に対する行政責任を明確にし、個人への給付ではなく提供されるサービスそのものを公的財政で支える体制に再転換するべきである。そのためには、社会福祉サービスの普遍主義の徹底・排除性の克服、住民の権利と発達の保障という政策理念を明確にする必要がある。

第四に、社会福祉サービス供給主体の社会的使命と非営利性を明確にすることである。社会福祉事業による利益の配当を禁止し、撤退の自由を認めず、住民と当事者参加の運営形態を必須すべきである。社会福祉法人など公益法人と協同組合など中間法人に供給主体を限定し、事実上営利法人の参入を困難にするルールや規制を強化すべきである。もっとも、社会福祉法人経営における利用者参加や協同組合における社会的連帯や運動体的性格の復権など、非営利協同セクターの見直しが同時に求められる。

第五に、市場化によるサービス供給主体の多元化ではなく、国と地方自治体の公的責任と連動し

た福祉多元化を行い、地域のニーズと実情に応じた自治的福祉政策を確立する必要がある。国と地方自治体の責任とは、公的制度と財政の維持、困難ケースや相談体制についての公的部門の専門体制の確立、社会福祉サービス基準の引き上げと財政保障を内容とする。また、統制的制度運営ではなく地域のニーズに応じた制度設計を可能とし、全国的なサービス水準保障を国が行い、ローカルオプティマムともいるべき地域のサービス最適基準の実現を自治体がめざす必要がある。そのためには、自治体の政策形成能力を高め多元的な供給主体との協働関係を構築していくべきであろう。

最後に社会福祉の社会保険化についてふれておく。社会保険が機能するためには、雇用の安定、賃金の上昇、低額な保険料負担、確定な給付が条件になるが構造改革はこれら全てに逆行する改革を強行している。しかも、社会保険財政における資本負担と政府負担を抑制し、労働者には水平的再分配が強制されむしろ収奪的性格と排除性が強化されている。社会扶養原理の後退が明らかである。規制改革では「育児保険」まで構想されているが、社会福祉サービスの社会保険主義には展望はない。地方自治体を基礎に公的供給体制を再構築していく議論が必要になっている。

団体の“準市場化” 多元化・多能性 小沢修



注

- 1) 工藤恒夫『資本制社会保障の一般理論』新日本出版, 2003年, 52頁~57頁
- 2) 月刊介護保険ハンドブック『平成18年改訂版介護保険ハンドブック』法研, 2006年, 63頁
- 3) 医療保険における一部負担金と介護保険における利用料の違いについては, 朝日健二『老後保障最新情報資料集14 介護保険制度の要点』あけび書房, 1998年, 17頁参照。
- 4) 社会福祉の市場化をめぐっては「準市場」もしくは「擬似市場」の二つがつかわれているが, 規制された特殊な市場という意味では「準市場」が適切な用語と思われる所以, 本文では「準市場」としている。
- 5) 駒村康平「擬似市場論——社会福祉基礎構造改革と介護保険に与えた影響——」(渋谷博史, 平岡公一編『福祉の市場化をみる目』ミネルヴァ書房, 2004年, 213頁~215頁)
- 6) 郡司篤見編『医療と福祉における市場の役割と限界』聖学院出版会, 2004年参照。
- 7) 横山寿一『社会保障の市場化・営利化』新日本出版, 2003年, 40頁
- 8) 日経ヘルスケア・日経シニアビジネス編『介護保険参入のためのサービス指定基準ガイド』日経BP社, 1999年, 11頁~12頁
- 9) 社会保障の市場化を「給付構造における市場化」、「供給主体における市場化」からとらえる視点は横山寿一「社会保障の『市場化』路線の対抗軸」(『経済』第126号, 2006年3月, 新日本出版)を参照。
- 10) 中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」1998年6月17日
- 11) G. M. ホジソン／若森章孝, 小池渺, 森岡孝二訳『経済学とユートピア』ミネルヴァ書房, 2004年。とくに「第3章 市場個人主義の専制」を参照。
- 12) 森岡孝二「労働時間の逆流と市場個人主義」(『経済』2006年10月号)
- 13) G. M. ホジソン／若森, 小池, 森岡訳『前掲書』, 97頁
- 14) G. M. ホジソン／若森, 小池, 森岡訳『前掲書』, 83頁

(おかげさき ゆうじ 佛教大学)

これからの社会保障と ベーシック・インカムの可能性

これからの社会保障は、「働き過ぎの企業中心社会」からの脱却を目指さなければならず、戦後「福祉国家」の所得保障が機能不全を起こすなかで注目されているベーシック・インカムは「人間の生活と資本主義的な生活原理の矛盾」の発展が呼び寄せたものであることを論じている。

OZAWA Shuji
小沢 修司

はじめに

新自由主義的な市場経済化の嵐が社会保障制度を大きく巻き込むなか、ワーキングプア（働く貧困者）の増大や「格差社会」化など貧困の拡大・深化がすすんでいる。こうした状況のもと、これからの社会保障のあり方を検討することが求められている。

そこで、本稿では、ベーシック・インカム構想^①という切り口から「これからの社会保障のあり方」について検討していくことにしたい。検討の順序は、①現行社会保障制度の何が（どこが）問われているかについて、社会保障制度のみではなく広く社会経済のあり方を考える中から確認する、②ベーシック・インカム構想の射程と内容について明らかにする、③いま何故、ベーシック・インカムなのかを資本主義社会と人間の生活との関わりを含めて検討することになろう。

I 問われている社会経済や 社会保障制度のあり方

(1) 「企業中心社会」がもたらす「働き過ぎ社会」からの脱却

わが国におけるこれからの社会保障のあり方を検討するに際しては、「企業中心社会」からの脱却という視点が重要となる。というのは、「企業中心社会」は日本における社会経済システムの特徴であるだけでなく、社会保障制度の特徴もあるからである。

社会経済システムにおける「企業中心社会」の構造については、図1で示すことができよう。すなわち、男女間の強固な性別分業に支えられながら、一方では、働き盛りの男性を中心に「日本型経営」あるいは「日本型雇用慣行」と称される労使の運命共同体的な関係をもとに築かれる働き方と、他方では、家事・育児・介護など家庭責任を引き受ける女性が「会社人間」「企業戦士」としての男性の働き方をバックアップするという家族のあり方が、企業中心の社会経済システムを作り上げてきたのであった。こうした「企業中心社会」がもたらす弊害が「働き過ぎ社会」や個人の生活の自由度の制約として認識されていたことは周知

のことである²⁾。

ところで、戦後に築かれてきた日本の社会保障制度は、一方で被用者保険体制を中心としながら、他方で「稼ぎ手としての男性と専業主婦としての女性」から成る「標準家族」を基本単位として整備され運営されてきた。そして、国際的に見て日本の社会保障の水準が低く脆弱であることについてはよく知られている。この社会保障水準の低さと脆弱性が何故可能となり「許容」されてきたのかといえば、企業ならびに家族における福祉供給が社会保障制度を補完してきたからに他ならない（図2）。

ところで図1と図2を並べてみると見事に一致していることに気が付く。それは偶然ではなくわが国の社会保障制度が「企業中心社会」的特徴を有しているからに他ならない³⁾。

戦後日本経済の発展は農村から都市へと大量に集められてきた賃労働者（被用者）とその家族の存在に支えられてのものであり、被用者すなわち稼ぎ手としての男性が専業主婦としての女性や子どもたち家族を扶養するという性別分業にもとづく働き方と家族のあり方が社会的に形成されることになった。そして、こうした働き方や家族のあ

り方を土台にして築かれた、公的年金や医療などの社会保険制度を中心とする社会保障制度や税制が、国民生活の安定と経済成長をバックアップすることとなるが、公的な社会保障水準の低位性が企業や家族におけるいわば私的な福祉供給による補完を必要としたため、労働者家族の生活における企業への依存性を強める結果となり、「企業中心社会」的な社会経済システムの効果をいっそう高めることになったのであった。

こうして築かれた社会経済システムならびに社会保障制度の「企業中心社会」的方方は、雇用機会の保障と安定ならびに性別分業型の家族生活が安定している限りは「順調に」機能するはずのものであったが、いまはそうではない。失業や非正規雇用の増大など雇用の不安定化が深刻度を増し、働く女性の増大、家族形態の多様化、少子化の進行など性別分業型家族の転みはますます高まっている。

これからの社会保障制度のあり方は、こうした「企業中心社会」からの脱却の視点から検討しなくてはならない。

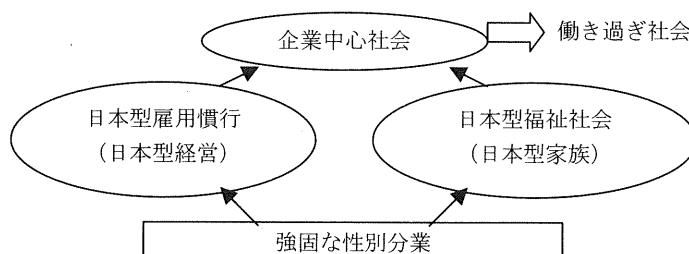


図1 企業中心社会の構造

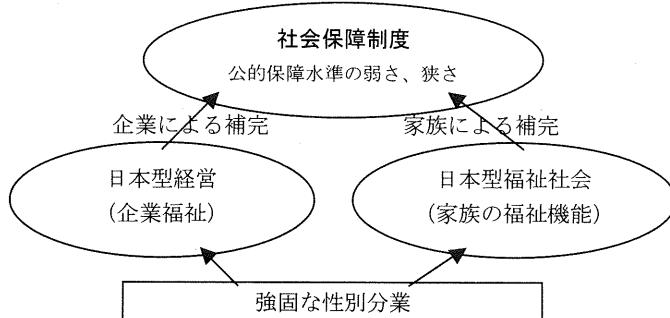


図2 社会保障制度の「企業中心社会」的特徴

(2) 戦後「福祉国家」下での社会保障制度のあり方の見直し

以上、戦後日本における社会保障制度は「企業中心社会」としての日本の特徴を有しているといえ、特定の「労働」のあり方と「家族」のあり方を前提としての制度設計が行われてきたという点でいえば、各国における戦後「福祉国家」下での社会保障制度に共通する性格を有している。

すなわち、「稼ぎ手としての男性」が、「完全雇用」のもと就労の「安定」と「生活賃金」が保証され、「専業主婦としての女性」や子どもたちを家族で扶養することを前提に、就労をベースとした包括的な社会保険制度に加入することで人生上のリスク（高齢、障害、失業など）に対応する社会的システムを築き、例外的に（税金投入による）公的扶助の出動が準備されるというのは、戦後「福祉国家」におけるベヴァリッジモデル型の社会保障制度であるが、就労と家族の安定を軸とした社会保障制度の構築という点では各国における制度設計の基本に相違はないといえよう。

その意味では、就労と家族の安定が大きく揺れ動くとき、「福祉国家」における社会保障制度の根幹が動搖することができよう。これから の社会保障のあり方を検討しようとするときの視点はここに置かれなければならない。

そこで、就労と家族の安定という視点から「福祉国家」と資本主義との関係性について考えてみたい。

この点で注目したいのは、C. オッフェの「福祉国家の矛盾」論である⁴⁾。

オッフェは、「資本主義は福祉国家とは共存できないが、福祉国家がなければ存在することもできない」と指摘し「福祉国家の矛盾」を説いた⁵⁾。そのことの意味は、資本主義経済は、原理上、その存続のために商品的ではない「脱商品化領域」（国家による労働者保護の領域と家族=共同体の領域）を必要とするにもかかわらず、脱商品化した領域の拡大は市場経済の制約となるというものであるが、就労（労働）と家族の安定という視点に即して敷衍してみると次のようになろう。

すなわち、資本主義経済に欠かせない商品化した労働力を労働市場での自由な流通と生産過程での資本による自由な搾取に委ねることは、労働力の消耗、疲弊をもたらすことから、国家の介入に

よる労働者保護が必要となる。また、労働力の再生産は市場経済関係の及ばない家族（共同体経済の領域といえる）の手に委ねることが前提となって行われることになる。こうした、国家による労働者保護（=「市場が及ばない領域」と、労働力再生産の家族（=「市場が及ばない領域」）への依存による「就労と家族の安定」が、資本主義が「福祉国家」を必要とすることの意味であり、資本主義は「福祉国家」がなければ存在することもできないということなのである。

ところが、資本主義経済の発展は、労働者保護の領域であれ家族の領域であれ「脱商品化領域」を絶えず浸食し市場経済の嵐が吹きすさぶ寒風の中に労働者を導き込もうとする。資本の飽くなき蓄積欲求は、グローバル化と情報化が急速に進展していく今日、労働力の流動化、雇用の不安定化、雇用形態の多様化などとともに労働法制の「規制緩和」を促しつつ、営利基盤の拡大を図っている。また、家族（共同体）経済の領域は新たな労働力の補給基地であるとともに市場拡大にとって極めて魅力ある「大地」でもある。女性の労働力化が進み、家族機能の外部化・市場化が進展する。こうしてますます市場経済の及ばない「脱商品化領域」は縮小していき、そのことが「福祉国家」の存立基盤さえ危うくさせる。

資本主義経済の発展が、就労（労働）と家族の安定による「福祉国家」を引き寄せたのであったが、その後の資本主義経済の発展が「福祉国家の矛盾」をいっそう発展させ、就労と家族を不安定化させることによって「福祉国家」自らの土台を掘り崩している。世界の「福祉国家」であれ日本であれ、社会保障のあり方が問われているのは、こういう意味として捉えられるのである。

II これからの社会保障をどう展望するのか —ベーシック・インカム構想の射程と内容—

(1) 資本主義社会と社会保障制度

次に進もう。これから社会保障をどう展望するか、である。

資本主義と「人間生活の共同性の解体と再建」との関係に着目しながら、人間の生活を支える社会的システムとして社会保障のあり方を考えてみ

たい。

市場経済の発展が共同体を捉え、貨幣経済の浸透による共同体経済の変質が始まるとき、人間生活の共同性は解体されていくが、そのもっとも大きな契機となるのが共同体経済の担い手を賃労働者として市場経済に引き出すこと、すなわち資本主義社会の成立である。それに伴い、従来共同体内で自給的に生産されていたものが、生活に要するもの（商品）を稼得賃金で市場から購入するという形に変化していく。共同体機能の縮小と外部化の進展である。そして、共同体における人間生活の自立性が外部の市場への依存によって失われていく。このとき、人間の生活は、一方では、賃労働として働く機会が安定的に確保されまた生活を維持するに足りる額の賃金が得られるかどうか、他方では、共同体が、あるいは共同体と市場経済を含んだ全体の社会領域が、生活を支える社会システムとして機能するかどうかにかかってくることになる。賃労働者化を不可欠とする資本主義経済発展が、人間の生活を不安定化することに伴い、人間の生活を支える社会的システムとして社会保障が必要となる理由はこのようである。

この文脈で考えるととき、就労（労働）と家族（これも共同体である）の安定による「福祉国家」というものは、20世紀における資本主義経済の発展段階が引き寄せた「人間の生活を支える社会的システム」としての社会保障の現れと理解することができよう。

そして今、こうした「人間の生活を支える社会的システム」が機能不全に陥っているのである。

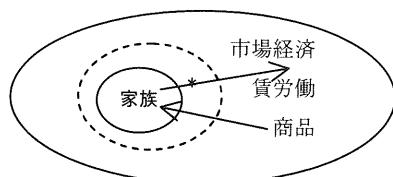


図3 家族（共同体）と市場経済

*は、共同体（家族）機能の外部化領域（かつての共同体領域が「縮小」したものと理解してよい）

(2) ベーシック・インカムの射程と内容

これから社会保障のあり方を検討するにあたっては、「所得保障部分」と「社会サービス部分」とを区別することが必要であろう。そして、「所

得保障部分」に位置付くものとしてナショナルな制度としてのベーシック・インカムを構想するのである。また、「社会サービス部分」に位置付くものとしては地域における分権化された社会サービス構想が考えられよう。ただ、後者については未整理の段階であり、別途明らかにしたい。ここでは、あくまでベーシック・インカム構想の射程と守備範囲について言及することにとどめる。

しかしながら、現在、一部でベーシック・インカムが社会サービスを解体する「所得一元化」の構想であるとの誤解あるいは曲解があるようなので、一言コメントしておきたい。

確かに、市場経済至上主義的改革論のなかで「教育バウチャー制度」や「負の所得税」を主張する議論はあるが、負の所得税にしてもすべての主張が「所得一元化」による社会サービス解体論でもないし、ましてやベーシック・インカムを「所得一元化」による社会サービス解体論と見誤ることは本質を見失うことになる。たとえ、「ベーシック・インカム」の名の下で「所得一元化」を主張する議論があったとしても、である。

要は、ベーシック・インカムといっても一様ではないこと、さまざまな立場や観点から主張されていること、資本主義と親和的に語られる場合もあれば社会主義と親和的に語られることもあるということであって、一義的に決めつけることがあってはならない。

もうひとつ重要な点は、ベーシック・インカムを導入しさえすれば万事がうまくいくというようにベーシック・インカムを万能薬と考えてはならないし考える必要もないということである。たとえば、筆者は、ベーシック・インカム保障が大幅な労働時間短縮ならびにワークシェアリングと手を携えて進められること、あわせて、失業者や不安定雇用者への教育－職業訓練保障による就労支援政策ならびに自発的な社会セクター部門の活性化政策が並行して必要であることを主張している⁶⁾。また、フィットパトリックは、ベーシック・インカムが国家による福祉の民営化と関連づけられる時と、高水準の最低賃金と関連づけられる時とでは、得られる含意が明らかに異なるてくる、と指摘している⁷⁾。彼は、最低賃金、広範囲の育児関連給付、男性と女性の労働時間の再編成、機会均等、同一賃金、均等待遇などを含めた政策パッケージの一部として実現すべきであるとも述べて

いる⁸⁾。

ところで、ベーシック・インカムの内容であるが、紙数の関係でここでは特徴について簡単に触れるだけにとどめたい。詳しい内容や導入の効果については別稿を参照願いたい⁹⁾。

ベーシック・インカムの特徴は4点指摘できる。第一に、「労働」と「所得」の切り離し、第二に、無条件給付、第三に、すべての個人への給付（労働や結婚の有無を問わない）、第四に、社会保障制度と税制の統合である。いずれも、現行の社会保障のあり方とは正反対の内容であり、21世紀における社会政策の新しい構想として注目されている¹⁰⁾。

III いまなぜベーシック・インカムか？ —「人間の生活と資本主義社会の生活原理の矛盾」—

いよいよ最後である。多義的に語られ、いわば右からも左からも支持もされるが反対もされ、フェミニストからも賛否の声があがるような（エコロジストからは概ね賛成の声が多い）ベーシック・インカムというのはいったいどのような代物として理解すればいいのであろうか？

筆者の理解は次のようである。

先に、資本主義経済の発展が、就労（労働）と家族の安定による「福祉国家」を引き寄せたが、今日、「福祉国家の矛盾」の発展が就労（労働）と家族を不安定化させることによって「福祉国家」自らの土台を掘り崩していると述べた。そして、その「福祉国家」は20世紀段階における資本主義経済の発展段階が引き寄せた「人間の生活を支える社会的システム」としての社会保障の現れであるとも指摘した。いま私たちが直面しているのはそうした「人間の生活を支える社会的システム」が機能不全を起こしている姿なのである。

事の本質は、ここにある。資本主義社会は賃労働者の存在が欠かせない。そして、資本主義社会の生活原理は、賃労働者が働いて稼ぐ賃金（所得）で自立して生活するというものである。自らの生活に必要な所得は自らが働いて稼ぐ。一見、当たり前のように思える。だが、なぜ賃金と引き換えて労働力を資本家に提供しなければならないのかといえば、自前では生活に必要なモノを生産でき

ないからである。生産を行うために必要な労働力は持ち合わせているとはいいうものの、生産に欠かせないもうひとつの要素、すなわち生産手段は持っていないからである。だから賃金（所得）を得るために働くなくてはならない。

「労働」と「所得」の結合である。そして、「所得」を得る「労働」には高い評価が与えられる。「所得」につながらない「労働」には、たとえそれが社会的に有用であり人間的喜びを伴うものであっても、社会的評価は与えられないことになるのである。

こうして、人間の生活の営みの自立性は賃労働者化によって他者への依存性に転化させられ、労働、生活を通じる人間発達への道は阻害されることになる。そこで、「人間の生活を支える社会的システム」が必要となり、「福祉国家」が必要とされたのであった。ところがいま、それが機能不全を起こしている。

ここで登場するのがベーシック・インカムである。もちろん、生産手段の自己所有によって「生活の営み」を自らの手に取り戻す方策も考えられなくはない。生産手段の社会的所有は社会主義の道であり、また脱サラして個人的に小生産手段を所有し田舎で自給的に生活をする道もある。これらに対し、ベーシック・インカムは賃労働を廃絶しようとはしない。「労働」の有無にかかわらず全ての人に「所得」を保障しようというのである。所得面での生存権を保障しておいて、あとは稼ぐもよし、社会貢献するもよし、勉強するもよし、芸術に勤しむもよし、そして何もない場合もそれはよしである。「労働」と「所得」を切り離すことによって「労働」の人間発達的意味合いを取り戻すのである。賃労働がすべてであるという「賃労働社会」から人間の生活をひとまず救い出すのである。わが国でいえば、「働き過ぎの企業中心社会」からの脱却である。

なぜ、「労働」と「所得」は切り離されなければならないのか。それは、「労働」と「所得」とを結びつけておいては人間の生活の営みは機能しなくなってしまっているからである。資本主義経済の発展が引き寄せた「福祉国家」は、「労働」と「所得」とを結び付けつつ人間の生活の営みを機能させようとする、20世紀的な「人間生活を支える社会的システム」であったが、「福祉国家の矛盾」や「人間の生活と資本主義社会の生活原理の

矛盾」の発展は、「労働」と「所得」を切り離すことによって人間の生活の営みを回復しようとする「人間の生活を支える社会的システム」としてのベーシック・インカムを必然的に呼び寄せている。これが、事の本質であると考える¹¹⁾。

おわりに

このように「必然的に呼び寄せられた」ものであるからこそ、ベーシック・インカム構想自体は「右でも左でもない」構想であり、またベーシック・インカムの実現は終点ではなく、ベーシック・インカム実現のもとで資本と労働との対抗関係は廃絶されるのではなく、より「人間的に」闘われるということになるのである。かつてマルクスが、資本主義経済の発展が労働時間短縮を不可避的に「要求」し、労働時間短縮のもとで資本と労働の対抗関係が「人間的に」闘われると展望し、労働時間短縮があらゆる社会進歩の根本条件となると指摘していたことを思い起こしていただきたい¹²⁾。

注

- 1) 簡単に言えば、生活に最低限必要な所得を全ての個人に無条件で定期的に支給する構想である。
- 2) こうした「企業中心社会」批判については、経済企画庁国民生活局編『国民生活を変える新たな主役たち』1990年、同編『個人生活優先社会をめざして』1991年など。
- 3) わが国の社会保障制度の「企業中心社会」的特徴については拙著『福祉社会と社会保障改革——ベーシック・インカム構想の新地平——』高蔵出版、2002年を参照。
- 4) オッフェの「福祉国家の矛盾」論については、田

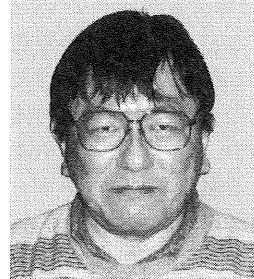
村哲樹『国家・政治・市民社会——クラウス・オッフェの政治理論——』青木書店、2002年を参照。

- 5) C. Offe, *Contradictions of the Welfare State*, 1984, The MIT Press, p. 153.
- 6) 前掲拙著。
- 7) トニー・フィットパトリック『自由と保障——ベーシック・インカム論争——』勁草書房、2005年、82-83頁。
- 8) 同上書、200頁。
- 9) 前掲拙著の他、拙稿「ベーシック・インカム構想からの思考——日本における導入の姿とその効果——」『月刊・自治研』vol. 46, no. 533, 2004年2月、30-40頁。
- 10) 拙稿「ベーシック・インカム構想と新しい社会政策の可能性」社会政策学会編『新しい社会政策の構想——20世紀的前提を問う——』法律文化社、2004年、18-31頁。
- 11) 「労働」と「所得」を結び付けようとするワークフェア的政策の展開が世界的に見られるが、逆に、基礎年金（最低保障年金）への全額税金投入や、少子化対策として児童手当の増額を扶養控除の廃止で実現したり、所得控除方式を税額控除方式へと転換しようと議論されたり、さらにまた、農業者への所得保障（デ・カップリング）が「労働」と「所得」とを切り離して行われていたりと、各方面では「労働」と「所得」をある意味で切り離そうとする政策展開が見られる。それは、部分的であれ、ベーシック・インカムへ至る道を進んでいること、あるいはベーシック・インカムを呼び寄せている事態がなせる業といえるのである。
- 12) 『海外社会保障研究』（社会保障・人口問題研究所）157号（2006年12月刊行予定）ではベーシック・インカムの特集が組まれている。是非参照願いたい。

(おざわ しゅうじ 所員 京都府立大学)

障害者のエンパワーメントの課題と性的 コミュニケーションへの自由をめぐって

本稿は、障害者的人権としての性を素材にして、グローバリゼーションをはじめとする現在の社会が内包する理論の延長線上でエンパワメントやノーマライゼーションを考察したものである。障害者をとりまく最大の困難を、商品交換の貫徹の中から市民社会的成熟へと展望する試論である。



KAMITANI Akio
神谷 章生

I 問題の所在

オリバー・ストーンのベトナム三部作の一つ、「7月4日に生まれて」は、トム・クルーズ扮する熱血の愛国者として育った主人公（建国記念日の7月4日生まれ）が、使命感をもってハイスクール卒業後海兵隊を志願し、ベトナムの戦場の混乱の中で友軍の兵士を撃ち殺し、自らも脊髄を銃弾で貫通する大怪我を負い半身不随となって帰還する。当初は郷土の英雄として迎えられながらも、徐々に戦争や体制への不満を抱くようになり、最後の場面ではジミー・カーターと思われる民主党の大統領候補指名大会で演説するというストーリーである。ベトナム戦争をそれに献身した個人の視点から描き、その非人間的性格を抉り出すという秀作である。しかし、この映画には、従軍した個人の視点から描いたことの裏返しとしてもう一つのテーマも浮かび上がってくる。それが、障害者の性という問題である¹⁾。

上記の映画で言えば、トム・クルーズ演ずる主人公が、瀕死の重傷を負って帰国し、リハビリ病棟に収容されるところから本当の苦悩が始まるのである。主人公は、脊髄中枢神経系統の麻痺に陥るが、彼にとってもっとも重要なことは自分に性的能力の回復の展望があるかどうかということである。

あった。国家に忠誠を誓い、恋人との青春も十分に謳歌できず、ベトナムでのアメリカ合衆国の崇高な使命を実現することこそ自分に課せられた使命であると信じてきた主人公がを奈落のそこに突き落とした事態とは、彼の性的能力の喪失であった。

主人公は、その後、ベトナム傷痍軍人が集う売春街に入り浸るようになるが、彼が満足にその機会を享受できたかどうか判明しない。ただ、そこでの女性との身体接触などによってそれなりに喜びを獲得したようなシーンが描かれている。しかし、自分に優しくしてくれたその女性を他の傷痍軍人と取り合いの立ち回りを演じたため、その町から追い出されてしまう。

このドラマから二つのことがわかる。一つは、障害を負った男性の性欲の存在である。言わざもがなかも知れないが、障害者の性欲の問題は、いまだ、少なくとも日本においては、その存在を前提として施設では対応されていない。対応されているとしても、それは施設職員の「個人的」で個別の施しとして行われているに過ぎない。障害、とりわけ後天的にそれを背負った者は、かきむしられるような絶望感に襲われ、それをどのように受け入れるかという狂おしい問題に直面する。このことが第一に強調されるべき点である。第二に、性的自己実現の場としての買売春の役割である。上記映画では、主人公の初めての女性体験を売春

宿にて実現する。それが彼の人生においてどの程度の意味を持ったかは不明であるが、少なくとも急場の必要を満たしたとはいえそうである。また、最近では、日本においても、河合香織『セックスボランティア』(新潮社、2004年) や大森みゆき『私は障害者向けデリヘル嬢』(ブックマン、2005年)など、障害者への性的サービスの提供を話題とする書籍や、あるいは先天性の障害を持った芸人（先天性多発性関節拘縮症）であるホーキング青山や、自身の性体験や障害者の性行動を発信し続ける熊篠慶彦（ペンネーム、脳性麻痺による四肢痙攣性麻痺（C P））らの行動や、障害を有した研究者たち谷口明広、倉本智明、横須賀俊司らの自身を素材としつつ、障害者の真のノーマライゼーションへと向けた努力は、徐々にではあるが、性風俗の存在と障害者の性の問題への関心を呼び起こしている。

本稿では、現代社会におけるエンパワーメントの課題として、障害者の性的コミュニケーションが抱える課題について考察したい。性器挿入を含む性交を性的コミュニケーションと表現する理由は、いわゆる男性障害者における勃起不全によって挿入そのものがかなわないとしても、さまざまな身体接触を通じ快感や喜びを享受することがありうるからである。それゆえ、一般的に性器挿入をのみ示しがちな性交ではなく、性的コミュニケーションという表現をとる。

II 人権としての性的コミュニケーションに関わる課題

人権とは何か。基本的権利とは何か。天賦人権といっても、権利は何ら天から降ってきたわけではない。宗教改革を通じ、神と一対一の契約関係に入った人々が、自分の持っている契約と同様に他者にも神との契約の中にあるというある種のパラダイムの転換を通じて、支配者を排除したり、支配者に譲歩を強制したりすることによって、国家に承認させてきたものである。当然ながら、当初は、それを実現した男性ブルジョアジーにのみ人権はあるとみなされた。だが、労働者が国力を担う中心的存在になってくるにつれ、彼らにも人権が付与され、さらに女性の存在が大きくクローズアップされるにつれ、女性への人権の付与も実

現してきた。では、さて障害者の場合はどうであろうか。20世紀の優生政策の時代には、障害者の存在をできる限り排除しようとした、ナチスドイツではT 4 計画などをはじめとして、障害者の国家的抹殺を強行した。また戦後においては障害者の抹殺はさすがに行われなくなったが、障害者から性的機能を奪い取る断種は多くの国できわめて「普通のこと」として遂行された。日本でも、優生保護法下、施設入所の障害者のパイプカットや子宮切除などによって、施設職員が女性障害者の妊娠や生理の手間を省くといったような対応が、わずか30年ほど前まで一部には行われていた。

要するに障害者には生存権のみが付与されているに過ぎない状況から戦後の社会福祉はスタートしたといってよいだろう。その生存権にしても、「劣等待遇」により健常者の生活のそれを上回ることは許されなかった。朝日訴訟で争われた生活保護水準をめぐる人権意識は、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度」の生活保護の低劣さを国家が容認したものであったが、障害者の生きる権利としての「健康で文化的」な生活権は、なお課題にすらなっていたとは言がたい。

だが、権利性の認識は、社会的な物質的豊かさの実現とともに、徐々に向上し、変化する。女性の人権が、女性の社会への参入による社会における不可欠の構成部分として自他共に認識されることによって、充実していくのと同様、障害者の人権も、彼らの存在の社会的認知によって、彼らと健常者とのバリアの存在が不正なものと認識されることによって充実されていくのである。バリアをフリーにすることが、徐々に健常者と同様の生活をできる限り実現することが正義であると障害者だけでなく、健常者も含む多くの人々によって共有されることが条件となる。これこそが、ノーマライゼーションであって、ノーマルへと障害を除去し、可能性を実現することがエンパワーメントということであろう。本稿にひきつけて言えば、四肢が麻痺あるいは切断され、一人の力では、性欲の調整もままならない人々に、人権として性的コミュニケーションを実現するという場合には、どのようなことが必要条件として行われなければならないのか。この問題は、すでに事実によって解決されているということともいえるが（例えば、障害者対応の風俗産業によって）、だからといって公然と承認されているとはいえない。筆者は、

障害者が性的コミュニケーションを享受することを人権メニューの重要な柱として打ち立てられる必要があると考える。そうすることで、彼らが、性的コミュニケーションを享受するための有形無形の支援が、公的並びに私的に公然となんら躊躇うことなく行うことができるからである。だが、その前にいくつもの現実に対応すべき事項があることもまた事実である。

III 性的コミュニケーションのための援助

性的コミュニケーションが障害者のノーマライゼーションの実現のための「権利性」を有する事項だと想定したとしても、現実に、それが実現するためにはさまざまなハードルが存在する。自らの意思で自らの体躯を起動させて、健常者ならばどうでもないような行為を、それゆえにプライベートなものとして行なう行為を、誰かの介助、補助、援助によって行わなければならないことに私たちちは思い至らなければならない。そういう意味では障害者のプライベートな行為には「公的」にならざるをえないものも多い。ここでは、性的コミュニケーションとして必要な事項が有している課題を列記することとする。

(1) 自慰介助

三島亜紀子によれば現在の日本における「社会福祉援助技術現場実習」のテキストにおいても実習の実際においても、障害者からの「誘い」を「幼児レベルの愛情欲求」へと「読み替え」、処理することが求められているとしている³⁾。このように障害者の性的欲求を理解している現状の援助技術においては、障害者の自慰行為をどのように処置するかはまったく援助技術の専門外におかれている。

現状では、一部の職員が、篤志的行為としておそらくは同性同士の秘密の行為として処置しているというのが多数の場合であろう。運良く、躊躇わずに対応できる職員と公私共に親しくなりえた障害者だけが、もっともプリミティブな性欲処理がかなえられる。

介護専門職において、自慰介助は、そのマニュアルとして位置づくことは可能なのだろうか。一

部に障害者の自立とQOLのために自慰を含む「性援助」情報を提供しているサイトなども存在する³⁾。障害者の「手」となることを、介護者の職業に付随する技能であるとしても、排泄や食事介助と異なり、自慰介助はそれらと同等であるという認識は共有できていない。また、自慰もプライベートな性行為であるとすると、これらを制度的に施設の介護職員が行う援助技術としてマニュアル化することもまたなじまないかも知れない。そうであるとすると、自慰に関しても「専門家」が私的に介入することが望ましい。さらに、性的コミュニケーションが権利として勘案されるべきであるとする立場から捉え返すならば、「排泄行為」に限りなく近い（男性の場合）自慰行為に障害者の性行為の保障がとどまるのはQOLの保障とは隔絶するといわざるを得ない。

(2) 性サービス産業

自慰行為が生理的排泄の延長線上の行為であるとすれば、性サービス産業を通じて異性を介した性的サービスを受けることは、少なくとも対人的行為であり、その限りで人間味を帯びた充実感を味わうことが可能である。しかし、このような行為は、一般社会においては必ずしも肯定的に評価されているとは言いがたい。また、フェミニズムの学問領域においても、「性の商品化」をめぐって論争が決着しているわけではない⁴⁾。

さらには携帯電話の普及や出会い系サイトなどを通じた事件などが取りざたされる中で、父性の復権や地域の指導力の回復を切望するような風潮が増幅している。こういった事態を背景として、ますます性の商品化を否定的に論じるような流れも拡大している。

障害者の性的コミュニケーションを確保するために性サービス産業を不可欠であると考えるとしても、性サービス産業自体の存在が認知され市民権を獲得できないならば、それは絶えず社会の「裏側」の必要悪の存在にとどまらざるを得ない⁵⁾。

だが、健常者の場合は、プライベートで私的な行為として利用可能な性サービス産業も、障害者の場合はそういうわけにはいかない。何事かをなす場合に、誰かの援助を必要とする以上、障害者の行動には真の意味でのプライベートは存在しない。性サービス産業の利用においても例外ではない。自分の欲求を誰かに伝え、その誰かがその欲

求を理解し、さらには情報の伝達、アクセスのための援助（例えば自動車等の配車、乗降介助、サービスの提供の場所までの介添等々）まで業務外でボランティアとして行為しなければならないかもしれません。風説の伝聞ではあるが、ある施設では、介護職員が「競馬観戦」ということで、施設利用者を性サービス産業に「引率」することもあるという。なんとも涙ぐましい行為であるが、どうしてこのような複雑な対応になるのだろうか。その原因は、性サービス産業の存在を市民社会が認知していないことにあるのではないか。市民社会として認知されていないために、それを利用する障害者は、ことさら「言い訳」をしながら利用せざるをない。はたして性サービス産業は、市民社会から忌み嫌われる存在なのであろうか。この点については、すでに触れた松沢真一らの精力的な発言、研究を下敷きに性サービス産業が認知されるべきであるという見解を共有したい。

健常者にとってさえ、人生経路において重要な性体験であるが、障害者にとっては、それはさらに「生きる希望」の象徴であるかもしれない。さらに「自立して」「生きること」を具現化したものであるかもしれない。熊篠慶彦は初めての性体験を性サービス産業（ソープランド）によって果たしたとき、「これを境に、僕はセックスに自信を持つことができるようになった。いや、セックスだけじゃなくて、あらゆることに対して、自分でやってみよう、やればできるっていうポジティブさが芽生えてきたといった方がいいかもしれない」⁶⁾と表現している。

また大森みゆきも自身のデリバリー・ヘルス嬢の経験から、「障害者の人たちに、障害がコンプレックスであると思われない世の中、そういった環境は、どうすれば作れるのだろう？ 今、国でやっている福祉的事業だけでは、特に恋愛や性的問題というのは、永遠に置き去りにされてしまう気がする」⁷⁾と述べているが、たとえ時間単位でサービスを提供するデリバリー・ヘルス嬢であっても、その女性の身体に何とか触れようと努力する男性の姿を目の当たりに見るとき、性欲それ自体が人間の生きる尊厳を与えていたのだということが実感される。

IV 残された課題

(1) 性差問題——男女間の格差

これまで性サービス産業や自慰介助の問題を、男女の格差をそれほど考慮せずに叙述してきた。もちろん、ところどころの叙述は男性の行為を想定しつつ表現してきた。自慰の経験についても健常者では男性のほとんどが経験しているのに対し、女性が10%程度だといわれていることなど、性差による経験数がかなり異なる⁸⁾。ただ、男女の隔絶した差は、本来の性差に由来するものなのか、社会的規範の内面化（性への抑圧的イデオロギー）による効果なのか、そのあたりは判然としない。フェミニズムの議論の中では、女性の性欲も基本的に男性のそれと同様であるとする議論もある⁹⁾。また、河合香織は股関節脱臼の障害を持った女性がホストを呼んで性や恋愛の喜びを感じたり、脳性麻痺の障害を持った女性にセックスボランティアを行う男性の存在をルポルダージュしている¹⁰⁾。

確かに男女の経験数やケースに格差の存在している問題であるが、現在では上記の出張ホストやその他の女性対応の性サービス産業も存在している。まだまだ男性対応のそれらと比較して少数ではあるが、時間のスパンを10年単位で見れば、隔世の感がある。今後、これらの産業の増加が見込まれこそすれ、衰退することはないであろう。男女が対等の社会の到来は、どちらかの突出した状況を押さえ込むことではなく、遅れている部分が徐々に追いつく形で実演するのかもしれない。

いずれにせよ、障害者の性的コミュニケーションの実現において、性差問題がどの程度克服されるのかという問題は、本稿ではいまだ不明であるというにとどめざるを得ない¹¹⁾。

(2) 性の商品化と資本主義の「自由主義的再編」下の総商品化社会

筆者はかつて現代の資本主義社会を「自由主義的再編」状態の資本主義と表現し、かつては非商品として存在していた事物や関係をもその自己運動の下で急速に商品化していく社会と表現した。

このような観点から、性サービス産業に関しては、瀬地山の言うように市場競争の中で「よい商

品」として提供されることによって、「わるい商品」が淘汰されることになるという論に与する。単なる排泄行為の介助ではなく、少なくとも人間の温かみを感じられるようなサービス提供がなされるならば、熊篠が体験したような人生への自信も獲得されるであろう。

もちろん売春の歴史は人類史とともににあるという立場からは、現行の買売春も人身奴隸の一脈流という認識が付きまとうのであろうが、先にあげた松沢は、ニーズに応じた性サービスの種別化・差別化という商品のバリエーションが存在しており、それに従事する女性（男性）は、そのメニューに盛られているサービスを提供するというシステムは、まさに現代の資本主義経済の商品法則にかなっているといわざるを得ない。

V 最後に

オランダではSAR（選択的な人間関係財団）に所属している女性を障害者が有料で呼び、性サービスを享受することができる¹²⁾。それも公的補助を受けることが可能である。要するに、障害者が性的コミュニケーションを求めることが人権として保障されているのである。最初の議論に戻るが、障害者の生活を全人格的なノーマライゼーションの方向へ結びつけるのが当然であるとするなら、居住や食生活と並んで、性欲の適切な処理にとどまらず、性行為を通じた人間的関係の形成のための援助もまた必要なのではないか。北欧社会が進んだ福祉国家として現在存在するのも、単に、労働分配率や税制や階級連合的な政党政治だけが理由ではない。あらゆる人々がその状態のまま、できうる限り人生の可能性を追求できる条件を整備しようとする社会の存在であり、それを構成する市民の意識にある。

そうであるならば、福祉社会を真に望むとする人々は、障害者が置かれている現状に真摯なまなざしを向け、今回、簡単に触れるにとどまった性的コミュニケーションについてこそノーマライゼーションの必要条件として構想される必要があるではないだろうか¹³⁾。

慣れない分野についてここまで書いてきたが、本稿を執筆するに当たっては、県立広島大学の横須賀俊司氏と大阪でお会いし、お話をうかがうこ

とができたことが大きい。記して感謝したい¹⁴⁾。

注

- 1) 医学的見地からいっても脊髄や頸椎の損傷においてかなり重度の場合でも、勃起や精通を含む性行為の可能な場合も多いとされている（山本雅司・山田薰『障害をもつ人たちの「性」の歴史と今日の課題』、谷口明広編『障害をもつ人たちの性——性のノーマライゼーションをめざして』明石書店、1998年）。また、『私は障害者向けデリヘル嬢』において、大森みゆきは性行為が不可能な場合でも身体接触によって喜びを得る障害者の事例を記している。
- 2) 三島亜紀子「誘いの受け方、断り方」、倉本智明編『セクシュアリティの障害学』明石書店、2005年。
- 3) <http://www.peachcare.jp/> 「要介護者のための「性介助」情報サービスサイト ピーチ・ケア」。このサイトを運営する「ピーチ・ケア」は老齢による要介護者を想定した性介助の制度設計を行っているようであるが、老齢にともなう性介助だけでなく、当然ながら壮青年期の障害者の性介助にも適用可能である。
- 4) 江原由美子編『フェミニズムの主張』（勁草書房、1992年）所収の2つの論文（橋爪大三郎「売春のどこがわるい」と瀬地山角「よりよい性の商品化へ向けて」、とりわけ重要な論点を提供しているのは瀬地山であろう）を嚆矢としてフェミニズムの領域から議論が広がっていった。江原はこの反響を受けて、続く編著『性の商品化』（勁草書房、1995年）を刊行している。
- 5) 松沢呉一・スタジオボット編『売る売らないはワタシが決める』（ボット出版、2000年）によれば、買売春に伴う「女性の従属性」神話を打破し、セックスクワードの認知とその労働としての正当な評価と保護の必要性を多様な論者の「一知半解」的言動への批判を通じて議論している。例えば、買売春によって女性は人格を売り渡したというような一般的に広がる理解に対して、彼女らは一定のルールの下に区切られたサービスを提供しているのだという論議を提示している。
- 6) 熊篠慶彦『たった5センチのハードル 誰も語らなかった身体障害者のセックス』（ワニブックス、2001年）19頁。
- 7) 大森みゆき『私は障害者向けデリヘル嬢』（ブックマン社、2005年）103頁。
- 8) 適当な資料がないが、さしあたり日本大学商学部

スポーツ健康科学を担当されている遠藤幸一氏のホームページより、同大学の学生への調査が掲載されているので参照した。<http://homepage3.nifty.com/ohjclub/com/index.html>

- 9) 北海道教育大学教授古村えり子氏のご教授による。
- 10) 河合香織『セックスボランティア』(新潮社, 2004年) 110-111頁。
- 11) この問題は、すでに決着の着いている問題かもしれないが、筆者の不勉強のゆえにこのような認識にとどまっている。
- 12) 河合前掲、第6章。
- 13) 本稿では、障害者が出会いの場を通じて、異性と知り合い、恋愛やセックス、結婚へと至る道について

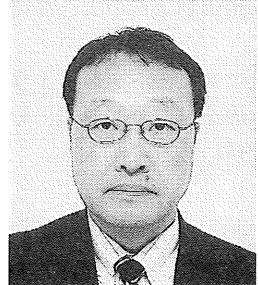
ては触れなかった。それは、本稿で触れた自慰介助や性サービス産業の利用や普及とはまったく独立して存在すればよいのであり、健常者はプライベートの領域としてまったく独立して利用ないしは認知していることから考えれば、障害者だけに自由恋愛を強調することは不合理であると考えているからである。

- 14) またこの出会いは、2006年度北海道教育大学岩見沢校福祉教育コースで筆者の卒論実習を選択している野城李沙、吉岡侑紀が、卒業論文のために横須賀氏へのインタビューを企画・実行したことにより実現した。

(かみたに あきお 所員 札幌学院大学)

社会保障の市場化に対する 従来型批判の克服と諸課題

社会保障の市場化・営利化に対する既存の批判は、必要な議論の半分程度にとどまっているのではないか。社会保障関係者はまず地域のニーズに応えた社会サービスの提供に努めつつ、市場化を逆手にとった形で組織法人運営を思い切って近代化しながら自己革新をなしたとげ、今の勤労市民の意識にかみあつた社会的発信をするときである。また福祉財源論に関しては一知半解になることなく、現今の大税制に関する多様な論点をすべて網羅すべきである。



OMATSU Mikio

大松美樹雄

I 問題の所在

9月23、24日に本研究所の第29回研究大会が開催され、全体会Ⅱでは「社会保障をどうするか」をテーマに報告と討論が行われた。大変刺激的な議論であり、21世紀の社会保障像をめぐる各議論とあわせて、論点を整理し明確にする必要があると考える。憲法理念に基づく人権・民主主義ルールをベースに議論するのはあたりまえのことだが、社会保障全体の保険化と市場化の急速な進展のなかで、政策当局に対する「単純な従来型批判」の繰り返しだけでは、社会サービスを受ける利用者・患者、サービスを提供する専門労働者、福祉医療経営を守り、それの中長期の見通しをつくりあげることは難しいと今考えている。医療・福祉現場からの、歯に衣をきせない直言が必要である。

そこで本稿はいわゆる論文スタイルではなく(脚注方式はせず、表も使用しない)、レポート・提言的な様式で論じさせていただき、政策論レベルで誤解のないようはっきりとした発言を行う。本稿の目的は社会保障・生活保障の市場化・営利化の流れをできるだけ早く反転させるために、われわれの政策を勤労者の心の琴線にふれることができ

できる段階に引き上げるために忌憚のない論争をおこすことであり、各論者には失礼があるかもしれないがご寛恕いただきたい。

安倍政権発足の翌日、日本経済新聞はこう主張した(2006年9月27日付)。

格差拡大を小泉改革の「負の側面」として指摘する声も多いが、それは小泉改革の結果ではなく、①経済のグローバル化と、②ITを中心とする技術革新の結果の奔流がもたらしたものである。二つの与件をプラスに変えて経済成長につなげるには、市場メカニズムのなかで民間の知恵をいかす、



「改革」が必要であり、それが「小泉改革」であった。新首相の任務はこの流れを継続させることであり、歳出削減を重視し、そして消費税増税を見据えた税制全体の改革ビジョンをつくる必要がある。成長エンジンである企業をバックアップするための法人課税の軽減がその最初のテーマである。人口減にそなえて経済社会のあり方を再考するには、道州制はその大きな切り口になる、と。

更にスピードをあげようとしている構造改革の全体的な見取り図を頭におきつつ、各論者の議論の評価に移っていこう。

II 各論者の議論に なにが足りないのか

さる7月に閣議決定された「骨太方針2006」に対して二宮厚美氏は、「一体」という言葉が乱用されており、「歳出・歳入一体改革」とは国民にとって「やらずぶったくり」政治に向うことであると喝破する（「骨太方針06が描くポスト小泉構造改革路線」『賃金と社会保障』No.1423, 06年8月上旬号）。「社会保障一体改革」とは年金・医療・介護等の社会保障を一体として串刺しにするということあり、歳出削減を徹底して国民に兵糧攻めをしけけ、あぶりだすように消費税増税を誘導するという流れである、と解明する。地方自治体を地域単位の受益者負担主義の場にし、社会保障分野では憲法規定に基づくナショナルミニマムそのものを危機におとしいれようとしている、と論ずる。

一方、今年5月に公表された、社会保障の在り方に関する懇談会「今後の社会保障について」（官房長官の私的懇談会）に対して、里見賢治氏はこう評する（「危機に立つ社会保障 二つの政府関係文書を読んで」『賃金と社会保障』No.1424, 06年8月下旬号）。

生活保障を「自助・共助・公助の適切な組み合わせ」に求め、自助を基本とし、共助たる社会保障と公助たる公的扶助・社会福祉で補完するとされているが、公助の範疇は救貧的なものとして規定されている。したがって社会保障の中核を社会

保険におくことによって、住民ニーズの拡大への対応は「保険化」ということにならざるをえない。例えば育児保険構想などが俎上にのぼりつつあるが、保険とは何らかの保険事故に対する備えとして成り立つものであり、育児を事故とみなすこととなる。福祉に関する財源負担は市民各層に一律に負わせる逆進的なものでなく、企業が応分な負担をする構造を強め、所得税の累進構造を強めることが基本である。広がる社会的格差を、社会保障充実の国民的合意で歯止めをかけるときである、と。

以上の二氏のベースには経済学があるが、一方社会福祉分野そのものの研究者の言をとりあげよう。最初にふれた本研究所研究大会において、岡崎祐司氏は「社会保障改革と社会福祉の『準市場化』」と題してこう論じた。

介護保険からはじまった社会福祉の市場化は、障害者福祉においては、措置制度⇒支援費制度⇒自立支援法⇒介護保険への統合、という流れとなっており、保育においては育児保険構想まで語られている。社会保障構造改革の柱は、①社会保障財政における資本負担の回避、②公的制度を前提とした市場形成——個人への現金給付と選択責任を構造化、③社会保険システムと計画行政を活用した集権的福祉行政の再編、④自治体の広域化・市場化、である。この構造を転換していく方向は次の通りである。

- ・利用者中心主義、学習者中心主義から専門職・市民共同（決定）型へ転換
- ・契約型利用方式から地方政府・公務機関による提供方式への転換
- ・福祉制度における普遍主義の徹底と排除制の克服
- ・集権・統制システムから自治と参加のシステムへの転換
- ・福祉多元化と政府の責任
 - 公的制度・財政を維持したうえでの多元化
非営利協同の社会的使命の明確化
- ・所得保障政策と福祉社会を可能にする税・財政の改革
- ・地域福祉の基盤としての地域経済、産業政策との関連

以上の論者の論そのものはそれぞれに検討すべき豊富な中身があるのは明確だが今必要な事柄は、残念ながら急速に進む社会保障の市場化、保険化にどう対応していくかは、福祉・医療の現場レベルでは法人（社会福祉法人、医療法人等）と専門労働者の存亡にかかる問題であるということの（せまい意味での経営問題ではなく）もっとリアルな認識である。柔軟な具体的対応政策提案を伴わない、市場化に対する厳しい「批判」だけでは、社会保障の未来を切り開くために必要な議論の半分にしか到達していない。岡崎祐司氏は大会において、「医療はいくつかの特殊性から社会保険ベースでの取り組みも可能だが、社会福祉は保険になじまない」との発言があった。良心的な福祉研究者の多くは同様である。確かに筆者自身も介護保険発足前に、高齢者介護の発展方向は従来の措置制度の改革的な発展がベストであるという主張を行い、社会運動の一定の部分であらわれていた「保険しか選択肢がない」という主張に対しては「腰碎け症候群」と命名し、大きな影響力のある医療団体等にも直接提言を行った。しかし現在の時点では、介護保険から切り捨てられる軽度の利用者の方々の権利の擁護と介護保険制度の改善を大いにもとめつつ、介護保険事業所としては改定された介護保険の流れにスピーディーに適応し、経営と資金をきちんとマネジメントしていくことが不可欠である。一定規模以上の医療法人では介護保険発足以降、福祉・介護部長制をしき、地域と行政当局の動向に関する情報収集と政策化に力をいれしており、福祉部長の視野の広さと深さが法人の中長期の命運を左右するといっても過言ではない状態になりつつある。準市場に慣れていない社会福祉法人ではなおさらそうである。

野村秀和氏は「高齢時代における患者やその家族、そして地域住民の不安に対し、『安心と信頼』を仕事のなかで広げることこそが、医療・福祉という仕事への誇りと経営の生き残りを生み出すことになる。行政の果たすべき役割と責任についても、地域ニーズを土台に運動を強めなければならない」（『高齢社会の医療・福祉経営』櫻井書店、2005年、5～6頁）と主張した。障害者自立支援法施行以降、報酬単価の引き下げと月額から日額への支払い方式の変更により、多くの障害者施設の収入は激減し、大幅な支出カットに追い込まれている。施設と専門労働者にはこの難局を乗り越

えながら、自治体当局等との折衝とあわせて、応益負担をおしつけられた利用者とともに大きな社会的なアピールを発信するという重層的な課題がつきつけられている。市場化の渦のなかで、逆に専門労働者も利用者もなにを得ていけるのか、流れを反転させる芽をどう育むのかがもっと具体的実践的に語られなければならないのではないだろうか。

III 勤労者の意識と既存の議論の変化そして税財政問題

現場からの社会的アピールの課題まで議論してきたが、問題はその発信が最初に述べたように働き盛り層の心の底に届くことができるかどうかということである。勤労者の意識がかなりの程度、アメリカ型、市場原理主義型となっていることを、われわれの議論の大前提におかなければならない。ある意味でこのことの認識が、日本の社会運動にとって一番欠けている点ではないか。例えば、社会保険庁の長官に損保ジャパンの副社長が就任したとの報道に接し、「なんと露骨なことを。他の業界からひっぱってくるならまだしも、保険業界からとは」と筆者はまず感じたが、通勤電車のなかでのサラリーマンの会話を聞いてみると、「民間ならそこそこやるのでは」という声が大勢をしめており、絶句したのをさまざまと覚えている。医療保険制度の改悪のなかで、アリコ等のアメリカ民間医療保険にはすでに3,000万人が加入しているといわれている（入るのは簡単だが支払いは厳しい、ということは庶民にとって分かっているのだが）。勤労者自身の責任で運用する確定拠出年金（日本版401K）は職員50人、100人程度の中小企業にも拡大し、厚生労働省はこの掛け金の上限引き上げや60歳未満の加入者の積立金引出しの解禁等も含めて検討に入るということである（日本経済新聞2006年10月7日付）。自己責任原理にかなりの程度、勤労者の意識が染め上げられていること、それにより本当の意味での社会保障拡充の市民的合意が困難になっていることを直視しなくてはならない。

さて社会保障・生活保障の市場化の進展は、勤労者の意識を自立自助に向わせる大きな原動力であるのだが、同時にそのプロセスは周知の通り格

差社会の拡大進化と表裏一体であり、そのなかで従来、所得分配メカニズム、垂直的平等等には触れてこなかった論者の議論にも変化が生じている。例えば、厚生労働省のシンクタンクそのもののような存在として著名な広井良則氏は、この間、『健康格差社会——何が心と健康を蝕むのか』(近藤克則、医学書院、2005年)を激賞し、近著『持続可能な福祉社会』(ちくま新書、2006年)においてこう論じている。

- ・自由主義的な方向ではない、もう一つの道を提示するグループが日本では稀薄であり、もう一つの社会像のトータルな提案を行う。
- ・これまでの社会保障（福祉国家）は事後的な是正に重点がおかれてきたが、今後は事前にということ、予防的発想を取り入れるべき。
- ・若者の本当の意味での成人が30歳前後となってきており、後期こどもの時代が広がって。教育と社会保障がクロスオーバーしてきており、若者基礎年金を創設してはどうか。
- ・いわばベーシックインカムの部分的導入である。年金制度全般としても、公助、社会民主主義の理念にたった「厚めの基礎年金」（財源は税）というのが妥当。
- ・これらの有力な財源は、①消費税、②相続税、③環境税である。消費税の逆進性の問題は税率の設定如何で改善可能。

研究大会で報告された小沢修司氏の『福祉社会と社会保障改革——ベーシックインカム構想の新地平』(菅原出版、2002年)の影響をかなり受けているのは確かであり、構造改革による若年労働力商品再生産の危機のなかで時論的な議論を展開している。ただ、社会保障の財源論はやはり消費税である。研究大会の全体会でもフロアから、基礎年金への国庫負担2分の1にともなって、基礎年金の半額は無拠出での支給も理論的に可能となるのではとの興味深い論点が出されていたが、ただこの発言の方の財源も消費税である。先にふれたように今の勤労市民の意識には、ある意味で「わかりやすい」議論である。消費税率アップ寸前という時点で、最終消費者の問題とあわせて、直接の納税者である中小零細業者、中小企業が直面している複雑かつ深刻な諸問題についてポイントを整理しておく必要がある。

日本の消費税の基本的仕組みは、各企業・業者が自らの売上（課税収益）にかかる消費税から仕入にかかる消費税（課税費用）を差し引いて、国庫に納付するというものである（簡易課税の問題はここでは考慮にいれない）。

(1億の売上にかかる消費税500万)-(6,000万の仕入にかかる消費税300万)

差し引き、200万を国庫に納付する。従って税の負担者は最終消費者。

原則通りに経済社会が動いていれば問題がないのだが、現実には中小零細業者にとって売上に消費税をそのままオンする事が難しい場合がある。消費税が3から5%に上がっても、2%分を取引先にそのまま転嫁できない場合は多かった。そして、5%への税率アップと共に仕入にかかる消費税の控除（仕入税額控除）の要件が、請求書・納品書・領収書と帳簿（記載方法に細かな条件あり）の整備となり、全国で控除の否認等が相次ぎ（上記の例では売上にかかる500万を全額納付）裁判もおこっている。ある意味で既に世界で最も厳しい「日本型インボイス方式」となっている。そして、税率大幅アップということになれば、複数税率、実際のインボイスの導入となるであろう。その場合、インボイス発行事業所には厳しい条件が課せられ、それが発行できない業者から仕入を行っても、仕入税額控除ができないという事態となる。現在、小さな障害者共同作業所は大手100円ショップに製品を納品することも多いが、インボイス方式となった時点で取引から排除されることが予想される。

そして医療機関・福祉施設にとっての消費税導入時点からの大問題は、診療報酬、介護報酬は非課税だが、仕入（人件費等以外の費用）にかかる消費税は最終消費者としてそのまま負担せざるをえないということである。税理論からすると支払った消費税が還付されるべきだが、残念ながらその問題が市民社会的にきちんと議論されるという段階ではない。軍事・警察国家に向けてひた走る国家全体の流れと、消費税を軸に再編されていく税務行政の動きは表裏一体であり、社会保障関係者が安易な「消費税の一定部分を福祉目的税へ」の議論にのっていくことは大変危険であると警鐘をならしたい。

研究大会では資産課税の問題も出されていた。たしかにこれは今の時点できちんと取り上げるべき論点である。上場株式等に関する現在の日本の税制は、次のようになっている。

〈譲渡益〉

申告分離課税一本化に伴う軽減税率

2003年～2007年 税率10%

(所得税7%，住民税3%)

2008年～ 税率20%

(所得税15%，住民税5%)

譲渡損失の繰越控除

証券会社経由で譲渡した損失を3年間繰越控除できる。

緊急優遇処置

2001年～2002年にまでに購入したものを2005年～2007年に売却の場合、購入価格1,000万まで非課税。

〈配当〉

2004年～2008年3月

配当金支払い時に税率10%源泉徴収

2008年4月～ 税率20%

総合課税を選択した場合、所得税、住民税の算出税額から税額控除される。

所得税配当金額の10%，住民税2.8%

大変な優遇措置であるが現在の日本の経済社会の流れからいって、特別措置の大幅な延長が行われる可能性が高い。一般の中小零細業者、中小企業の現場と格闘している税会計の実務的専門家の力を継続的な形で借り、冒頭でふれたように独占的大企業が強く望む法人税大幅減税の大きな問題点、相続税の今後のあり方等も含めて、日本の税制をめぐる論点を社会経済学の立場であらためてすべてだしきる必要があるのではないだろうか。本研究所の任は大きい。

IV まず、われわれ自身が自己革新をなしつけよう

社会保障・生活保障にかかる日本の社会運動が大きな転機に立っているのは確かだが、ではなにから始めるべきなのか。繰り返しになるが、専門労働者であれば自ら作り出す社会サービスの意

義と社会的効果を再度確認し、そして所属する組織（施設、法人、自治体等）のミッションと現実に向き合い、市場化を意味で逆手に取りながら運営・経営の徹底的な近代化と自己革新をなしとげ、そしてなによりも他の業界で同じように市場化の波のなかにいる勤労市民に理解される、工夫した様式での社会的提言を強力に発信することである。ここで一つの教訓として、「組織」にかかわる問題として「無認可共済」、いわゆる自主共済と保険業法改正の問題をとりあげよう。

戦後、かなりの数の労働組合、商工団体、医療団体、文化スポーツ団体等は、国・自治体の社会保障政策の不備を補い、構成員の生活保障のために共済組合を組織してきた。その大規模な発展型（根拠法あり）としてJA共済、全労災などがあるが、そういう行政（諸法規）に認められたものではないが、活発な活動を行い、組織団体への構成員結集にとって大きな魅力を作り出している自主共済団体が存在している。歴史をふりかえってみると日本の場合、保険業法では「保険株式会社」と「保険相互会社」だけに免許を与え、協同組合組織の形態を認めてこなかった経過がある。したがって協同組合保険の萌芽形態としての性格を持っていた各団体は、共済事業として事業（労働者福祉運動）を行ってきたのである。ところが、各保険会社の過当競争のなかで保険市場が狭隘化しつつあり、規模の大きな共済事業が国内と欧米の保険会社にとって極めて有望なマーケットとなり、いわゆる無認可共済問題をここにして保険業法改正にいたったのである（「共済問題座談会」『いのちとくらし研究所報』15号、2006年5月、参照）。金融庁は監督を受けるための「保険会社」としての届出を各団体に強く要請し続けたが、届出を拒否する団体もあり異例の事態となってきた（日本経済新聞2006年10月3日付）。通常の保険に入りにくい障害者の入院や付き添い費用を補償する熊本の共済団体が解散を決めたりするなど影響は広範囲に拡大しており、次のターゲットは根拠法のある大規模共済となる。

市場化と営利化の波のなかで、各共済団体は保険技術や保険数理を体得し、科学的な資金管理、税務に習熟し、他団体、他の協同組合と連帯し適切な法制度の創設などの提言ができるだけ早期に行うべきであった。今、各団体は勤労者の暮らしを守る地道な取り組みを更に強めながら、団体の

あり方を歴史的に再点検し、保険業法の再改定を求める運動等への取り組みを強めるときである。

東京都では数年前から、監督する社会福祉法人に100万、150万の補助金を出してISO（国際標準化機構）の受診を強く推奨している。その結論としては予想通り人件費の削減、非正規雇用の拡大ということが第一義的課題として導き出されることが多い。その意味でISOなどの外部評価機関の指摘が全て正しいというわけではないが、しかしながら法人の近代化と業務の基準化・標準化という点では参考にすべきことも多い。取り入れるべきものは旺盛にとりいれつつ法人・組織と専門労働者のスキルを向上させ、必要な自己改革はスピーディーに行う、この点が今こそ求められている。革新的会計学者の角瀬保雄氏は、中央省庁での行政の腐敗や歪みに関して、国公労連（国家公務員の労働組合）が組合のある行政機関においてもその種の問題がおきていることを重視し、運動の脱皮を強く訴えていることを高く評価し、自治体の「職員厚遇」問題と自治体労働運動の課題を論じている（『企業とは何か』学習の友社、2005年）。

本稿では自治体行財政独自の課題を具体的にとりあげはしなかった。その点では別稿を参考にし

ていただきたい（拙稿「市場化のなかでゆれうごく自治体病院の社会的使命と経営——NPM思想などの拡大のなかで従来型批判の『呪縛』をのりこえる——」『賃金と社会保障』No.1417、2006年5月上旬号）。自治体行財政の場合も、医療・福祉経営体も、自主共済、労働運動の場合も、立ち向かう相手は一緒であり、住民、利用者・患者、専門労働者、構成員の足元の生活と権利をあらゆる方法を駆使して守りつつ、二枚腰、三枚腰での奮闘と脱皮が大切である。五木寛之氏は大ベストセラーとなった『大河の一滴』（幻冬社、1998年）の後書において、「市場原理と自己責任という美しい幻想に飾られたきょうの世界は、ひと皮むけば人間の草刈り場にすぎない。私たちは最悪の時代を迎えるようとしているのだ。資本主義という巨大な恐竜が、いまのたうちまわって断末魔のあがきをはじめようとしている。……いまはもう、覚悟をきめるしかないだろう」と宣言した。筆者も、市場化により深刻な危機に直面している社会保障の現場で格闘を続け、そこから腰をすえた発信をしていきたい。

（おおまつ みきお

所友（財淀川労働者厚生協会）

グループホームの現場から 介護制度の改革を考える

—認知症高齢者と家族の願いに応えるために—

2000年（平成12年）から本格的に始動したグループホームによって、今まで邪魔者扱いされていた認知症高齢者の介護へ希望の光がさしてきた。家族的な雰囲気の中、献身的な現場労働者の努力によって成果を上げている。一方、過酷な労働環境で現場の労働者は、強烈なストレスを感じている現状がある。今真剣に対策を考えなければ、明日の認知症高齢者はどうなるのだろう。

HIRANO Jiro
平野 次郎

我が家では、約2年前から両親ともグループホームでお世話になっている。残念ながら、母は今年の6月に91歳で天国に召され、現在、95歳の父がそのままグループホームで過ごしている。

今から約5年前には、両親はデイサービス、訪問介護、大型介護施設を日々利用していたが、当人達は不満足でうまくかみ合わず、これらの介護サービスを嫌がってもいた。従って介護はほとんど家庭で、主に姉夫婦と兄が担当した。

母親は、グループホーム入居後も帰宅願望が強く、1ヵ月のうち1週間ほどは帰宅していた。私は、約1年半前に両親の介護を姉兄から引き受けた。月1回の母の帰宅時の介護のために、介護講習を受け、介護ヘルパーの資格を取得した。60歳からの年金では生活していくかかったこともあり、約1年間別のグループホームでパートとして働いた。

もし、両親の介護を家庭だけで続けていたら、ご他聞にもれず、両親、子供たち共々疲れ果てていたと想像する。家庭での介護には限界があることを痛感した。

高齢者介護で、一番難しく忍耐がいるのは、認知症介護である。このことは、認知症介護を経験した方でしかなかなか理解できないと感じる。認

知症については、特にアルツハイマーによる認知症は、症状も十人十色、その原因が未だに不明で、日常での対処方法が十分には確立されてない。その対処法が分からず、認知症高齢者の介護にはあまりにも悲しい過去があり、その反省に立って、グループホームがやっと立ち上げられた。

全国での認知症高齢者は現在約150万人で、京都市の人口を上回り、14年後の2020年には、約274万人と京都府の人口をも大幅に上回る。2030年には300万人を越えると予測されている。この予測は、この介護問題が他人事でなく、自分のこととして受け止めていかざるをえなくなることを物語っている。

I 大型介護施設での対応の劣悪さ

2005年春に介護ヘルパーの資格を取る際、3日間の大型介護施設での実習を体験した。その現場で入居者を「人」でなく「物」として「流れ作業」で扱っている光景は、今でも忘れることが出来ない。こんな老後が待ち受けているのかと思うと悲しくもなった。約60名の入居者の中にいる数名の認知症の方は、特に邪魔者扱いであったことが強

く印象に残った。

わが国の介護の歴史にも、さらに劣悪な認知症高齢者への介護があった。

1970年代まで認知症高齢者を引き受けてくれる施設といえば、精神病院だけであった。特別養護老人ホームも認知症高齢者の生活の場という考えはほとんどなく、まだ収容所であり認知症高齢者のためにほとんど機能していなかった。大勢の高齢者が大部屋でプライバシーも人間の尊厳もなく生活し、問題行動をとる認知症高齢者にはときには薬や虐待・拷問・拘束を強いる場合もあり、認知症高齢者の介護環境として最悪であった。さらに、大部屋がゆえに認知症以外の入居者から多くのいじめを受けていたことも報告されている。

拘束の例)

- 便をいじってしまう場合つなぎ服を着せる。
- 帰りたくてうろうろする場合別の部屋に入れられ鍵をつけて外に出られないようにする。
- 幸いにも、1980年代スウェーデンでの試みで、

認知症に対して、小規模で家庭的な環境での共同生活が有効であることが実証された。その成果は日本にも伝えられた。ノーマライゼーションの考え方の高まりもあり、遅まきながら種々な認知症への取り組みが始まった。この過程を経て、2000年(平成12年)4月の介護保険法施行後、グループホームが本格的に設置され始めた。今年8月現在8,052施設まで増えている。

II やっと光の見えてきた 認知症高齢者の介護

私が勤いたグループホームには、大型施設で見られるような荒々しさも見られず、入居者が「物」でなく「家族」として見守られている。このグループホームを立ち上げた経営者陣は、約5年前に大型施設の介護に疑問をもち、そこから飛び出した。高い理想をめざし、寝食を忘れ、身体を張って介

		一日の流れ	職員配置
時間	定 期	不 定 期	
午前	排泄介助（適宜）		8～10人
6	朝食準備（調理ほか）		
7	起床－洗顔・口腔ケア・整容・更衣		1人 (夜勤・早朝)
8	朝食		
9	朝食・後片付け。服薬		
10	水分補給		
11	掃除、洗濯干し、散歩、昼食準備		
12	昼食		
午後			
1	昼食・後片付け、服薬		
2	娯楽、散歩など		
3	おやつ、入浴、娯楽、散歩など		
4	夕食準備、洗濯物取り込み～整理		
5	入浴、娯楽など		
6	夕食		
7	夕食・後片付け、服薬		
8	就寝準備		
9	洗顔・口腔ケア・整容・更衣		
夜間 早朝			
			2人
			3～4人
			2人
			1人 (夜勤・早朝)

図1 グループホームの一日の流れ（業務）と職員配置

護に取り組んでいる。さらに入居者のためだけを願い、24時間適切な指示を現場に出し続けている。スタッフ全員も同様に、入居者介護へ自らのすべての神経を集中させ、経験の中で洞察力、介護技術を高めている。この介護に取り組む姿には感銘を受けた。

入居者の方から施設での1日の流れを眺めると、全員が、朝6時に起き、朝食から始まり、10時には水分補給、その間に、散歩やクリエーションゲームなどを楽しむ。12時に昼食時間があり、3時におやつを食べ、その間に入浴をする。夕食を終え、就寝し、次の朝を迎える。

1日の流れには、家庭での風景がある。その流れの中に理学療法、音楽療法等を取り入れ、誕生会、シーズンごとのイベント行事がおこなわれる。すべての動きが、入居者のリハビリに通じている。この施設の中で、9人の入居者と職員（介護労働者）が1日を過ごしている。ほのぼのした家庭的な雰囲気の中で、認知症を治しはしないまでも、病状をやわらげて悪化を遅らせる。両親も別のグループホームで、生活リズムを取り戻し、家庭より伸びやかに過ごしていった。（図1参照）

逆に、現場労働者の側からみると、この職場は、一瞬たりとも気を抜くことが出来ない、緊張を持続させていかなければならない環境である。入居の条件が認知症であり65歳以上であること。したがって全員が認知症高齢者の方である。

III 一瞬たりとも気を抜くことが出来ない労働の現場

突然、入居者の方が台所の包丁を持って歩き始

める危険性が潜んでいる。ティッシュペーパーとか造花の花を食べ始めることも想定していかなければならない。最初に教えられたのが、包丁を入居者の方に見えない場所に片付けることであった。身体能力が落ちてきている入居者の方は、いつ何時、転倒するかもしれない危険性もはらんでいる職場環境である。

介護従事者の員数は、共同生活住居ごとに、宿直時間帯（夜間及び深夜）を除き、利用者3人に対し1人以上とし、宿直時間帯については、1人以上とする決められている。入居定員は5人以上9人以下と規定されている。したがって介護職員は8人以上必要であり、1日の勤務者は図2のとおり、平均5名となる。緊急の外部検診等が発生すれば、実施レベルでは、さらに1名は減少し、4名でシフト（勤務体制）を組む場合もある。特に朝7時と夜18時から20時までの時間帯は、2人体制である。かなり過酷な労働になることが、容易に想像できる。かなりタイトな人員体制で、介護をしている。

一日中一瞬たりとも見守りを怠ることが許されず、絶えず現場労働者は、極度の緊張の中で働いている。特に夜勤者は、夜21時から朝7時までの10時間を1人で介護をする。個人差はあるが、入居者9名の認知症の症状は、多彩である。日夜逆行して夜徘徊する、暴力を振るってくる等の問題行動を起こしうる入居者に、介護者は1人で対応していくなければならないのである。

2005年の労介護労働安定センターによるストレス調査でも、「夜勤時に何か起るのではないかという不安がある」が81.7%、「休憩時間がとりにくい」が67.1%の結果であった。「介護従業員数が不足している」が61.7%であった。80%以上

氏名	シフト	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24時
No.1	夜勤																								
No.2	日勤																								
No.3	日勤																								
No.4	早出																								
No.5	遅出																								

図2 グループホームのシフト例

の現場労働者が夜勤でのストレスを感じているが明らかになっている。

IV 賃金への不安

現場労働者は、労働条件にかかる「仕事のわりに賃金が低い」の事柄についてもストレスを強く感じている。

「この給料では、結婚してもやっていけないですよね」さらに「将来どうなるんですかね」と。親密にしている30歳過ぎの男性介護労働者（勤続4年、正社員）は、月給が夜勤を入れて、月平均20万で、手取り15万円ほどだと語る。知り合いの50歳の男性（勤続3年、正社員）も「この給料では夫婦2人での生活は苦しい、転職したい」と漏らす。

2005年の上記のセンターでの賃金調査によると、正社員の月給では、19歳以下では145,600円、20～29歳179,200円と年齢が増すほど高くなるが、最高の50～59歳でも221,600円であった。同年の11月では、正社員、非正社員の合わせた平均賃金が168,600円であった。特に50歳になってもあまり給料が上がらないことに若い年齢層は、介護での将来に不安を抱くに違いない。

先の機関の調査で見ても、賃金の問題がやはり夜勤のストレスの次に高く、「仕事のわりには賃金が低い」が69.8%となっている。70%近くの労働者が賃金の低さにストレスを感じているのである。

まだ彼らがグループホームの勤めを続けているのは、この介護現場にやりがいとよろこびがあるからであり、さらにストレスが大きくなった時には、他の職種に移る可能性が潜在的にあると考える。よく言えば献身的に言葉を変えれば自分を犠牲にしている現場労働者の姿がある。

V 現実を見ない、知ろうとしない行政のツケ

どんなに優秀な経営管理者が情熱を傾けて、必死で頑張っても、介護報酬があまりにも少なすぎて、介護労働者の給料を世間並みに出せない現実がある。介護報酬だけで、グループホームの経営が成り立っているからである。

収支概算式（月）を示すと、
250万円（収入）-90万円（経費）=160万円（人件費）
160万円（人件費）÷9人（労働者数）=17万7千円
250万円の介護収入は、入居者の要介護度によっ

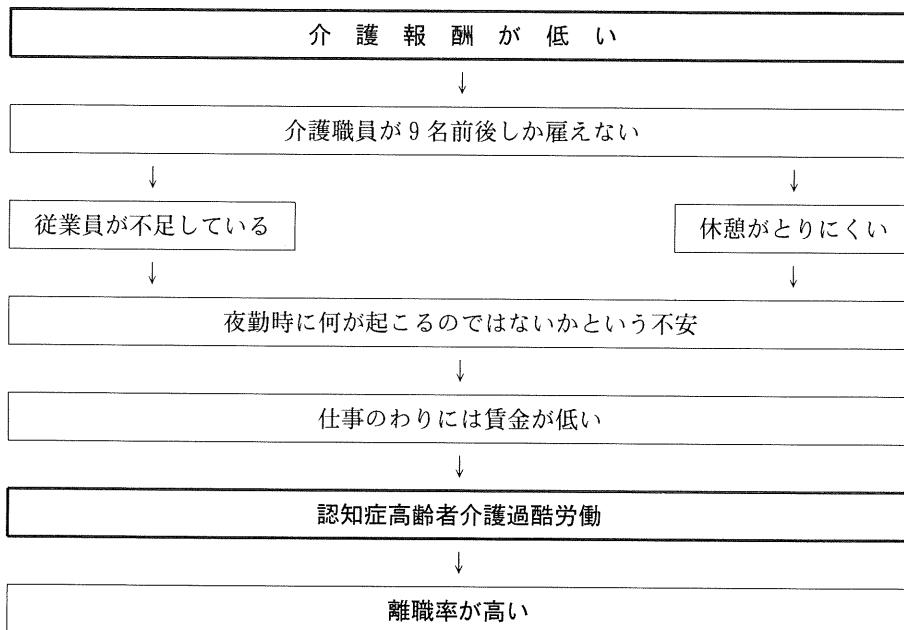


図3 グループホーム労働者の離職原因

て決まるが、入居者の平均で算出した。（入居者の平均を要介護度3とし、地域によって多少違があるが、施設が1日の国から支払われる入居者1人の介護報酬は、9,000円で計算。）

ここでは9人（労働者数）に経営陣、事務職を入れていない。加えると平均月給は17万7千円よりかなり低いものになる。

上記の図のように、介護報酬が少なすぎることで、次々に連鎖反応がおこり、離職率の高さにつながるのである。最大の元凶は、介護報酬を決めた現場を見ない、知ろうとしない行政。現場労働者が苦しんでいる。当然、介護現場労働者の離職率が高い結果になっている。

同財団法人が平成15年12月1日から16年11月30日までの一年間の採用者数および離職者数を調査した結果を示すと、採用者数7,339人に対して、離職者数3,573人で、離職者の89.6%は「直接介護に当たる介護職員」であった。離職者の勤務年数については、離職者の45.5%は1年未満の勤務で離職しており、3年未満の離職者は、79.2%であった。

低い介護報酬で、質の高いグループホームを運営することは、スタッフの献身的な犠牲のうえにしか成り立たないのが現状である。この労働環境・条件を改善しなければ、特に若年層の離職者がさらに増加し、優秀な人材も集まらず、介護の質が低下することが危惧される。

このままでは、ストレス状態の介護者が入居者に対して、十分な介護ができるだろうか。そのため現実に、悲惨な事故や事件が起こっている。入居者とその家族にとっては不安である。

VI 結びにかえて

介護過酷労働は、人員を増員すれば、解決できる。したがって、この労働環境・条件の改善を促進するためには、介護報酬収入を現実に見合った高さで設定することが、必要条件である。介護報酬を設定した厚生労働省の担当者は、実際現場で働いてみて、現場の人員体制が、適正なのか調べるべきである。机上だけで決定した制度を現場に

丸投げしているだけではいけない。出来ないのは、現場が悪いとしか言わないし、また考えることが出来ない行政体質が存在している。一刻も早く、現場の実情に的確にあった政策を打ち出さなければならない。

介護対策が「アスベスト問題」の行政対応に近似していると感じるのは、間違っているだろうか。「私たちは責任がまったくない。現場が法律どおりにやっていたら、アスベストは安全だ。現場がマニュアルどおりやらないからだった」とインタビューに答えていた、元旧厚生省の担当責任者の言葉が今でも頭にこびりついている。

認知症高齢者介護は、険しく、厳しい不可解な大きな山である。今、グループホームはやっとその麓に着いたところである。これから道程を乗り越えて希望が見える頂にたどり着いてほしいと祈る。山の道案内人役の行政が現場を知らなければ、グループホームは道に迷い、混乱する。やっと認知症高齢者の介護の光がグループホームによって見えてきた今、その光を消さないでほしいと願っている。

残念ではあるが、今の私の年金では、グループホームに入居するのには、難しい。自分も高齢者介護にお世話になる日が、ついそこに見えてきている。その時にどんな介護を受けられるか不安である。深沢七郎の小説『楢山節考』の世界にある「人生に年齢制限があり娘捨山に行く」ことが許されるなら、その方が有難いと思うのは私だけだろうか。

参考文献

- [1] 山井和則 (2003) 『グループホームの基礎知識』リヨン社
- [2] 財団法人介護労働安定センター (2005) 『介護労働者のストレスに関する調査』
- [3] 財団法人介護労働安定センター (2005) 『平成17年版 介護事業所における労働の現状』
- [4] 青葉安里 (2002) 『老年期痴呆の治療と看護』南江堂
- [5] 中嶋紀恵子 (2005) 『グループホームケア』日本看護協会出版会

(ひらの じろう 元介護労働者)

教師の維持可能性と研修

そして、教師の自由を奪い、国家の意思をストレートに子どもたちに下ろそうとする教育政策が進められている。その中で、教育の最前線に立つ教師は疲弊し、現実に流されたり実践への活路を見出せないでいる教師も多い。この現実に抗し、教師の維持可能性を醸成していく力の根源は、教師の自発的な研修にこそあると思う。実践しつつ研究する現場研究者としての教師像を追求する。



KATAGAWA Kengi

北川 健次

I はじめに

子どもが関与する衝撃的な事件が相次ぎ、教育に対する国民的関心が高まっている。また、OECDが実施した「生徒の学習到達度調査」(Programme for International Student Assessment)（以下PISAと略す）の第2回目の国際比較で、日本の子どもの学力が世界のトップクラスから転落したという結果報告は¹⁾、学力低下論を一気に加速させた²⁾。これらの責任を戦後民主教育に転嫁する意見が、為政者からも出される今日である³⁾。「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しよう」とする日本国憲法の理想を実現するためには、「教育の力にまつべきもの」として、教育基本法が準憲法的位置づけ、あるいは「教育憲法」⁴⁾として制定されたはずであった。しかし、そこに示された「個人主義」や「平等性」などが今日の教育危機の根源でもあるかのように喧伝され、その「改正」が現実のプログラムに上っている。その先にあるのは、憲法の平和原則を放棄して、日本を「戦争できる国」へと時代を逆行させる政治プログラムである。

憲法「改正」については、自民党が改憲案を発表し⁵⁾、民主党も9条「改正」の方向で動いてい

る。しかし、憲法「改正」には、過半数の国民の意思を獲得する必要がある。それには教育にまつべきものが大きいと言わざるを得ない。教育基本法「改正」は、「普通の国」を担う国民の育成こそが目的だと言える。それは、教育の主体を国民から国家へと180度転換させ、愛国心を涵養することが中心である。教育基本法は、教育が「不当な支配」を国家によって受けた反省に立つものであったことを覆すかのような「改正」である。

ところで、教育基本法が成立した当時の「教育基本法の解説」では、教育と政治の関係について、次のように述べている。「政治は現実生活ことに経済生活をいかにするかを問題にするのであるが、教育は現在より一歩先の未来に關係する。教育はあくまで未来を準備するのである。社会の未来に備えることが教育の現在なのである。」だからこそ、「政治が現実的な力と大なる程度において妥協しなければならないのに対して、教育は政治よりも一層理想主義的であり、現実との妥協を排斥するという結果が生ずる」⁶⁾のである。

このように「未来を準備する」任務が教師の仕事として負託されている。しかし、教育現場にもたらされている政治的な危機、社会や文化状況がもたらした危機、子どもの発達に対する危機は、非常に重い課題として教師に突きつけられている。

そもそも教師は、このような動きに傍観者の立場にあってはならないと考える。なぜなら、憲法・

教育基本法に宣誓し、——それはつまり、二度と戦争をくり返さないという反省を胸に刻み、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期すとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」という、民主教育の推進者たる任務を負ったからである。そして、戦後民主教育の原点として、「教え子を再び戦場に送らない」ことを教員組合運動のスローガンにしたのであった⁷⁾。

しかし、このような重要な任務を意識しつつも、教師には、今日の子どもと教育を取り巻く状況によって、学校現場ではかかえきれないほどの課題が突きつけられている。現職教師のバーンアウトや自殺、早期退職などが増加し、教師が教師として生きていくには困難な時代となっている。身も心も疲れ果てた教師に対し、教員評価の導入等がさらに追い打ちをかけてきている。

このような教師たちが、この困難な危機の時代を生き抜き、豊かな教育実践をすすめるということ、つまり、教師の「維持可能性」を実現させることは、焦眉の課題である。従来経済学で使用されている「維持可能性（Sustainability）」⁸⁾という言葉を、あえてここに用いた。資源の枯渇や環境悪化によって維持可能性を実現できないならば、未来の世代にこの社会を託せない。同じように、生きた人間としての教師が、人間としての力を枯渇させずに実践し続けることができなければ、教育の発展に貢献できることが期待できない。そのためにはどのような方策が必要なのかを、教師の研修に焦点を当てて考察するのが本稿の課題である。

II 教師の研修権と 教育公務員特例法

教師のこの重要な任務の遂行のために、教育公務員特例法（以下、教特法）において、教師は「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなくてならない」（21条）と明示され、教師の研修の重要性が示された。教師には「研修を受ける機会が与えられなければならない」し、「授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」（22

条）と規定されている。

しかしながら、ここで本来認められるべき教師の研修権については、国は否定的な見解を出し続けている。研修の服務上の扱いについて、文部省（当時）は、「1964年12月18日大分県あて初中局長回答」に示されたように、三分説をとってきた。それは、(1)勤務そのものとして行わせ、職務命令を持って命じ、出張扱いとするもの、(2)勤務に有益なものとなると判断して、職務専念の義務を免除の便宜を与えるもの、(3)勤務時間外を利用すべきもので、年次有給休暇によるもの、の3つである。これでは、研修内容や主催者による研修の選別が行われる根拠になりかねない。教師の自主的な研修が、(3)の年休扱いになる可能性が強い。

最近では、例えば文部科学省が2002年7月4日に発した「夏期休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について（通知）」において、教師の自主研修権について、「教師に『権利』を付与するものではない」として、教師の自主研修権を否定した。このことが、学校現場にどのような事態を引き起こしたか。長期休業中の教師の研修への締め付けが強まったのである。学校を離れての研修に対しては、研修報告の強要をして、内容によってはその研修を認めないとすることまで発生している。さらには、夏期休業中も毎朝職員朝会をするという学校や、校内研修を増やして教師を出勤させ、職場に縛り付ける学校もある。

また、「初任者研修制度」は、研修によって新規採用教師の統制を図ろうと、その初年度の教師生活を締め付けてきた⁹⁾。新たに導入された「10年目研修」によっても、年間を通じたかなりの日数の研修が強制されている¹⁰⁾。

東京都では、「日の丸」「君が代」強制に反対の態度を示した教師が処分され、強制研修がなされている。現在、このような強権的な研修政策が¹¹⁾、じわじわと他の府県にも広がってきてている。物をつくるのではなく人を育てる教育の現場においては、なおさらこのような強権的な処分や強制的な研修が有効ではないことは明白である。多忙化、締め付け、威嚇等によって圧迫される状況下では、まともな精神状態でいられないだろう。そして、教員評価が賃金にも反映され、さらに教員免許更新制が導入されるという方向性が現実のものとなるならば、トップダウンの教育政策が直接的に教室にまで降りていくことになる可能性は大きい。

それは、子どもを主人公にした教育ではなく、「言われた通りに動く人間」を育成する教育になりかねない。教師の研修が自発的なものではなく、懲罰的、強制的なものであれば、圧迫、苦役以外の何ものでもない。

ところで、教特法にいうところの「研修」とは、「研究」と「修養」という2語の短縮形である。「研修」について、「修養」が含む積極的な意味を、堀尾輝久は、「教師の仕事が、教育の科学化という課題だけではおおいえない、厳しく、ゆたかな、創造的・探究的過程でもあるからにほかならない」と述べている¹²⁾。つまり、「教師には科学者としての資質、芸術家としての個性、そしてなによりも人間的ゆたかさが不可欠」であり、それは、「不断の研究と修行の過程だ」と言えるだろう。

さて、この研修について、1948年12月9日の教特法提案理由で、当時の政府が以下のように述べている事実は見逃せない。

「教育公務員が、その職責を遂行するためには、当然研究と修養に努めなければならないのであります、それは単に教育に従事しておる者の義務としてののみでなく、権利としても研修をなし得るような機会を持たなければなりませんので、従来単に自発的に行っておりましたが、これを法の根拠のもとに行うことができるようにならしたのでござります。」¹³⁾

つまり、教特法は、教師の研修権を法的に認めたものであるということである。教育行政の任務は、研修の奨励、研修の機会や施設の設定であって、強制ではないのである。近年、地公法を盾に、研修の強制が行われているが、教育公務員には、その名通り「特例」としての研修が認められている。一般公務員の場合は、地公法によって、研修が、「その勤務能率の発揮及び増進のために」行われるものとなっており、それは、「いわばその手段として他律的に課されるもの」である。

しかし、教師の研修はこれとはその質を異にする。「一人ひとりの子どもの潜在的な可能性を的確に捕捉し、これを豊かに開花させていくために」教師の自発的で日常不斷の研修活動が求められる。よって、「教師の研修権、研修の自由は、教師の研修権、教育の自由の核心をなすもの」と言えるのであり¹⁴⁾、教師はこの立場で研修をすすめなければならない。教師の研修のあり方を示すものとしては重要である。しかし、教師の研修の自由が

後退させられている現実とともに、教職員組合の中でも、研修に対する方針の位置づけが低いのではないかという危惧を抱かざるを得ない。

このことに関連して、久保富三夫は、今日の研修統制に対し、教師側の態度を批判し危惧している。「教員や教育運動の側が厳しい研修統制にたいする批判・抵抗のみに終始して、1990年代末からの『自主研修奨励』という政策『転換』を見逃すのではないか」と述べた¹⁵⁾。それは、「教育職員養成審議会第二次答申（1998年10月29日）が自主研修（修士課程への長期在学）奨励とその条件整備（校務分掌、勤務時間の割振り、授業時数の軽減）の必要性について指摘している」ことを根拠にしている。また、長期休業中の研修計画と報告書提出に関して、管理統制的性格を持つのか、それとも積極的性格を持つのかという問い合わせをしている。筆者はこの点、後者の立場である。積極的に承認研修をとって、自主的自発的研修を実行すべきだと考えている。なぜなら、それは、自己の教育実践記録をまとめたり問題関心に対する研究に取り組んだりして、教師の専門的力量を高めるチャンスだからである。

III 教育先進国フィンランドの現実

わが国では教育基本法を「改正」する論議がなされているにもかかわらず、逆にこれを生かす取り組みが¹⁶⁾、海外で行われて成功を収めたと言うのである。それが、先に挙げたPISAの結果、学力が世界のトップレベルだと言われたフィンランドである¹⁷⁾。このフィンランドの教育を調査した結果から、次のような注目点が挙げられよう¹⁸⁾。

フィンランドの教育水準を高めている要素の第1は、何より教師教育の質の高さである。フィンランドの教師は、原則として修士号をもっている。また、学級担任教師は教育実習が半年という長期にわたっている。そして、教師の社会的地位と、信頼度の高さが、教職に就く人材の優秀さを物語っている。「教師は、その専門性の自立的で協同的な開発者となれるように支援され、社会的に尊敬されるべきである」ことが根底にあり、「授業者であるだけではなく、子どもの成長を支える広い意味での教育者を育てる」「教師教育の学問的水準を上げる」「理論的学習と実習との統合を図る」

「教育学的学習と教科的学習を結合する」という本質的な視点が、教師教育に込められている。また、現職教員の研修が年間3日間の権利を与えられていて、大学が提供する多様な研修プログラムを自由に選択して受講している。

教師の質の高さは、社会教育にも生かされている。学校が普通午後2時に終わり、放課後、教師は当然教材準備をする。その後は家庭訪問をしたり、地域社会での学習会の講師をする。これは、教師が修士号以上をもっているインテリゲンチャであることが根本にある。

第2に、教師の裁量権についてである。1992年に教科書検定制度の廃止、94年にカリキュラムの大綱化が実施された。後者では、教育内容に関する国家規制を大幅に緩和し、裁量権を地方自治体・学校など、現場により近いところに委譲することを可能にした。このことは、教師の力量が大きく問われることになる。責任の重大さは、逆に教師のより積極的、自発的な研修を引き出すと言えよう。具体的なカリキュラムづくりは、教師の専門性発揮につながっている。

第3に学校の教育環境である。主な点として、教育に平等の機会が与えられていること、教育が総体的に無償であること、差別・選別を廃した総合制教育であることなどが挙げられよう。

就学前段階から高等教育段階まで、公立・私立にかかわらず無償であることが、教育の機会均等を保障した。さらに、学校内における能力別指導やランキングの否定をし、非選別型の教育を行ってきた。選別されない多様な背景を持つ子ども達に対応する方策として、少人数制の学級編成が行われたのである。OECD平均の24.6人をさらに下回る19.5人という学級規模であった。日本の40人とは比べものにならない。学校規模は、小学校で平均70名、中学校で平均150名程度である。また、授業が多くの場合2学年複式で行われていて、同じ内容を二度教えられるために学びの質が高いとされている。

このような環境条件のもと、学校教育の特色は、グループ学習、助け合いの学習、総合学習が挙げられている。テストも序列もない競争原理とは無縁の教育を実施している。また、特別なニーズを持つ子どもへの教育は、普通教育においても特別教育においても、個別のシラバスを策定して、個人の選択を基本に充実した制度が、国の保障を背

景にして実行されている。

このようにフィンランドの教育の現実を一瞥すれば、日本の教育との大きなギャップを感じざるを得ない。フィンランドの教育視察をした庄井良信は、フィンランドの高い学力水準が、日本のような「競争と淘汰」で脅す教育システムの結果ではなく、「教育の機会においても、結果においても、『公正と平等』を最優先し、教育現場の教師たちの自由裁量と自己決定に基づくコラボレーションをたいせつにしてきた教育の結果」だと見ている¹⁹⁾。

IV 「専門職」としての教師

(1) 反省的実践家としての教師像

教職は「専門職」であると言われる。しかし、その専門的力量は何かと問われれば、佐藤学は、相反する二通りのアプローチがあると言う²⁰⁾。一方は、教師は「技術的熟達者」(technical expert)とされる考え方で、これに対して、もう一方は、「反省的実践家」(reflective practitioner)であるとされる考え方である。

佐藤は、ドナルド・ショーンの理論に学びながら²¹⁾、この「反省的実践家」としての教師像を提起している。彼は、教師の専門性を「教職を、複雑な文脈で複合的な問題解決を行う文化的・社会的実践の領域ととらえ、その専門的力量を、問題状況に主体的に関与して子どもとの生きた関係をとり結び、省察と熟考により問題を表象し解決策を選択し判断する実践的見識(practical wisdom)」に求め²²⁾、そのあり方として、「教師は経験の反省を基礎として子どもの価値ある経験の創出に向かう『反省的実践家』」と位置づけている。

「技術的熟達者」は、「専門的力量を教育学や心理学にもとづく科学的な原理や技術で規定する考え方」であって、「『効率性』(efficiency)『有能さ』(effectiveness)の原理を基礎としており、教育結果の生産性や学習の能率性を求めて競い合う産業社会と大衆社会の要請に応じ、学校の画一化された文化や官僚的な組織に順応する性格を示している」²³⁾のである。

「反省的実践家」は、「『教師の自律性』(autonomy)と『見識』(wisdom)に基礎をおいて

おり、知性的自由と個性的多様性を保障する民主主義社会と調和し、その社会を標榜する性格を示し」、「省察」と平行して、「理論的な概念や原理を実践の文脈に対応させて翻案する思考活動」としての「熟考」(deliberation)を行うとしている。そして、「技術的熟達者」よりも、「はるかに複雑で複合的な実践を進めており、彼らの実践は、文化的、社会的、政治的、倫理的実践の複合体として展開されている。そこで展開される授業と学習は、教育学と心理学の範疇を越えており、文学、芸術、社会学、政治学、経済学、文化人類学、言語学、倫理学、哲学など、人文・社会諸科学のほぼすべての領域の理論的知識が関与するものとなる」と述べている²⁴⁾。

今日のような根深い子どもの課題に取り組むことにおいて、教師は、メソッドやテクニックのみに傾倒するのではなく、佐藤の言うような「反省的実践家」像をめざすべきであろう。そのためにも、教師の研修は、「自主的」「自律的」であり、内容的にも多岐にわたり、自己の実践を深く追究するものであるべきだと言えよう。

(2) 「profession」としての教師像

さて、今一つ教師を専門職と見るに際して、それは「profession」なのか「specialist」なのかという議論がある。専門職の語源は前者であり、もともとは神学、医学、法学の3職業を「profession」と言い、その後教師もそう呼ばれるようになつた。それらの職業には、公共的使命と社会的責任が付託されていると言える。そのことは、語源の発生時期から今日まで変わっていないだろう。

この公共的使命と社会的責任を念頭において、柳ヶ瀬孝三は、教育も含めて医療や福祉などの労働を「人間発達を保障する労働」と呼んだ²⁵⁾。これは、本来「地域や家族の共同体の内部にあって共同体の成員の発達をささえあってきた共同体内部労働が、『社会化』されてきたもの」だとした。資本主義の発展は、労働者・住民が家族や共同体内で人間発達を保障する労働の機会や条件を奪ってきた。それが、このような労働を行う専門的力量をもった人びとを生み出す契機となった。つまり、「労働者や住民の貧困化という契機をとおして、社会のなかの専門的職業」として生まれてくるのである。ところが、わが国にもみられるよう

に、資本主義が独占段階に入ると、教育は侵略戦争へと国民を動員するためのイデオロギー注入の道具にされた。戦後、憲法体制によって一定の民主主義的制度化が確立されたように見えたが、今日の新自由主義政策によって、人間発達を保障する公共サービスは後退し続けてきた。さらに、経済のグローバル化を支える人づくりのための道具とされ、画一的、技能的な面が要求されている。教職とは、その「業務を定量的な部分に分割して、規格化・画一化し、技能労働をもってこれにあてるというわけにはいかない」のであるが、そのような官僚化した労働には、競争と管理がはびこり、もはや意欲もやる気も見出せなくなつていくだろう。

小嶋昭道は、柳ヶ瀬の提起に賛同して、教師の仕事は「人間を労働対象にし、高度の専門性が要求される労働であり、人びとの権利としての発達を保障する労働である」と述べた²⁶⁾。その中でも「高度の専門性」については、柳ヶ瀬の発言を引用して、「資本主義的なコスト原理を優先した分業を導入するわけにはいかない、むしろ人間の発達保障を大目的とした各種分業の総合化、協業化こそが要求されるし、そのような総合化の能力をもそなえた専門性」²⁷⁾と解釈している。ここで言う「総合化の能力」こそが今求められている教師の力量であり、「profession」の指すところである。

小嶋は、その力量とは、「子どもの中に今日の状況をとらえ、現状と現実を変革していく可能性のあることを見出す力量、今日の状況を科学的にとらえ、変革の展望を自らのものにする力量、教育を人民の事業としてとらえ、社会的視野で勤労人民の生活や要求を理解し、それを住民自身のものに組織する組織者としての力量、その土台の上に学校教育固有の仕事つまり教科指導と学校内外での子どもたちの生活主体を形成すること」²⁸⁾と規定している。

このように考えてくると、教師の専門性は、教育学のみに支えられるものではなく、多岐にわたる分野の学習によらざるをえない。

(3) 「現場研究者」としての教師像

小嶋は、柳ヶ瀬の提起を踏まえつつ、専門職としての教師像を「現場研究者」として描いていく²⁹⁾。小嶋は、かつて臨教審が要求した教師の力

量が「部分労働者としての『専門職』に要求される程度の能力」だとし、教師の仕事は、その労働対象が生きた人間であり、「人類の蓄積、文化的諸価値を伝達することを通してかれらの能力と人格の発達を達成させる労働」だと述べた。そして、教師の資質・力量を、「人間として生きることにかかわって教育の総体をとらえその達成に努めること」と表現している。そして、「働くものの主体形成が広い意味での教育的課題であり、学校教師が面と向かっているのは未来に生き、未来を作る子どもたちであることを念頭におく必要がある」と付け加えている。つまり、教師自身も主体形成を達成させなくてはならないのである。そのための契機が研究にこそあると小嶋は述べた。その意味において、教師は「研究者であり、現場に基礎をおく研究者」、つまり「現場研究者」と位置づけられたとした。

筆者は、ここで述べた「反省的実践家」、「profession」、「現場研究者」それぞれが、同じ方向性を示していると考えている。それらには、子どもと教育の現実に深く分け入り、的確な現状認識と実践の方向性を持つこと、そして、その背景に幅広い学習成果があり、「実践しつつ研究する」という姿勢がそれぞれに貫かれていると言える。

VI 教師の維持可能性を導くための試案

今日の社会のなかで、教師が生きて行くには、「研修」なしには無理である。経験と惰性だけでは、行き詰まってしまうだろう。「研究と修養に努める」ことは、つまりは教師の「維持可能性」を高めることになるだろう。

教師の研修を推進しその維持可能性を導くために、以下の提案をしておきたい。

- ① 学級定員をせめて欧米並みの25人～30人以下にし、段階的にフィンランド並みの20人に近づけ、子ども一人ひとりに目が行き届く教育環境をつくる。さらに、教員増により教師の授業時数を減らし、1単位時間の授業に対し1時間の授業準備の時間を与える。
- ② 教科書の検定制度を廃止し、学校・教師に教科書選択権を与える。また、指導要領の法的拘束力を解き、教育課程の自主編成権を各学校や

教師に委譲し、子どもの現実に見合った教育課程の編成ができるようにする。少なくとも戦後最初の学習指導要領の精神に立ち戻る。

- ③ 放課後や長期休業中等の自主的自発的研修を奨励し、勤務地を離れて、例えばサークルなど自主的な研修ができるように配慮する。
 - ④ 教師の研修活動に対する費用を支給する。給与に手当として図書費や研究会参加費用も含めて支給する³⁰⁾。
 - ⑤ 大学院での研修を奨励するために、休職ではなくて有給で、少なくとも共済掛金等の支給程度は支出されるような配慮をする。また、大学院派遣に際しては、本人の希望を重視して、大学側の選抜をもとに行政が派遣を追認する。修了年度まで勤務場所を離れられるようにする。
 - ⑥ 初任者研修制度や10年目研修など、義務づける研修制度は廃止し、現場で教師を育てる方向で環境づくりに努める。
 - ⑦ 教育センターの研修内容には、現場の声を反映させ、また教職員組合や教育サークルなどの意見も尊重して、自主的自発的研修の支援を最優先課題にする。また、センターに教育研究図書館を設置し、常に利用できる研究場所として整備して位置づけ、教育研究図書の購入も推進する。そして、大学図書館や公立図書館、各種資料館・博物館等との連携を強め、教育研究の充実を図る。
 - ⑧ 教職員組合は、教師の大学院研修など自主的自発的な長期研修を奨励し、希望者が研修を受けられるように取り組む。また、派遣者の選抜に際して差別や恣意的な選別のないように監視する。
- 若干補足しておくと、①～⑦は主として行政への提案あるいは制度改革、制度運営の改善の提案であるが、⑧は、教職員組合に対する提案である。とくに研修の問題は、行政のみならず、組合にとっても重要であり、また、困難な課題でもあるということを意識している。なぜなら、組合内に、研修よりも活動を優先させようという傾向が、少なからず存在するからである。逆に、研修の優遇等によって、行政にからめとられない強い主体性を貫かなくてはならないことは確かである。

VII おわりに

以上、本稿で考察してきたように、危機の時代にあって、教師は、学校、教育をめぐる様々な困難に対峙しながら現場の課題を分析し、どのような実践を構想して取り組むかという大きな課題を背負っている。そのためには、教師の自主性に基づいて、自己の課題意識を持てるような研修条件が整えられるべきである。これは、やはりフィンランドの教育政策に見たように、教師の自発性、自主性が高められるものであることが求められよう。前述したような条件の整備は欠かせないだろう。

教師の研修は、それによって教師自身が人間発達を遂げ、今日の困難な教育現場に、実践の活路を見出し取り組む原動力をため込んでいく、いわば教師の「維持可能性」を醸成するものでなければならないと筆者は考える。教師にとって、自主的・自発的な研修こそがその「維持可能性」を切りひらくものであると言えよう。そして、教育を豊かにする制度的な支援のもと、教師が、「実践しつつ研究する」現場研究者として、より質の高い実践を求めていくことが望まれる。

注

- 1) 2004年12月7日にその調査結果が発表された。この調査は2003年に実施されている。これによれば、数学的リテラシーが1位から6位に、読解力が8位から14位に落ち、上位8カ国と有意差を示し1位グループにはないことが明らかとなった。日本の学力が世界のトップクラスから転落したと、新聞各社が報道した。
- 2) この結果の報告を受けて、すぐに中山成彬文部科学大臣（当時）は、学習指導要領の見直しを明言した。そして、現学習指導要領の目玉でもあった「総合的な学習の時間」の授業時間を縮減することや授業日数を増やすことなどを示唆した。そして、文部科学省は、2007年度から全国で学力テストを実施することを発表した。また、中教審は、学習指導要領を見直し、国語・算数・理科の授業時数を増やすことや小学校への英語の導入なども示唆した。夏期休業中のサマースクールによる学力補充なども検討している（2006年2月8日付『読売新聞』に、中

教審教育課程部会の経過報告が報じられた。また、2月14日付『しんぶん赤旗』によれば、国が各教科の到達度目標を明示し、その到達度を全国一斉の学力テストで把握・検証するということ等がその主な内容であることを報じている）。

- 3) 例えば、森喜朗元総理は、教育改革国民会議での挨拶で、戦後教育が「知・徳・体の調和を欠いた知識偏重教育」「平等が行き過ぎた結果、個性が軽視され画一化が進んでいる」などと述べている。（『いま、読む「教育基本法の解説』』民主教育研究所、2002年、181-231頁）。
- 4) 同上書、86頁。
- 5) 自民党は、結党50周年を迎えて、「自主憲法制定」という念願の課題を実現させようとして、「憲法草案」を発表した。これは憲法の「改正」どころか、自衛隊を軍隊に昇格させ、日本を戦争できる国へと転換させる、いわば新憲法となる内容であった。
- 6) 『いま、読む「教育基本法の解説』』（民主教育研究所、2002年）165-166頁。
- 7) 1947年に日教組が結成され、「1951年の第18回中央委員会で、全面講和要求と再軍備反対を運動課題とし、『教え子を再び戦場に送るな』のスローガンをはじめてかけた。』（『新・教職員組合読本』統一労組懇教職員部会編 学習の友社、1985年、135頁）。
- 8) 1987年にブルントラント委員会が「持続的発展とは、将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすこと」という提起をした。これが持続可能な発展（sustainable development）の最初の提起であった。宮本憲一は、この「持続可能な発展」に対して、「維持可能な発展」という訳し方をとっている。これは、都留重人の主張に賛同したもので、「前者が主体的に開発を持続するために環境を保全することをしめしているのに対し、後者は地球という客体を維持できる範囲で経済や社会の発展をすすめる」（宮本憲一『日本社会の可能性』岩波書店、2000年、14頁）ことを示すものとなる。また、「永続的」と訳する場合もあるが、筆者は、「維持」の方が、自発的なニュアンスを感じさせて、宮本氏と同じ「維持」を選択した。これを、教育現場に当てはめて「教師の維持可能性」とした。
- 9) 初任者研修制度は、1987年度から始められ、翌88年度から全国実施された。この制度によって、①条件付き採用期間が6ヶ月から1年に延長され、②年

- 間20～30日のセンター研修と70日ほどの校内研修を義務づけ、③当初は洋上研修も行われていた（藤井誠二『これが初任者研修の実態だ』あゆみ出版、1988年）。
- 10) 2003（平成15）年度から実施され、長期休業中に教育センター等で20日程度、課業中に校内を中心に20日程度実施することが求められ、研修終了時には評価を行うとされている。
- 11) 詳しくは、「特集・暴走する東京の教育」（『教育』2004年12月号）を参照。
- 12) 堀尾輝久『新版 教育の自由と権利』（青木書店、2002年）259頁。
- 13) 浪本勝年「教師と教育裁判」（教師教育学会編『講座教師教育学 I』2002年）140頁。
- 14) 『教職員の権利全書』（日本教職員組合編、労働旬報社、1984年）61頁。
- 15) 久保富三夫・土屋基規「教師の専門性と研修の自由」（『教育』2003年6月号、国土社）8頁。
- 16) 庄井良信・中嶋博編著『フィンランドに学ぶ教育と学力』（明石書店、2005年）251頁。とくに教育基本法第3条の「教育の機会均等」の原理をあまねく実現しようとしたと述べている。
- 17) PISAの結果によれば次の通りである。フィンランドは、2000年の調査では、読解力1位、数学的リテラシー4位、科学的リテラシー3位であった。ところが2003年の調査では、読解力及び科学的リテラシー1位、数学的リテラシーが2位、問題解決能力3位と、いずれの分野でも好成績を収め、フィンランドの教育が注目を集めた。フィンランドには、教育調査に訪れる各国調査団が後を絶たないとのことである。
- 18) フィンランドの教育に脚光が浴びせられている。ここでは、その実態を知るために、実際にフィンランドの教育状況を調査して著された、庄井・中嶋編著、前掲書及び『教育』2005年6月号「特集 なぜフィンランドの子どもたちは『学力』が高いか」から、以下の部分は引用及び参照した。
- 19) 庄井・中嶋、前掲書、258頁。
- 20) 佐藤学『教師というアポリア』（世織書房、1997年）57-60頁。
- 21) 詳しくは、ドナルド・ショーン『専門家の知恵——反省的実践家は行為しながら考える』（佐藤学・秋田喜代美訳、ゆみる出版、2001年）を参照のこと。
- 22) 佐藤学、前掲書、58頁。
- 23) 同上、60頁。
- 24) 同上、65頁。
- 25) 柳ヶ瀬孝三「人間発達を保障する労働」（基礎経済科学研究所編『人間発達の経済学』青木書店、1982年）143-177頁。
- 26) 小嶋照道「現場研究者としての教員の主体形成」（基礎経済科学研究所『労働と研究』第10号、1987年）75頁。
- 27) 柳ヶ瀬孝三、前掲書、154頁。
- 28) 小嶋昭道、前掲論文、78頁。
- 29) 小嶋昭道、前掲論文、67-82頁。
- 30) 支給額に対しては、明確な金額は規定できないが、筆者の意見としては、とりあえず月額5,000円である。それは、筆者の書籍購入費の現状から考え、教育関係書籍が一冊2,000円前後として月二冊、雑誌購読料として1,000円とした。

（きたがわ けんじ 所員 小学校教員）

ヒックスからマルクスへ —市場史と人口史の交錯—

ヒックス『経済史の理論』は、市場経済発達史を人口史とのかかわりで考察しているが、マルクスの「社会的物質代謝」認識および経済的土台の構成契機としての人口史・生殖史認識と方法的に重なる問題が提起されている。本稿では、人口史・生殖史の研究成果を導入しつつ、ヒックス経済史をマルクスの経済史観に包摂し、それを豊富化する。

AOYAGI Kazumi
青柳 和身

I はじめに

東欧と旧ソ連の「社会主义」が崩壊した1990年代以降、日本ではこのことを前提として、世界史の再検討を課題とする一連の著作が刊行されている。拙著『フェミニズムと経済学』(青柳2004)も、これら一連の著作と同じく、20世紀の「社会主义」崩壊を視野に入れて、従来の「マルクス主義」的歴史論と経済論の再検討を行ったものである。この検討を通じて、剩余労働の恒常的強制社会（階級社会）の再生産には、現在の剩余労働強制契機と未来の剩余労働強制基盤たる次世代再生産的必要労働実現契機との両契機の直接対立化を回避する社会的装置として、性差別的生殖強制制度（前近代的家父長制および女性の生殖権剥奪を前提とする近代的家族制度）にもとづく次世代再生産的必要労働強制が不可欠であることを歴史的に実証しつつ、現代資本主義は、近代的生殖強制の弱体化による、両契機の二律背反的危機に陥っているという結論を導いた。マルクスとエンゲルスは、「人間そのものの生産」(エンゲルス1971, 27) すなわち性・生殖的契機を、社会の経済的土台を構成する基礎的「契機」としていたが（マルクス＝エンゲルス1998, 56–59, 青柳2004, 125–134）、ソビエトマルクス主義とその影響を受けた

20世紀の「マルクス主義」は、この契機を土台の構成要素から原理的に除外した（青柳2004, 161–169）。その結果、生殖様式（家族形態）や育児を含む次世代再生産的必要労働の問題が経済学的考察視野から脱落した。したがって生殖史・家族史や人口史を含めた諸「生産様式」の再検討は、経済史の再検討にとって不可欠の課題であるというのが拙著の問題提起である¹⁾。

ヒックス『経済史の理論』(ヒックス1995)²⁾は、原書が1969年に刊行され、1995年に改訂訳新版が刊行された。これは、極めて時宜にかなうものである。本書では、20世紀の「社会主义」崩壊を通じて提起された現代的課題としての市場経済の歴史的・理論的再検討に欠かすことのできない優れた内容が提示されているからである。また市場の発達の実証研究を通じて、人口史と市場史との関連性の問題が検討されており、人口史・生殖史を包括する経済史の再検討にとって貴重な内容が提起されている。

本稿では、紙幅の都合上、資本主義に先行する「市場の勃興」という本書の中心的主張（21頁）の時期を対象とした第7章までを中心的に検討しつつ、日本の西洋経済史学をヒックス経済史との比較から暫定的に総括することを課題とする³⁾。

II 「経済史の理論」の全体的特徴と検討課題

まず本書の全体的特徴を明らかにしつつ、本稿の検討課題と方法を具体化しよう。

ヒックスによれば、従来の経済史研究は、階級間の生活水準の格差とその変化を対象とするものであり、その多くはマルクス主義的カテゴリーまたはその修正カテゴリーを利用してきていた（14, 297頁）。その意義は否定されないが、本書が対象とするのは、それとは別の「世界経済史」であり、商人によって担われる「市場」または「交換経済」の勃興とその発達史である（20-21頁）。市場の発達史は、「第1の局面」、「中期の局面」、「近代の局面」に3分されているが、これは古代、中世、近代に対応しており、基本的に従来の歴史の発展段階認識を前提としている。

本書の構成は、第1章「理論と歴史」が予備的考察、第2章「慣習と指令」が市場経済以前、第3章「市場の勃興」と第4章「都市国家と植民地」が第1の局面、第5章「貨幣・法・信用」、第6章「国家の財政」、第7章「農業の商業化」および第8章「労働市場」が中期の局面、第9章「産業革命」と第10章「結論」が近代の局面となっている。市場または交易活動の社会への「浸透」程度が、各局面の発展度をはかる基本的視点となっているが（108頁）、市場経済が最高度に発展した近代の局面においても、非市場生産組織としての「指令経済」が企業の内部経済として存在していることは認められている（26頁）。市場経済と非市場経済の歴史的並存は承認されているが、これはマルクスとも共通する優れた歴史認識である。しかし本書では、市場経済と非市場経済との相互関係の十分な考察は行われず、ヒックス自身が課題としている「歴史の理論」（13頁）は両者を包括する経済史の総体的認識にはなっていない。その結果市場経済の各局面の段階的相違もかならずしも明確ではない。したがって本稿の検討課題は、非市場経済史を含む従来の経済史研究の成果と本書の市場経済史との相互関係の検討であり、それを通じて資本主義の前提としての市場経済の発展段階的特質を明確化し、その歴史的位置づけを行うことである。

非市場経済と市場経済との相互関係を検討する場合、「交換過程」に内在する生産活動としての財の移動と保管・維持等の活動が中心的な分析対象となる。マルクスは、この活動を「社会的物質代謝」と規定しているが⁴⁾、ヒックスもこの活動の生産的性格を強調しており⁵⁾、これは本書と『資本論』との連携を可能にする優れた経済認識である。そのための分析概念として、社会的物質代謝発展度を「交通生産力」、その歴史具体的形態を「交通様式」と規定しよう。交通生産力とは、人々の物的コミュニケーション能力のことであり、より少ない労働でより多くの生産物をより多くの生活・労働拠点に移動・保管・廃棄処理する能力、およびより少ない移動労働でより多くの使用価値保管拠点（生産拠点、交易拠点、生活拠点）に、人々が移動する能力のことである。

非市場経済と市場経済との相互関係を歴史的に考察する場合、第7章が参照基準となる。第7章では、領主的市場経済化と農民的市場経済化との二つの道の問題を、エルベ川東西の比較史的研究にもとづいて検討しているが、ここには剩余労働と必要労働を含む「生産過程」と「交換過程」との相互関係についての総体的認識が内包されている（174-192頁）。第7章を参照基準とした前後の諸章との比較は、各局面の段階的相違を検討するのに有効である。非市場経済史の研究成果を導入しつつ各局面の歴史的特質を明確化しよう。

III 古代における地代的交通と地代的市場の成立

第1の局面の市場の歴史的性格を明確にするため、第3・4章の内容を第7章と比較しつつ検討しよう。

第2章では、非市場経済が検討されているが、その一つとしての「慣習経済」は、伝統的経済行為の集成としての農民共同体を基礎とする非市場経済である（31頁）。他方、人口増加による土地係争等の非常事態に対処するために軍事的性格にもとづいて上から組織された「指令経済」は、農民や耕作者からの租税や貢物や地代にもとづく収入経済を構成するが、それは収入が集中化された古代官僚制やそれが分散化された封建制などの多様な形態がある（33-34, 38, 40-42, 44-45頁）。

この「指令」という概念は、『資本論』の「経済外的強制」(マルクス1997b, 1384)と同概念である。この第2章の論理を前提として、第3章では、購買と販売を行う「専門化した商人 trader」(54, 55頁, Hicks 1969, 28, 29)活動すなわち「商業 trade の専門化」を「市場の勃興」の決定的契機と規定した上で(50頁, Hicks 1969, 25),その歴史的発生過程を、慣習経済からと指令経済からとの二つの道すじによって検討している。この論理は、第7章の論理の拡張的導入であるが、後者の過程は、実証的にも理論的にも根拠があるが、前者の過程は、そのいずれも欠如している。

後者の過程の歴史的的前提は、手工業的に専門化された廷臣や官吏の生活資料として、「食料や他の必需品の『余剰物』“surplus”」を耕作者から「収取 extract」(47頁, Hicks 1969, 23-24)することにもとづく収入経済を基礎とする非市場的分業の成立であり、王権の執行として貢物を保管し返礼贈与を行う執事や、徵収した貢租によって交易を行う執事の独立化によって、専門化された商人が発生する(57-58頁)。貢租によって維持される拡大された宮廷としての古代都市の形成は、専門化された商人活動としての市場活動を必然化する(60頁)。ヒックスの surplus(剩余)概念をマルクス的に理論化すれば、市場形成の理論的必然性は、剩余生産の増大にもとづく収入経済の発展による非市場的分業からの市場的分業への発展であり、指令経済の外的拡大や剩余生産の内的発展はこの過程を必然化する。この場合のヒックスの歴史認識は『資本論』の前資本主義的「商人資本」の認識とも共通している^⑤。またこの過程は、第2章、第3章、第4章で提示されている歴史的事実によっても実証されており、また中期の局面の歴史とも関連があり、第5章(107-108頁)や第6章(147頁)の論理によっても傍証されている。

しかし前者の過程すなわち慣習経済を基礎とした専門的商人による「市場」活動を実証する具体的歴史事実は、第2～4章のどこにも提示されていない。またこの過程は第5～6章の論理にとって必要不可欠なものではなく、また東ヨーロッパにおける農民的市場の未発達という第7章の論理とも論理的に不整合である。ヒックスは、慣習経済の中から富農層が専門化した商人に成長すると推論しているが、指令経済の支配下の慣習経済の

場合、恒常的な剩余生産物が欠如しているため、その内部には専門的商人や専門的手工業者に転化可能な脱農化階層が前もって形成されてはいない。古代の慣習経済は、「商業 trade」以前の形態としての「偶然的な交易」や「贈物の交換」を生み出すとしても(50-51頁)、脱農化階層としての専門的商人層とその活動を出現させる現実的根拠を内在していない。

第3・4章で展開されている第1の局面としての市場の形成発展は、指令経済による収入経済の内部的市場の問題としては、歴史的事実として承認できる。この収入経済のマルクス的概念は、前資本主義的「地代」であり、古代国家の租税も広義の「地代」に含まれる(マルクス1997b, 1385)。第1の局面の市場と交易関係を「地代的市場」および「地代的交易」と規定し、その歴史的特質を考察しよう。

地代的交易にとって不可欠である農産物の交易条件について考察しよう。日常不斷の食料品消費は物量的に最も大量であり、したがって交易のための諸費用のうち最も多額の費用を要する要素は、食料品の中心としての農産物(畜産物を含む)の輸送と保管費用である。近隣の農村地域への少量の農産物供給は、農民共同体の内部的費用負担でも可能であるとしても、収入経済の中心地である遠方の都市への大量の農産物供給は、多額の費用を要し、地代的費用負担なしには不可能である。この問題に関連して『資本論』では、インドや中国の農民の農工結合経済の成立根拠を「農業と加工業との直接的結合から生じる大きな経済と時間の節約」(マルクス1997b, 561)と規定して、農工の地域的分離が費用的・時間的に損失要因となることを指摘している。このような事態は、主として、農工の地域的分離による農産物輸送費用が多額化し、損失要因化するため、農産物の地域間大量輸送は、地代的費用負担によってしか成立しないという交通生産力的限界の結果である。

地代による輸送費負担形態の一つは、農民の剩余労働の直接動員としての運送賦役という労働地代形態である(ブロック1959, 112, 青柳1994, 105-106)。地代による輸送費負担の別の形態は、運送請負業者への輸送委託または専門的商人による輸送と供給を利用する形態であるが、その場合輸送委託費または生産地との農産物価格差として、地代形態としての剩余生産物が支出される。これ

らの交通様式を「地代的交通」と規定しよう。地代的交易・地代的市場が、都市への大量の農産物供給を前提とするものである以上、その成立の基礎的条件は「経済外的強制」を前提とした地代的交通である⁷⁾。

慣習経済（農民共同体）にとって必需品である地理的特産物としての塩や鉄の交易条件について補足しよう。地理的特産物は產出地の限定性と遠隔地交易という性格から、土地所有者等が支配する交易であり、専売制等の形態によって地代的関係に包摶され、農民にとってその交易は地代納入的性格すなわち剩余生産物の強制販売的性格を持たざるをえず、自由な市場的交換関係は成立しない⁸⁾。

地代的交易・地代的市場の本質的特徴について考察しよう。その特徴は、直接生産者たる農民・耕作者を自由な「市場」＝「交換経済」から排除することによって成立する交易形態であるということである。古代の自営農民や中世の非莊園的所領の農民の場合、貨幣的租税または貨幣地代支払いのための剩余生産物販売を余儀なくされる場合もあるが、この一方的販売は地代的交易の一環であって、自由な交換経済を意味しない。地代的交易よって供給される遠隔地の奢侈品や、剩余農産物供給に依存する手工業者や職人によって生産される高価な工芸品・芸術品や都市の建築物は、剩余農産物の転化形態に他ならない。なぜならこれらの生産物は、農民との交換関係を欠如しており、農民の必要生産物の構成要素には入らないからである。また地代的交通として成立する運送労働活動の成果はすべて都市内部に吸収され、農民生活には還元されない。このような地代收入に依存した商人や手工業者や運送業者の諸活動と地代によって成立した分業の本質的特徴は、その労働生産性の発展が農民生活には還元されないため、農民の必要生活手段（農産物と手工業品等）生産に必要な労働時間の短縮効果をもたらさず、前近代社会の最大労働分野として多量の労働投入を要する農業における剩余労働と剩余生産物の増大効果をもたらさないことである。地代によって都市内部に成立する分業は、農民を含む直接生産者相互の「労働の分割 division of labour」ではなく、スマスが分業の社会的利益として期待したような生産的労働の直接的相互作用による社会的分業の発展と市場経済の深化、およびそれを通じた生産力

発展効果（スマス1969, 67-92, 583-584）をもたらさない。これらの都市的労働は、地代収入と交換される労働であるかぎり、収入取得者が消費する個人的使用価値または個人的用役をもたらすにすぎない（マルクス1969, 164-190, スマス1969, 526-529参照）。マルクスは、請負労働を含むこの種の労働を不生産的な「用役給付 Dienstleistung」労働として分析している⁹⁾。また塩や鉄のような地理的特産物は、必需品として農民の必要労働の構成要素に入るとはい、特産物生産部門の労働生産性が上昇したとしても、その成果は地代として吸収され、農民的必要労働の短縮効果をもたらさない。

資本主義に先行する「交換経済」の歴史発展促進的役割というヒックスの歴史認識を継承して、地代的交通・交易発展の歴史的意義について考察しよう。

地代的交易は、剩余農産物生産とその地代的取得が歴史的に発展するかぎり、断続性はあれ、第1の局面から中期の局面へと発展する傾向がある。地代的交易は、短期的には直接生産者的分業のような生産力的効果をもたらさないとはい、長期的な歴史的作用としては、交通生産力の発展すなわち都市、港湾、道路、橋梁、河川等の交通インフラの整備および運送・保管技術の発展をもたらし、それがまた地代的交易を発展させる。地代的交通は、直接的には直接生産者的分業のような生産力的効果をもたらさないとはい、交通生産力発展の間接的作用としては、地方的文化の広域的コミュニケーションを通じて、地域的生産技術の地域間「新結合」（シェンペーター）の促進による手工業技術の発展と新作物導入を含む農業技術の発展、農業の外延的・内包的発展、それによる農産物生産密度の増加と人口密度の増加、特に剩余農産物生産密度の増加と非農業人口密度の増加、その全体的結果として、地代的交通の増大、生活拠点の相互接近による交通距離の短縮、交通生産力の質的発展をもたらし、新たな交通様式の成立可能性を創出する。

IV 中世的人口増加にもとづく 生産的交通と生産的市場の成立

ヒックスは、古代世界の「経済的遺産」（121頁）

として、第5章で、貨幣の使用、商人法の継承、信用制度を検討し、第6章で、貨幣・金融の発展の国家財政に及ぼす影響を考察した後、第7章で、土地市場形成の方向性を内包する「農業の商業化」について検討している。土地と労働という生産要素領域への市場の浸透過程は、市場原理には適合「困難」であり、その浸透には「抗争 struggle（闘争）」を伴う長期的な過程とされているが（174頁、Hicks 1969, 101）、章別編成から見て、この過程を主として中期の局面から近代の局面への転換期の問題として考察していると言える。

ヒックスは、非市場経済としての指令－慣習体制の中世的形態を、「領主－農民体制」と規定し、これをロシアや日本の形態をも含む包括的概念とする（202頁）。領主は農民の生産物の分け前を得ることで生活を支え、農民は領主から財産所有等の「保護」を受ける（175–178頁）。領主－農民体制における農業の商業化は、領主経済の商業化と農民経済の商業化の二つの方向がある。ヒックスは、地域史的研究成果を導入して、エルベ川東西の経済発展方向の比較を行っている。エルベ東方ヨーロッパ世界では領主経済の商業化すなわち領主的商品経済の発展をもたらしたが、エルベ西方ヨーロッパ世界では農民経済の商業化すなわち農民的商品経済の発展をもたらした。前者は農奴制的直営地経営の強化または漸次的な雇用労働経営に向かったのに対し、後者は貨幣地代への転換を通じて、農民解放を促進した（180頁）。前者の過程は、19世紀の西ヨーロッパ世界との接触による新たな発展期を除き、第1の局面の地代的交易の領主経済版であって、中期の局面独自の問題ではない。中期の局面独自の問題は後者であり、この歴史的条件と結果について考察しよう。

二つの方向の決定要因についてヒックスは、次のような説明を与えており（190–192頁）。（1）14世紀以降の西ヨーロッパの大部分の地域では、「農業の商業化」の十分な進行により、「農奴制への道が閉ざされていた」。（2）西ヨーロッパでは14世紀中葉の人口減少後でも「多くの人々が住んで」おり、労働力不足地への労働者移動が容易であった。（3）東ドイツでは、人口減少により新植民地地域は農業の限界外地となり、本国への人口の逆流傾向によって領主は決定的な苦境に陥り、農民を束縛した。（4）東ヨーロッパでは、土地領主は農民の土地への束縛が可能なほど強力であった。（5）14

世紀の人口減少は、二つの道の選択契機となったが、それ自体は一時的要因であった。

（4）は同義反復的説明であり、（5）は一時的要因である。これらを除外して、独自の歴史的要因として、（1）の問題および（2）と（3）にかかる歴史的人口密度の問題について、最近の人口史的研究成果を導入しつつ検討しよう。

西ヨーロッパ、特にイギリスとフランスでは、中期の局面期に人口増加の2つの波すなわち13・14世紀と17世紀（または18世紀）を頂点とする人口増加があったが、その時期の耕地面積率は歴史的に最大であり、両時期はほぼ等しい最大耕地面積率であった。近代農業は、この最大耕地面積を引きついたが、耕地面積は拡大せず土地生産性を上昇させつつ発展した。土地の地目構成すなわち耕地面積率、林地面積率、草地面積率等を「農耕生態系」と呼べば、中世後期の地目構成は、基本的に近代的「農耕生態系」に到達していた（ジェラール1991, 68–70, 208–209, 254–258、青柳1994, 344–350）。中世後期の時代は、草地・林地の縮小と人口増加による中世的資源エネルギー危機（飼料と木材の不足）が発生し、農業の発生以来の長期の外延的農業発展の歴史が基本的に終了する時代である。

18世紀末から20世紀初頭ロシアは、農耕生態系の点で13・14世紀の時期のイギリス・フランスと同様な状況にある（青柳1994, 350–358）。この時期のロシアの領主－農民体制の変化を参照しつつ、（1）の過程にかんするイギリス・フランスの変化を推定しよう。

イギリスとフランスは、13世紀に至る人口増加を伴う「大開墾」運動という点で共通した変化をしている。18～19世紀前半中央部ロシアでは、同様の「大開墾」の過程が進行し、19世紀30年代以降、共同地（草地・林地）の縮小と均等な採取飼料不足による不均等な生産飼料への移行が階層分化を進行させ、特に下層農として役畜過少保有の小家族農が著しく増加した（青柳1994, 159–183）。13・14世紀のイギリスとフランスも同様であったと推定される（コスマンスキー1960, 149–150）。大家族の解体要因は、役畜過少保有の下層農では、奉公人、多様な雇用労働、出稼ぎ、他家養子化等の自己経営外労働の従事が不可欠となり、それが早期的家族分割の契機になるからである。また耕地の外延的拡大の停止は、下層農だけでなく、経

當面積の細分化と経営新設の困難化による非後継者家族成員の早期転出によって単婚家族的小家族農の一般化をもたらす。役畜を多数保有し、複数の男女働き手カップルを有する大家族農は、賦役労働と自己経営労働とを家族的分業によって平行して遂行することができるが（ブロック1959, 113-114），単婚カップルのみの小家族農の場合、家族的分業が不可能化し、賦役労働従事は自己経営労働の中斷をもたらす。このような小家族農、特に役畜過少保有小家族農の大量発生は、賦役負担の困難化をもたらす。19世紀の30年代以降の中央部ロシアでは、長期の自己経営外労働を要する運送賦役は廃止され、農民の運送請負労働からの専門的運送業の形成（水運業形成）と農村近傍の交通拠点（農村近傍の河港）の形成をもたらした（青柳1994, 105-107, 197-207）。この過程は、家族的分業にもとづく運送賦役の社会的分業への転化である。この社会的分業は、地代的分業の発展形態にすぎないとはいえ、領主にとっては交通生産力発展による純収入の増加をもたらすかぎり、必然的に進行する。ロシアでは、階層分化の進展による運送賦役の廃止は、農奴制廃止、賦役制を継承した雇役制的直営地経営の廃止と長期借地への転換すなわち地代転換、農民的商品経済の自立的発展という19世紀後半から20世紀初頭にかけて進展する一連の過程（青柳1994, 274-292）の歴史的端緒となった。13・14世紀のイギリスとフランスも、領主反動等による時間的遅速を伴いつつも、基本的に同様な展開をしたと推定される（ブロック1959, 135-147, コスミンスキー1960）。

運送賦役の廃止、賦役制的直営地経営廃止・地代転換、農民的商品経済の発展の歴史的過程を理論的に整理しよう。運送賦役の廃止によって、領主の直営地生産物との現物的関係が切斷されると、所領農民の運送請負から専門的運送業への発展、さらに専門的商業による穀物取引の成立という過程は、農産物の地代的交通・交易が発展するかぎり必然的に進行する。現地またはその近傍での農産物販売が成立すると、直営地管理人による生産・販売と、直営地貸出による農民的生産・販売との相違は失われ、管理経費削減による直営地経営の廃止と貨幣地代への全面的転換の市場的条件が成熟する。貨幣地代は、ヒックスも認めているように領主－農民体制の本質を変更するものではないが（181-183頁）、農民は、剩余労働を含めた労働

全体に対する自己管理権を獲得し、地代義務的制約を除けば、経営活動の自由度は大幅に拡大し、生産性上昇の成果を部分的に取得する可能性を得る。これは地代交易の外部に独立した交易が成立する必要条件である。農民が、生産性上昇を通じて、貨幣地代支払いのための剩余農産物販売を超えた余剰農産物販売を行い、その見返りに手工業品購入を行い、それが恒常化して必要生活手段となり、農民の必要労働短縮が可能になった場合、地代交易すなわち剩余生産物交易から独立した必要生産物交易として、農民的商品経済が確立する。この交易による農工分離の成立条件は、交通生産力発展による農産物輸送単価の低下が臨界点を超える、農工の地域間分離にともなう農産物輸送費用が、その分離的専門化による生産性上昇収益より低下することである。この交通生産力的条件は、農業生産力発展の結果としての剩余農産物生産密度増加による手工業者人口密度の増加とその集住拠点（都市または手工業的集落）の拡散的増加による農産物輸送距離の短縮化と、農産物輸送量増加による交通労働生産性上昇との両要因の合成的結果である。

これは、スミスが分業の基礎とする「交換力」（スミス1969, 87-90）すなわち本質的に非「交換」的な地代的交通から独立した交通生産力を実現した運送業の成立であり、運送労働が、農業や手工業との「労働の分割」の社会的一環として経済的に成立したことを意味する。この交通様式を、地代的交通とは異なった交通として、「生産的交通」と規定しよう。また農民的商品経済の成立は、地代的強制には依存しない必要生産物の交換経済が成立したことを意味しており、それは直接生産者相互の「労働の分割」による生産力の相互作用的発展をもたらしえる市場、スミスが理論的前提とする市場が成立したことを意味する。このような市場を「生産的市場」と規定しよう。この市場関係の背後にある生産的分業には、直接生産者の生活手段生産のための必要労働時間の相互短縮作用という「互恵的」関係がある（スミス1969, 583）。これは広概念としての小経営的「相対的剩余価値」生産可能な分業編成の成立であり、それを通じて地代的搾取の外部に「萌芽的利潤」（マルクス1997b, 1399）発生の可能性をもたらす。ヒックスの市場を通じた「利益均霑 きんてん All-round Advantage」の理論は、自らも認めているように、地

代的市場の場合、農民には「必ずしも」妥当しないが、生産的市場の場合、農民にも妥当する（80頁、Hicks 1969, 44）。

生産的交通と生産的市場の成立の歴史的条件について、ロシアや日本の「領主－農民体制」を含め考察しよう。ヒックスの中世史認識の基礎となったマルク・ブロックの見解では、西ヨーロッパの12・13世紀を都市交易と都市手工業の著しい発展期としているが、この基礎は、耕地拡大による人口密度増加と「人間集団」の相互「接近」およびそれによる交通の発達（河川交通発達、橋梁建設、荷馬車繫駕技術の改良等）に求めている（ブロック1995, 91-95）。しかし人口密度要因のみを比較した場合、西ヨーロッパは、東アジアの水田稻作地帯より低水準であり、この時期の交通生産力発展の独自要因としては不十分である。この時期に共通して見られる歴史的状況は、耕地の外延的拡大の停止、農業の集約的（内包的）発展への純化、大家族の解体による単婚家族経営の増大とその一般化であり、これはこの時期の西ヨーロッパのみならず、農民的商品経済が自立的発展を開始する19世紀30年代以降のロシアおよび18世紀以降の日本にも共通して出現する歴史的状況である（ブロック1959, 212-232, 速水1997, 130-158, 青柳2004, 210-211）。このような状況の結果、大家族にもとづく家族的分業による賦役負担、特に自己經營外の長期的労働としての運送賦役負担の条件が解体されると同時に、家内副業の条件も狭義化され、社会的分業として専門的交通業、専門的商業、専門的工業を分出させる家族的要因が形成される。それと同時に、農業の外延的発展の停止と集約的発展への純化は、農業經營新設の困難化によって農業従事者の増加が相対的に制限されているかぎり、農業生産の集約的発展による人口増加が非農業的労働力の供給増加として進展する傾向をもたらし、これが社会的分業発展の人口的要因として交通、商業、工業の専門化の基礎となる。この家族的要因と人口的要因はこの時期における交通生産力の専門化的発展の歴史的独自要因になったと言える。このような単婚家族経営を「小農」と呼べば、小農の一般化すなわち小農社会の成立が、交通生産力の臨界点を越えた発展による生産的交通の成立と農民経済を基礎とした生産的市場の成立・発展の歴史具体的条件である（中村2001b, 20-28参照）。

以上が(1)の「農業の商業化」の歴史的具体的内容であり、この過程の基礎的要因は、(2)にかかる中世的人口増加と西ヨーロッパの相対的高人口密度である。しかし14～17世紀の東ヨーロッパでは、人口密度は低く、森林・草地等も豊富に存在し、開墾を通じた農業の外延的発展と農奴制の外延的拡大余地も潤沢に存在した。その結果小農（単婚家族）経営は未成立であり（Hajnal 1983）、生産的交通・生産的市場の成立条件も欠如していた。西ヨーロッパの交易発展の外的インパクトは、領主経済の商業化による農奴制・賦役制の強化の方向に展開したが、この基礎的要因は、(3)にかかる相対的低人口密度要因と低耕地率の農耕生態系要因であったと言える。

生産的交通・生産的市場の端緒的形態は、この時期に共通した経済現象としての「局地的市場圏 local market area」の成立である。これは、必要生産物交通に基づく必要生産物市場の成立を基礎とした剩余生産物を含む市場圏のことであり、住民が生活拠点から「1日で往復できる地理的範囲」（中村2001b, 21）に成立する市場圏として、小農経営にとって日常的接近可能な交通範囲に成立する市場形態である。それは、小農経営から排出された多数の非後継者層によって、専門的商人、専門的運送業者およびその使用人の集住する交易拠点や専門的手工業者およびその使用人の集住する手工业拠点が農村近傍に多数形成されることによって成立する。局地的市場は、交通条件によって成立の遅速はあったとしても、中世末には全域的に成立し、その後の市場発展の歴史的端緒になったと言える。

日本の大塚史学では、局地的市場圏の経済的意義を、「価値法則」による「中産的生産者層」の両極分解すなわち競争を通じた労働者と生産手段との分離による労働市場と生産手段市場の形成基盤であり、産業資本の「培養基」と規定して、決定的に重視している（大塚1960, 14-24）。しかしヒックスは、市場経済の歴史的意義を強調しているにもかかわらず、市場の自動的作用のみによって資本主義的労働市場と産業資本が形成されることは考えてはいない。これはヒックスの優れた歴史認識であり、この視点を継承して、本稿では「局地的市場圏」概念を、大塚史学の独自含意としての価値法則の分解論とその前提としての共同体論を除去して、小農社会を基礎とした生産的交通・

交易の歴史的形態と規定する¹⁰⁾。局地的市場圏は、労働者世帯に不可欠な生活手段の日常的購入のための、住宅近傍の生活市場圏の成立の歴史的前提条件である。

生産的分業編成による生産的市場の成立の歴史的意義は、生産力の相互促進的発展作用があることである。局地的市場を端緒とした生産的市場の発展は、人口増加にもとづく生産的交通の発展によって地代的交通を不要化し、「経済外的強制」にもとづく地代的市場を廃棄して、生活手段市場と労働力・生産手段市場の発展を通じて生産的分業による労働諸部門間の生産力の相互作用の加速的展開をもたらしたと言える。

最後に、生産的市場成立以降の市場経済発展にかかる本書の後半の主旨を概観しよう。

ヒックスは、第7章の最後で、近代への転換の歴史的契機としての領主－農民体制の変革すなわち近代的土地変革が、「常に革命的様相をおびる」(193頁)ことを指摘している。近代的土地変革は、イギリスの場合17世紀中葉の革命を通じて実現されたが、これは労働者の独立世帯形成に不可欠な宅地を含む自由な土地市場の形成・発展の前提条件である（青柳2004, 260-261）。第8章では、自由な土地市場が未成立であった中期の局面における「プロレタリアート」階層の形成とそれによる前資本主義的「労働市場」の形成という注目すべき問題の検討を行っている。この「プロレタリアート」とは、主として独立世帯を持たず、次世代再生產を行わない奉公人等の労働者、すなわち次世代再生產的必要労働を担わない非再生產的労働者のことであり、この労働者の供給源は農民経営内部の次世代再生产的必要労働である。この前資本主義的雇用労働にかんするヒックスの認識は、マルクスの「用役給付」的雇用労働の認識と基本的に共通している。前資本主義的「労働市場」の基本的特質は、その発展による非再生产的労働者層の増加が必然的に人口停滞化をもたらすことである。ヒックスは、これを「プロレタリア均衡」と呼び、それが永続的な人口停滞化と経済停滞化をもたらすことを理論的に想定している(228頁)。この想定は、イギリスの17世紀後半から18世紀20年代まで持続した長期的人口停滞化の事実によっても実証される（青柳2004, 208-209, 235-236）。この事実は、家父長制的農民経営を基礎とする生殖様式の根本的転換なしには、独立世帯を持ち次

世代再生產を行う労働者階級と人口再生产的な資本主義的労働市場は成立しえないことを実証している。第9章では、18世紀後半以降の「プロレタリア均衡」解体すなわち近代的人口増加過程を、「外生的」要因すなわち経済外的要因によって説明している(267頁)。この説明は、不十分なものであるが、17世紀の革命以降の経済状態を前提として、18世紀の国家的生殖強制体制（中絶統制体制）成立という経済外的要因による生殖様式の転換、特に独身者の性交渉を含む晩婚・稀婚から婚前妊娠若年結婚を含む早婚・皆婚への転換によって進行する18世紀30年代以降の人口増加過程（青柳2004, 237-241, 250-255）を反映している。また第9章では、産業革命による長期充用的固定資本（機械設備等）の形成と恒常的労働雇用の成立との相互規定関係とそれによる工業労働者「階級」の成立の問題を検討している(255-261頁)。固定資本形成を第1次要因とする説明には問題があるとはいえる、次世代再生产的労働者階級成立と長期充用的固定資本形成との相互規定関係の認識は優れた歴史認識であり、両者の相互作用的形成・発展を説明する基本的視点を提起している¹¹⁾。

ヒックスの近代の局面の市場経済認識としては、人口史を前資本主義的労働市場から資本主義的労働市場への発展の基礎的契機としつつ、資本主義的労働市場と固定資本を内包する産業資本との相互作用的形成・発展過程として資本主義発達史を捉えていると言える。

V おわりに

日本の西洋経済史学をリードした二つの史学潮流の論争、すなわち局地的市場圏成立の経済的意義を強調した大塚史学と、近代的土地変革をめぐる階級闘争の歴史的意義を強調した再検討史学（尾崎1990他）との論争は前者が、非地代的市場としての局地的市場の新しい経済的意義を主張し、後者が前者の価値法則的分解論を批判しつつ、土地・労働市場形成の闘争的契機すなわち経済外的契機の意義を主張するかぎり、両者とも正当である。しかしイギリスの近代化にかんしては、前者は市場経済発展様式視点から「下からの道」と規定し、後者は土地変革様式視点からイギリス革命における地主的土地変革認識にもとづいて「上か

らの道」と規定し、決定的に対立している。これは、資本主義への移行の「二つの道」にかんする理念的対立を除けば、実証的にはイギリスの近代的転換期として、前者は15世紀、後者は17世紀を決定的画期と捉えることによる対立である。この対立は、それらの契機を統一的に位置づけるような総合的研究成果をいまだ生み出してはいない。ヒックスの場合、土地・労働市場形成をめぐる「struggle（闘争）」(Hicks 1969, 101) という経済外的契機を近代の局面への転換契機と位置づけ、後者と共に歴史認識を示すと同時に、近代の局面に先行する農民的市場経済の発達の経済的意義を前者と同様に強調している。それは、これらの契機が、人口史を基礎とした市場経済発達史の中に統一的に位置づけられているからである。ヒックスとの比較によって明らかになることは、両史学は人口史の位置づけの不明確性と実証的人口史研究の不足という共通した弱点があり、人口史を包括する総合的経済史認識には至っていないことである。それは、両者とも人口史・生殖史を基礎的契機から捨象した抽象的な「生産力」史観と抽象的な「生産様式」史観という20世紀の「マルクス主義」的歴史観に共通する方法的制約を免れなかつたためであり、結局この制約が、論争の解決を阻む基本的要因になったと言ってよい。

人口史の指標としての人口密度は、生産と生殖の社会的結果であるとともに、人間と土地自然との生産力的関係、特に農耕生態系的関係と交通生産力的関係を規定する所与の歴史的前提である。本書の人口史を踏まえた交易発達史研究、特に商人活動に内在する交通の生産的意義を強調した研究は、人口史を軽視した「マルクス主義」的経済史¹²⁾にたいする批判として、重要な学問的価値がある。生産的商人活動の社会にたいする「浸透」過程とは、人口密度増加等による交通生産力の発展過程すなわち人々の物的コミュニケーションとしての社会的物質代謝の発展過程に他ならない。またヒックスの「プロレタリア均衡」解体すなわち生殖様式転換を前提とする近現代人口史を基礎とした資本主義発達史認識は、現代の「マルクス経済学」が人口再生産問題を理論的に軽視しているかぎり、それにたいする価値ある経済史的批判となっている。本書は、「マルクス主義」的方法に制約された経済史や経済学とは「異なった方法で」(14頁)、歴史的諸事実を研究することによっ

て、マルクスやエンゲルスの『ドイツ・イデオロギー』等に示された経済史観と基本的に共通し、それを豊富化するような新しい経済史認識をもたらしたと言える。

注

- 1)拙著の前半部の要約を中心とした青柳2005も参照されたい。
- 2)以下頁数のみの記載の場合、ヒックス1995の頁を指示する。
- 3)本書は、私も参加した基礎経済科学研究所「経済史ゼミ」(指導担当大西広氏)での2005年度の共同研究資料として使われたものであるが、本稿の内容は私一人の責に属する。なお本書の全体的検討にかんしては、拙稿「ヒックス経済史の理論的意義」『岐阜経済大学論集』第40巻第2号以下(掲載予定)参照。
- 4)マルクス1968, 138, マルクス1997a, 216-241, 青柳2004, 348-349。
- 5)ヒックスは、生産物の移動・保管による商品価値形成労働と手工業的商品価値形成労働との本質的共通性を強調している(55, 238-240頁)。
- 6)『資本論』は、商人資本を購買と販売との差額を通じた「譲渡利潤」の獲得運動と規定し、その取引相手を、「剩余生産物のおもな所有者」としての「奴隸所有者、封建君主、国家(たとえば、東洋の專制君主)」と捉えている(マルクス1997b, 548, 553-556)。
- 7)本書72-73頁のギリシア沿岸貿易(大量の農場生産物を含む)の事例は、交易主体が土地所有者であり、地代的交通が交易の前提となっていることを示している。
- 8)領主的(土地所有者的)独占による自由な市場関係の排除についてはヒックスも認識しているが(181頁), 古代の鉄と銅の交易の場合(75-76頁)も同様である。
- 9)マルクス1993, 107-115, 中村2001a, 28-31, 青柳2004, 193-194参照。
- 10)19世紀30年代以降の中央部ロシアでは、均等採取飼料から量的・質的に不均等な生産飼料(わらやエン麦)への移行によって階層分化が進行したが、主要労働手段(役畜・家畜)と労働対象(種子・飼料等)は、自給的現物蓄積によって富農層に集積されており、貨幣蓄積と生産手段購入にもとづく価値法則的分解論すなわち「余剰貨幣が……産業経営の拡

大に投ぜられる」(大塚1960, 20) という分解論の想定は実態に適合しない(青柳1994, 159-183)。ヒックスも強調しているように(注11)参照), イギリスでも農業機械設備等の固定資本市場が未成立であった産業革命以前の時代には、富農層の主要生産手段(役畜・家畜や種子・飼料等)は自給されており、階層分化は自給的現物蓄積によって進行していたと考えられる。

- 11) イギリスでは、18世紀30年代以降に次世代再生産的労働者階級が成立したが、それを基礎として、独立世帯を持つ通いの労働者を集積した製造所(工場)における住込み奉公人の居住しない生産専用化(生産手段化)建物として長期充用的固定資本が形成され、それを前提として機械等の固定資本が発展したと捉える方が歴史的順序としては妥当であろう。大塚史学とは異なったヒックスの優れた歴史認識は、流動資本中心の手工業経営から固定資本中心の産業経営への転化と機械等の固定資本市場の成立を資本蓄積の基礎的条件としていることである(238-247頁)。
- 12) この「マルクス主義」的経済史は、人口史を重視する非「マルクス主義」的経済史と方法的に対立しているが、後者に接近したマルクス主義的研究も現れている(江川1998, 17-19)。

引用文献

- [1] 青柳和身1994『ロシア農業発達史研究』御茶の水書房
- [2] 青柳和身2004『フェミニズムと経済学』御茶の水書房
- [3] 青柳和身2005「資本主義的蓄積とジェンダー」『経済科学通信』第108号
- [4] 江川温1998「ヨーロッパの成長」『岩波講座世界歴史8』岩波書店所収
- [5] エンゲルス1971『マルクス＝エンゲルス全集』

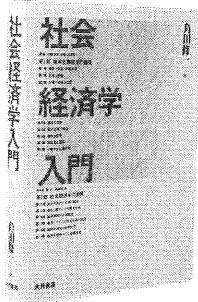
第21巻、大月書店

- [6] 尾崎芳治1990『経済学と歴史変革』青木書店
- [7] 大塚久雄他編著1960『西洋経済史講座II』岩波書店
- [8] コスマニンスキイ1960『イギリス封建地代の展開』未来社
- [9] ジュラール1991『ヨーロッパ中世社会史辞典』藤原書店
- [10] スミス、アダム1969『諸国民の富』岩波書店
- [11] 中村哲2001a『経済学批判要綱』における歴史と論理』青木書店
- [12] 中村哲(編)2001b『現代からみた東アジア近現代史』青木書店
- [13] 速水融1997『歴史人口学の世界』岩波書店
- [14] ブロック、マルク1959『フランス農村史の基本性格』創文社
- [15] ブロック、マルク1995『封建社会』岩波書店
- [16] マルクス1968『資本論』第1巻、大月書店
- [17] マルクス1969『マルクス＝エンゲルス全集』第26巻第1分冊、大月書店
- [18] マルクス1993『資本論草稿集』②、大月書店
- [19] マルクス1997a『資本論』第2巻、新日本出版社
- [20] マルクス1997b『資本論』第3巻、新日本出版社
- [21] マルクス＝エンゲルス1998『ドイツ・イデオロギー』新日本出版社
- [22] Hajnal, J. 1983, Two Kinds of Pre-industrial Household Formation System in *Family Forms in Historic Europe*, Cambridge University Press.
- [23] Hicks, John 1969, *A Theory of Economic History*, Oxford University Press, London.
(あおやぎ かずみ 所員 岐阜経済大学)

21世紀世界像と経済理論

—角田修一編『社会経済学』を読む—

GOTO Yasuo
後藤 康夫



はじめに

このところ、社会経済学の銘打ったテキストの刊行があいついでいる。本書は、立命館大学経済学部教員を中心とする集団的議論の成果として、2003年9月に大月書店から刊行されたもので、この種のテキストの先駆と言ってよいであろう。

本書の意図はまことに雄大である。曰く。20世紀を支配した政治・経済・社会が大きく崩れ、変化しているにもかかわらず、新しい枠組がいまだ

はっきりしない。この21世紀は対テロ世界戦争や格差拡大など「陰うつな世紀」として始まってしまった。だからこそ、21世紀のあらたな枠組・経済社会を提供する新たな経済学を創造すべく、これまで「政治経済学」と訳されてきた Political Economy を、今回装いもあらたに「社会経済学」と「訳し直し」た上で、従来にない構成や内容を採用し、もって一石を投じたい――。

こうした明確な意図のもとに執筆された本書の具体的な内容については、周知のように、すでに長島誠一氏による的確な論評が提起されているところである¹⁾。参考のため、引いておこう。

「内容的に疑問な点は、現代資本主義の危機把握が弱く、したがって何故に21世紀型経済体制〔平和、安全・安心、環境保全、人間開発・定常〕が必要なのかが説得的には説かれていらない。資本主義の枠組内では作れないとの立場は暗黙の前提にはされているようだが、なぜ社会主義の必要性を明示的に説かないのかが疑問として残る。」

ここでは、より内在する形で吟味することしたい。

I 全体構成と3個の理論体系

最初に全体構成を見ておこう。

序章	21世紀の社会経済学へ（角田修一）
第1部	資本主義経済の基礎
第1章	雇用と賃金・労働条件（横山政敏）
第2章	生活と福祉（佐藤卓利）
第3章	市場の本質と機能（角田修一）
第4章	資本と利潤（内山昭）
第5章	巨大企業と独占（田中宏道）
第6章	貨幣と信用（服部泰彦）
第7章	再生産と変動（角田修一）
第8章	小経営と土地所有（松原豊彦）
第9章	財政と国民経済（内山昭・浅田和史）
第2部	社会経済学の展開
第10章	自然のなかの社会と経済（藤岡惇）
第11章	日本と東アジアの経済社会（松野周治）
第12章	経済開発と人間開発（西口清勝）
第13章	経済システムの比較と移行経済（田中宏）
第14章	社会経済学と統計利用（稻葉和夫）
第15章	経済学の歩みと社会経済学（松井暁）

ごらんのように、第1部は、マルクス「経済学批判体系プラン」の前半カテゴリー編成（「資本」、「賃労働」、「土地所有」、「国家」）に照応し、その内容も、おおかた『資本論』によるものとみてよい。この点は、第4章において「搾取の理論や、その基礎となっている労働価値説は、スミスやりカードを経て、マルクスによる『資本論』の経済学によって完成されたものであり、社会経済学が資本主義の原理的説明について依拠している理論です」と明快に自己規定されている。だとすれば、「自然、歴史、開発、体制という幅広い内容」と説明されている第2部のタイトルと構成（とくに第10章から第13章まで）は、あらためてマルクス体系に照らして検討される必要がでてこよう。

具体的に見てみよう。第10章では、壮大なスケールで自然史ならびに人類・社会史が論じられ、「発展の原動力——生産力と生産関係」を軸として「唯物論的に考察する」ことが指摘されている

わけだから、この第10章をより積極的に「史的唯物論（歴史理論）と経済学」の入門として第1部の冒頭に押し上げておいた方が、より適切な位置づけとなろう。同様に、第11章、第12章、そして第13章においては、イギリス産業革命を起点とする19世紀資本主義世界市場創出と在來的なアジア社会の編成替えから始まって、20世紀末の冷戦体制解体とその後のグローバルな再編までがとりあげられているわけだから、これらの諸章は、やはり「経済学批判体系プラン」の後半カテゴリー編成に照応させて、「外国貿易」ならびに「世界市場」という正確なカテゴリーのもとに再構成した方が、資本主義の原理的にして体系的な理解にとって、きわめてスッキリしたものとなるであろう。さらにまた、グローバリゼーションの現状分析にとっても、「生きた基準」となるであろう。

このように、『資本論』が資本主義の「原理的説明」の基準を構成しているとすれば、他方で資本主義の歴史的発展段階把握の基準を構成するものとなっているのは、第5章において引用されているように、レーニン『帝国主義論』に他ならない。とはいっても、文字通りの帝国主義論レヴェルというわけではなく、二段にわたって変容されたそれ、というべきものである。すなわち、第一段階は、20世紀初頭における列強による世界の分割・世界戦争の根拠を示す「世界経済の概観図」という歴史・具体性ならびに「資本主義の最高段階」という段階規定性をできるだけ後景に追いやって、いわば希釈化した上で、かわりに「独占資本主義論」という形で純化する方向での変容である。さらに、今回、20世紀末から始まったグローバリゼーションなるものを、なによりも多国籍企業のグローバルな展開として把握すべく、これまでの「独占資本主義論」を一国独占資本主義論として限定した上で、いまや地球的規模における「新しい『競争から独占へ』」の段階に移行したとする、グローバル独占資本主義論への変容である。

こうしてみると、本書が依拠する理論体系は、「原理的説明」の基準としての『資本論』、そして段階論の基準としての「独占資本主義論」という二元的構成となっており、その限りで、きわめてオーソドックスといってよく、いわば通説の一つの典型といっても過言ではないだろう。

だが、今回、本書では、現状分析あるいはオルタナティブの基準として、あらたにもう一個の理

論体系が導入されることとなったのは、大いに注目されるところである。ボラニー『大転換—市場社会の形成と崩壊』が、それである。これが、どれほどまでに本書の強力なメッセージとして送りこまれようとしているかは、まえがき冒頭から繰り返しリフレインされることとなる次の提言から判断されてこよう。曰く。

「いま世界は、『市場化（marketization）』と『地球規模化（globalization）』という2つの傾向に席巻されているように見えます。私たちはまず、この『市場』という人工物を経済全体、さらに広く社会のなかに『埋め込む』ことを意図しています。この『埋め込む』という表現は、カール・ボラニーによって、市場をのりこえた社会を指向して用いられた言葉ですが、私たちは経済学の思考のうえで、現在ある市場を経済全体さらに広く社会のなかに『埋め込む』ことで、市場の絶対化とは反対にそれを相対化し、その役割についても再検討する必要があると考えています。」

こうした第3の理論体系は、本書において、「市場化」と「地球規模化」の担い手としての国際化した資本（多国籍企業）、そして代替戦略としての民主的規制（コントロール）という対抗の形において具体化していくこととなる。

ところが、いったいなぜ第1（マルクス）と第2（レーニン）の体系において内的に展開されていくこととなる「基本対抗と展望」ではなくて、ここで第3（ボラニー）の体系が必要となってくるのか、その事情なり根拠なりが、まったく明示されていないのはどうしたことなのであろうか。仮に第1と第2の体系に、第3の体系がいわば「接ぎ木」される形になるにしても、両者をつなぐ媒介の論理なり、体系間の回路なりが、全く設定されていないのはどうしたことなのであろうか。こうしたことでは、先の長島氏の論評と重なることになるが、「社会経済学は諸学派の総体から構成される」という本書の触れ込みも、その肝心なところで、鼎の軽重が問われることになりはしないであろうか。とにかく、第1と第2の体系は、原理と段階の基準レヴェルに押し閉じ込められる形となり、「生きた理論」への発展方向は、いわば思考中断のまま停止された状態にあり、他方の第3の体系もまた、第1と第2の体系との理論的関連が全く問われぬままに、突然登場する形とな

り、いわば放り出されて宙ぶらりんのまま、と言わざるを得ないのは、まことに残念なことである。

II 21世紀の世界像 —「新たな人類史的過渡期」の開始と日本の規定をめぐって—

ここからは、現状分析の課題、あるいは21世紀の新しい枠組という具体的なところを見ていこう。21世紀的世界は、周知のように、20世紀末の冷戦体制解体とその後のグローバルな再編という形で始まる事となり、こうした「20世紀末大旋回」ともいるべき、その「旋回基軸」を構成するものが、情報革命とグローバリゼーションという「双軸」の形になっていることは、ほとんど共通認識といってよいであろう。本書においても、序章において「新しい『波』」として、これら2つが言及されているのは、妥当なことである。では、どのように取り上げられてくるのであろうか。まず、主軸をなす情報革命から見ていこう。

序章において、情報革命は、「知識や創造力」あるいは「コミュニケーションや関係づくりの能力」という形で「新しい質の労働力を要請」するものと規定されると同時に、さらにインターネットを表象においたものと推測されるが、「人間の国境を越えたコミュニケーションや連帯の道具となりうるもの」という展望規定が与えられている。これらの規定は、まことに正当なものといってよい。ところが、こうしたせっかくの情報革命論の提起は、本論の第1部と第2部のどの章をみても、いかんせん、まともに取り上げられ分析された形跡がまったく見当たらないのである。これはいったいどのように理解したらよいのであろうか。序章のような形で提起された情報革命論が、もし、分析的検討を加えていくことになれば、「機械と大工業」を基盤とする資本主義的生産様式を超える、いな、国家を超える生産力の革命的大旋回、つまりは、資本と国家が止揚されていく科学的労働基盤の新たな生産様式「ネット新世界」の成立、ひいては「新たな人類史的過渡期」の開始という定式化³⁾に到達するのではないかと推察されるだけに、本論におけるまったくの「分析欠如」という事態は、まことに残念というほかはない。こんなことでは、「新しい枠組を提供する新しい経済

学」という触れ込みは、遺憾ながら、虚しく響くばかりと言わざるを得ない。

とはいえる、本論の各章のなかには、直接に情報革命を取り上げる形ではないが、第10章において「唯物論的に考察」する際の軸として明快に指摘されている、周知の「発展の原動力——生産力と生産関係」という視点から執筆されたと思われるものが、いくつか散見されることは、ここで注目しておく必要があろう。例えば、好論文の1つと思われる第1章がそれである。

この第1章では、本書の叙述スタイルである「それぞれの分野に対応する現代経済の表象を分析しながら、それぞれの分野に固有な基礎理論をやさしく説き、そこからさらに一般理論へもいざなうという構成」に正確に対応する形で、まず表象としてフリーターが取り上げられ、そこから「基礎理論」の世界へと下向して「労働、雇用、賃金とは何か」が解明され、もう一度日本の現実に上向して「労働市場の分極化と賃金の個別化」が論じられていく。そして最後に、「一般理論」として「働く人と働かない人——労働からの解放」という生産力発展の基本線上でのスケール大きなテーマのもと、「社会保障や財政の世界における所得再分配を使った社会連帯システム」や「労働者連帯としてのユニオンの世界」をはるかに超えて、展望として「生き甲斐を求めての非労働力の自発的な労働力化」を含めた「仕事世界における社会連帯」という構想が語られる。こうした形で、事実上、資本と国家が止揚される「新たな人類史的過渡期」の開始が、キチンと論じられていることは、今後の理論展開にむけて大いに期待がもたれるところである。

さらに、こうした「新たな人類史的過渡期」の開始を担う主体、あるいは「変革主体」形成に関わっては、第13章が注目される。そこでは、ややシステム・モデル論が前面に出ているものの、「世界市場」カテゴリーの構成のなかに「個人——形成途上の世界市民」という形で主体がキチンと位置づけられ、議論が組み立てられる。最後のところでは、「地球レベルの市民社会（運動）」が指摘された上で、資本と国家を主体とするスイス・ダボスでの「世界経済フォーラム」に対抗する形で登場することとなった「世界社会フォーラム」運動が取り上げられる。こうして、事実上「過渡期」の開始を担う主体のカテゴリーと現実

運動体が提起されることとなり、ここでもまた今後の理論展開が待たれるところである。

ここから、「20世紀末大旋回」のもうひとつの軸をなすグローバリゼーションを見てみよう。本書でのグローバリゼーションの含意は、例えば「多国籍企業による地球的規模での経済の一体化、他方での先進国と途上国との格差拡大」（序章）といった内容で共通しているようだが、20世紀末からの事態のおもむくところに注目してみれば、いまや「BRICS」という新しい形でその広がりを示す「旧世界アジア」、とりわけ中国の「世界の工場」としての登場、したがって、価格・雇用破壊と産業空洞化という形で沈む先進諸国と新たな階層分化（いわゆる「格差問題」）、こうした点に収斂してきたと断言してよいであろう。グローバリゼーションの焦点としての「旧世界アジア——中国問題」。

こうして、「労働、人権、環境基準の切り下げを競う『下向き』競争」（序章）の他ならぬ震源地として「世界の工場」中国の新たな位置が浮かび上がってくるとすれば、そうした中国について、あらためてその社会的・歴史的土壤にまで掘り下げた分析が要請されることになる。戦前來議論されてきた、いわゆる「アジア的なるもの——アジア的生産様式」の、今度は21世紀の情報革命ならびにグローバリゼーションという全く新たな世界からの分析、である。この点では、第11章において、急速な重化学工業化の要因という関心から「日本と東アジア社会の構造的特徴」の解明が試みられ、下から支える要因として「小農社会」、上からの創出を担当する要因として「国家」（官僚機構）、これら2つのカテゴリーが検出されていることは大いに注目される。今後、この2つのカテゴリーについて、その「アジア的なるもの」の本格的な特質解明だけでなく、その止揚の特有の方式についても、特に「主体形成」の論理との関連において解明されることが強く求められる。

こうした関心から、本書における戦後日本資本主義の段階規定について、一言だけ触れておこう。本書では、いわゆる「高度に発達した資本主義国日本」なる規定がごく一般的と見てよいであろう。その具体例を、いくつか拾ってみよう。「現代の発達した資本主義経済」（まえがき）、「資本主義が高度に発達した国々、（そのなかの一つとしての）日本の会社資本主義」（第4章）、「日清・日

露戦争を通して後進資本主義国として確立、I 大戦を起点に重化学工業化がすすみ両大戦間期に中進資本主義国化、そして敗戦・戦後改革と高度経済成長を通して重化学工業段階へ移行し70年代はじめに先進資本主義国化」(第11章)。

だが、こうした、広く流布してきたいわば通説とも言うべき規定は、「20世紀末大旋回」が提起することとなった「新たな人類史的過渡期」の開始を前に、日本の「ジャパン・アズ・ナッシング」というはなはだ深刻な事態、さらにまたそうした事態からの脱出路としてひたすら「アメリカ・ブッシュの狂気の帝国」の「ポチ」化の道を突き進み行く事態に照らして、「再審」は必至、と言わなければならぬ。そのさい、これまで通説の「先進国展望」に代えて提起されてきた、「外・上からの戦後冷戦によって『中断』せしめられた下からの戦後民主革命の『再開』」なる展望もまた、「ネット新世界と旧世界アジアのなかの日本」における「主体形成」との関連において、再規定される必要がでてこよう。

III おわりに

最後に、理論展開の方法にかかわって、2点ほ

ど触れておこう。

本書のあとがきには、次のように記してある。「参加者のあいだにはなお、社会経済学のあり方や内容について意見の相違がある。それは、より原理的な内容や編成を深める方向と、現代あるいは現状をリアルに全面的に分析する方向とに分けられる。」こうした両方向については、言わずもがなではあるが、やはり「生きた現実の分析を通して生きた理論の創造を」という基本線を確認しておかねばなるまい。

そうしたばあい、これまた決して忘れてならないのは、第15章にあるように、「社会経済学は、たんなるアカデミズムにとどまる学問ではなく、市民による変革の実践・運動と結合して発展してきましたし、これからもこのことに変わりはありません」という、主体的契機の意義にほかならない。本文で「ネット新世界と旧世界アジア——主体形成」に言及してきた所以である。

注

- 1)『経済』2004年、2月号。
- 2)後藤康夫「ポスト冷戦の段階規定と21世紀型危機」
『経済科学通信』No. 107, 2005年4月。

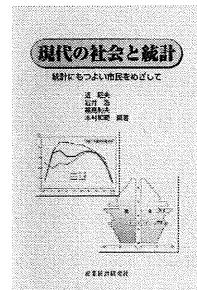
(ごとう やすお 所員 福島大学)

書評

近・岩井・福島・木村編著

『現代の社会と統計 統計にもつよい市民をめざして』

産業統計研究社 2006年4月 本体価格1429円



I 概 要

本書は、その副題にある通り、統計を学びながら市民的教養を身につけようとするものである。「はしがき」では、市民生活をおくるにあたって必ず出会う社会・経済問題について統計を用いながら具体的・数量的に図表を用いて分かりやすく説明していることが本書の大きな特色である、と述べられている。

「統計」は好きになれない・「統計学」は避けたい（数学は苦手だから、それに似ている気がする統計学はできれば受講したくない、など）、または「社会統計学」と言う言葉を知らない、あるいは数理統計学は飽きた、または、はじめないと違う方々は、ぜひ手にとって見ていただきたい書である。

本書は16の章と4つの補論からなる下記のものである。（B5版横書き段組なしで145頁。）

はしがき（1頁）

1. 社会・経済の問題と統計利用（5頁）
 2. 人口からみた日本の社会（7頁）
 3. 変わる産業構造（7頁）
 4. 就職か失業か、現代の就業・不就業と雇用形態の多様化（9頁）
 5. 雇用の源としての中小企業（10頁）
 6. 就業の条件——賃金と労働時間——（7頁）
 7. 働くひととの労働と生活の時間（6頁）
 8. 日本の住宅事情（8頁）
 9. 所得と資産の格差（4頁）
 10. 家計の構造とその変化（7頁）
 11. 食生活の変化と食料供給体制（7頁）
 12. 日本の社会保障・社会福祉（9頁）
 13. 日本の医療保障（9頁）
 14. 公的介護保険と社会的介護の矛盾（8頁）
 15. 公的年金制度とその問題（8頁）
 16. 国・地方自治体の財政危機と市民の役割（12頁）
- 補論1. 平均（8頁）
補論2. ローレンツ曲線とジーニー係数（7頁）
補論3. 消費者物価指数（3頁）

補論4. 実質値、名目値、デフレータ（4頁）

見られるように、人口、産業・企業、労働・家計、生活（特に高齢化社会で問題となる介護・年金を含む）、財政、と幅広いジャンルをカバーしている。そして、基本的用語の解説、各章のテーマに関する基本的な統計（統計調査等の紹介）および参考文献・ウェブサイトが章末に記載されている（これらが記載されていない章があることが惜しまれる）こともあり、独習も可能な「社会経済統計入門書」である。「はしがき」で言われているように、講義テキストだけでなく、サブテキストとしての利用価値もある。ただ、本書を利用して教える側からすれば、講義テキストとしては週1回半期用のものであろうから、章数は12ないし13が望ましい（教員の立場からの他の要望は後述）。

以下、章別に内容を簡略に紹介する。

II 章別内容

1章では、統計数字を見るとき、それらが意味する内容・範囲に注意しなければならない、と言う最も重要なことを含めて、統計利用時の基本事項が簡潔にまとめられている。また、「数理統計学」と「社会統計学」の差違も述べられている。この章は総括的な解説であり、初学者が独習する場合でも始めに目を通し、そして最後にもう一度読むべき章である。

2章は、単に少子高齢化を数値・図表で示すだけではなく、その理由と影響についても解説している。また、前記の基本的用語の解説（以下、「用語」と略記）、各章のテーマに関する基本的な統計（以下、「基本統計」）および参考文献に加えて、人口に関する統計がダウンロードできるサイトも紹介されている。

3章では、農業→製造業→サービス産業への重点移動についての一般論と明治維新以降の日本経済について概観されており、国際比較もなされている。また、伝統的な産業分類では把握しにくい事態についてもコラムで解説されている。

4章は、誤解・錯覚されやすい「失業者（率）」について、その正確な定義を含めて就業状況について解

説したものである。特に、冒頭およびコラムでニート、フリーターの問題を取り上げている。初学者の学生諸君には必読の章であろう。

5章は、表題の通り中小企業の意義を近年の状況に即して力説している。経済統計の教科書ではもちろん、日本経済入門のものでも見られない中小企業に関する内容の章であろう。ただ、内閣府発表のDI（景気動向指数）のみ知つていて「業況判断DI」を初めて聞く諸君は、注意して冒頭と第1節を読むべきである。

6章の書き出しへ、「本書の読者が、就職活動を行う場合を考えよう。」である。男女別・学歴別等の賃金および労働時間の国際比較がビジュアルに示されていて、かつ、統計で把握できる労働時間の限界についても解説されている。また、「用語」「基本統計」、参考文献・ウェブサイトも掲載されているので、就職活動の際、実践的に活用することも期待できる。

4・6章の内容が就業・労働であるのに対して7章は、「非労働時間」を含めたその量と内容（例えば、共稼ぎ夫婦の夫が1日に何分家事をするか）を国際比較もしながら解説したものである。

8章も私たちの生活に直接関わっている問題を扱っており、「住宅政策は福祉政策の一環として国家の責任で行うべきもの」との主張に導かれる点が興味深い。また、統計調査の解説も詳しい。

9章は短いが、補論2を把握してから読む必要がある。「用語」の項がなく、わかりにくい部分があるかもしれないが、格差の実態と、統計によって個人資産額に大きな差違があることなどが明解に示されている。

10章は、このテーマで最も重要な統計である総務省統計局の「家計調査」についてわかりやすく解説した後、バブル崩壊後の特徴が示されている。そして社会統計学の重要な視点である統計の限界についても明解に指摘している。

11章は、命に直接関わる食の安全の問題も扱っており、また、日本農業の危うさも指摘している。今や農業の実態を知る学生は少ないであろう。3章を確認した上で本章を学び、「食」に直接関係する農業への知見を深められたい。

12章から15章は社会保障（医療・介護・社会福祉・年金等の所得保障）を扱っている。12章第1節で社会保障の体系が示されており、13～15章を学ぶときの確認事項となる。そして国際比較もしながら政府の役割が小さい日本の特徴などについて解説されている。

13章では高齢社会との関連でも解説され、最後に今後の改革の視点が示されている。この章は他の章と違い、脚注が付いていて、理解しやすい面がある。

14章は、2000年から施行された介護保険法の解説か

ら始まり、介護のリスクは保険化しやすい属性からほど遠いことなどを指摘して、社会保険がもつ問題点を強調する。そして、政策立案と統計利用の際、「事実と対象の性質に立脚すること」が不可欠だと結んでいる。「保険論」の素養がなければ難解な箇所があるが、社会統計学の真髄をついていると言える。

15章では、現在の年金制度が抱える多くの問題を指摘し、完全な賦課方式に移行して国庫負担率を引き上げるべきと主張する。そして「国民の幸福を犠牲にしてまで積立金をさらに増やすとするのは何故か。」と厚労省を批判する。なお、『高齢社会白書』について、「図表から解説とは異なる理解を導き出せる」と指摘している。

16章では、まず、財政赤字の詳しい説明がなされた後、経済主体と経済循環が図示され、貯蓄投資バランス式も示されてマクロ経済が概説される。そして日本は必ずしも「大きな政府」とは言えないことを示し、「市場主義」を批判する。最後に東京都小金井市の『決算カード』を材料にして、市民としての行財政分析能力向上のための実践的な解説がなされる。

III 総評と要望

より読みやすい社会・経済問題についての入門書は多数あるが、「統計」の名を冠した本書には冒頭およびIIで述べた特色があるので、評者の管見の限りでは、分量・時事性も考慮すればこれ以上のものはない。ただ、「用語」等のフォーマットは各章統一した方がよいし、「用語」等を充実すべき箇所はある。

最後に、本書をテキストにして統計を教えるとする側の立場からの要望を述べる。それらは、改訂するときなどに編者・執筆者の方に考慮していただきたいことであり、また、（おこがましいが）本書を利用して講義をなされようとする教員の方が気にとめておくべき点と思われることも含む。

まず、Iで示した章数について、各章にさかれている頁数あるいは内容面から考えて、4・6・7章、9・10章、12・13章、および14・15章はそれぞれ1章としてまとめられないであろうか？「老後」「福祉」にウエイトが置かれるべき時代とも言えるが、16章中、4章分がさかれて、頁数では3割近い。

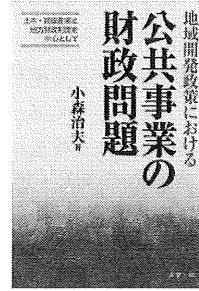
他方、「家計－企業－政府」で企業・政府を直接扱っている部分の比重が小さい。海外セクター（貿易・国際関係）についても解説がない。企業の章は前述のように意義あるものであるが、本書では非中小企業のことはわかりにくい。また、「市民的教養」レベルでの「金融・株式」の解説があった方がよかろう。

（御園謙吉 阪南大学）

小森治夫著

『地域開発政策における公共事業の財政問題』

高音出版 2005年8月 本体価格 1800円



I はじめに

近年、小泉構造改革の負の側面として、個人間経済格差の拡大とともに地域間格差の拡大がクローズアップされている。戦後最長に到達しようかと言われている景気拡大をよそに、農山村の地域経済は疲弊の度を深めている。財政面でも、都市部の財政資金が地方へ移転されることに対する批判は根強く、三位一体改革の進展とともに地方の弱小自治体は今後ますます苦しい財政運営を強いられることが予想される。地域の固有性を活かした地域経済の自立・活性化を果たしていくには一体どうすればよいのか。また都市と農村の共生はどのような論理のもとで可能となるのか。

このような困難な課題に対して公共事業の側面から果敢に挑戦し、多くの重要な示唆を提供してくれているのが本書である。すなわち、本書は地域開発政策における公共事業の財政問題を理論的・実証的に解明することを意図したものであり、特に、「財政危機をもたらす公共事業、生活圏域の個別化とコミュニティの崩壊をもたらす公共事業」という『日本型公共事業』の二大特徴は、どのようにして生まれたのか。そして、これらの特徴をふまえつつ、総合的な生活圏域としての広域圏はいかにすれば再生しうるのか。その際、『日本型公共事業』の残したもののは何であって、それらはどのような条件があれば活用可能な資源となりうるのか」といった著者の強い問題意識によって貫かれている。

II 本書の構成と内容

本書の構成と内容は次の通りである。

まず序章（「地域開発における社会的費用とコミュニティ再生」）では、大規模地域開発政策が地域コミュニティの破壊や環境問題を引き起こし、地域経済の土建化を推し進めるなど、極めて問題の大きな政策であったことを明らかにし、本書全体を貫く問題提起を行っている。そして、「開発」には二つの機能（破壊と調整）があることを論じた上で、崩壊しつつある農村地域コミュニティを再生するためには、人的能力開発と

ネットワークの形成が重要となることを提起している。

第1章（「拠点主義開発の日米比較 — 財政赤字と環境破壊の深刻化」）では、アメリカも日本も財政赤字と環境破壊が深刻だという点では同じであるのに、なぜアメリカではダム開発をやめることができ、日本ではやめられないのか、という問題が検討される。著者の見解では、この日米の差は、環境保護や情報公開に関する法システムの違い、また公共事業への住民参加のシステムの違いにある。アメリカでは環境影響評価（アセスメント）報告書策定の義務化や第三者機関の環境評価委員会の設置など厳しい環境規制が行われているとともに、住民対象の公聴会を100回以上開くなど計画段階からの住民参加が実現している。アメリカにおいてこのように住民参加が徹底しているのは、「事業者は工事が終われば次の現場へ去ってしまうが、住民はずっとその地域に住み続けるわけであるから、市民参加のプランづくりこそが重要である」という基本認識が住民・事業者双方にあるからである。これに対して日本のシステムでは、公共事業の実施計画が決定するまで住民へは情報公開がほとんどなされない、事業者に配慮した結果、環境アセスメント法の制定が1996年と非常に遅れた、アセスメントの主体が事業者であって第三者機関による評価ではない、そのため事業決定後の「アワスメント」にすぎない、公共事業をストップさせる仕組みがそもそも欠如していた、などの問題点があり、しかも県は国の下請の機関として国と共同で大規模公共事業を強力に推進し続けてきたことが明らかにされる。しかし、近年、日本の河川行政も変わりつつあるという。特に田中長野県知事（当時）による「脱ダム宣言」や潮谷熊本県知事による荒瀬ダム撤去の表明などに対して著者は高く評価している。

第2章（「地域開発の財政構造 — 1990年代の鹿児島県を事例に」）では、1990年代の鹿児島県を事例として、地域開発の財政構造が分析されている。鹿児島県は各種財政指標において財政状況は極めて脆弱であり、歳入面では地方交付税や国庫補助金に依存せざるを得ない構造となっている一方、歳出面では過疎化と高齢化の進行の中で公共事業に大きく依存せざるを得

ない構造となっている。ここから、都市地域で徴収されて農村地域に散布された財政資金はその多くが公共事業の経費として使われ、農村部の地域経済を支えていることが示される。このように、「地域経済が公共事業に依存する構造は、土建国家そのものである」。

第3章（「土木・建設産業と公共事業——土木・建設技術の高度化の社会的影響」）では、産業論の視点から土木・建設産業の特質と歴史、また土木・建設産業と公共事業のかかわりが論じられる。戦後の公共事業は、直営工事から業務の委託・外注化、各省庁による事業の個別的管理・計画化、公共工事の大規模化とその発注の大企業への集中化などを大きな特徴としており、その結果、各地域や地域住民の特性にあわせた総合的な開発ではなく、中央資本による画一的・部分的な開発の傾向が強いことが指摘される。さらに、土木・建設産業における技術は高度化する一方、公共事業を発注する側の技術力は業務の委託・外注化の進展により低下することとなり、公共事業を発注する側は土木・建設会社をコントロールできなくなり、土木・建設産業の利益のために新たな公共事業を起こすという転倒した事態が現出しうることが明らかにされる。地域に根ざした土木・建設産業の役割とは、地域住民の立場に立ち、地域住民の生活改善に役立つ公共事業を遂行することであり、そのような役割は地域の自然環境・地質条件や歴史的に形成されてきた伝統・風習・文化ならびに生活様式を熟知している地元の中小の土木・建設会社が担当すべきであると著者は指摘する。

第4章から7章までは、具体的な地域開発政策の事例として、鹿児島県の川内原子力発電所計画、新大隅開発計画、国分隼人テクノポリス開発構想、そして奄美群島振興開発事業が検証される。

第4章（「原発立地と交通ネットワーク整備——大規模施設誘致型地域開発(1)」）では、原発建設による川内市（現薩摩川内市）の財政的メリットは期待されるほど実際には大きなものではなく、電源三法交付金による財政効果は7年、固定資産税の財政効果は4年にすぎないこと、雇用効果は施設稼動後に急速に減少するのみならず関連産業の誘発効果も弱くまた下請企業も育ちにくいこと、このような「立地効果の一過性」を持続的なものにするためには原発を次々と増設しなければならないという「麻薬効果」に陥らざるを得ないこと、さらに電源三法交付金の使途を検討すれば公共事業としての道路整備に半分近くが使われていることなどが明らかにされている。

第5章（「コンビナート開発と港湾整備——大規模施設誘致型地域開発(2)」）では「新大隅開発計画」の経緯と内容、その経済効果と財政効果が、また第6章

（「IT企業誘致の財政効果——テクノポリス型地域開発の検証」）では「国分隼人テクノポリス」の財政効果が検証されている。前者に関しては、開発の中心地域である志布志町（現志布志市）を曾於郡の中心地の位置を保たせる程度の効果は見られるものの総じてその効果は限定的であり、また後者に関しても国分隼人地区の税収は増大しており財政上は一定の効果が見られるものの、IT産業は好不況の波が大きいこと、フットルースな産業であることから海外への進出や国内の工場再編成が頻繁に行われるなど不安定な要素が多いことなどが指摘されている。

第7章（「地域経済の土建化——離島振興と公共事業」）では、「奄美群島振興開発事業」（通称「奄振」）という巨大公共事業が、奄美群島固有の恵まれた自然環境を破壊するとともに、本来は自立的であるべき地域経済を公共事業に依存しなければ成り立ちえない地域経済に変貌させ、その結果地方財政は深刻な危機に直面しているという実態が明らかにされる。そこで根本的な問題は「住民自治」の欠如であり、今後は奄美地域の固有性を活かした、公共事業に頼らない自主的な振興プランを住民自治に基づいてつくりあげ、住民の力でその振興プランを実現することが重要であることが提起される。

そして終章（「広域圏域における総合的開発と地域コミュニティ再生の条件」）では、広域的総合性の回復とコミュニティ再生の観点から、今後の公共事業のあり方が展望されている。具体的には、長野県や高知県などの「緑のダム」や「ローカルルール」などの取り組み事例が紹介され、これらが従来の地域開発型の公共事業を環境重視型の公共事業に組み替え、公共事業の行財政システムを転換し、さらに地域を再生しうる行財政システムとなりうるものであるとして高く評価されている。

III 若干のコメント

本書は、地域経済の真の自立と持続的発展、都市と農村の共生のあり方などに関する一貫した問題意識のもと綿密な地域調査を重ね、特にこれまで十分に分析されていなかった鹿児島県の地域開発の事例を丹念に追究することによって、それが地域経済や財政に与える影響を明らかにした。

そもそも、公共事業はなぜ行われるのか。その本当の意義は何なのか。本書はこのような根源的な問いに鋭く迫っているように思われる。公共事業の目的としては、それによる利便性の向上や雇用の確保、経済の活性化などが指摘されよう。しかし、これまでの国主導による地域開発政策は、結局は上から与えられたも

のにすぎず、住民自らが主体的に考え行動したものではなかった。事業を行うかどうかを含めた住民自身による討議と学習こそが、地域社会の持続的発展のためのスタートラインであり、住民自治、草の根民主主義再生の基本である。地域住民が討論をし、学習を重ねる中で住民自身が成長し、新たな知識と経験を獲得する。それが、長い目で見るならば、地域固有の自然や歴史、文化、産業などを総合的に視野に収めた地域の再生・活性化につながりうるという考え方である。本書は、そのような住民主体の地域づくり、そして公共事業のあり方を我々に強く訴えかけている。

本書では十分に解明されていない課題をいくつかあるように思われる。たとえば著者は、1986年以降の各種財政指標をもとに「奄振」の分析を行っているが、普通建設事業費の割合が、奄美群島が鹿児島県と比べて5%程度高いことや、奄美群島の補助事業の比率が鹿児島県よりも高いことから、「これが『奄振』の成果である」と指摘している。これはこれで正しいのであろうが、ただ「奄振」（奄美群島振興開発特別措置法）が制定されたのは1974年であり、厳密に「奄振」の評価を行うためには少なくとも1974年以前と以後の推移も検証する必要があるのではないだろうか。

また、著者は広域的総合性の回復の視点から長野県や高知県などで取り組まれている「緑のダム」構想や「ローカルルール」について、あるいは都市から農村への財政資金の移転とそれが公共事業として使われる構造を転換するための手がかりとして「水源税」や「森林環境税」などについて高く評価している。しかし、これらがどのように広域的総合性の回復につながるのか、また都市と農村の財政問題の転換につながりうるのか具体的な説明がなされておらず、もっと突っ込んだ議論がほしかった。

もちろん、そのような課題があるからといって本書の価値が損なわれることはいささかもない。私は鹿児島で研究活動を行い、鹿児島の地域経済に関心を持つ者として、本書から、地域に根を張った地道な地域研究調査の重要性や、地域経済・財政に対する幅広く鋭い分析視角など、実際に多くのものを学んだ。地域社会の持続的発展や地方財政のあり方、さらには都市と農村のあり方など、現在切実に解決が求められている課題に対して強い問題意識を持ち、地の塩のごとく現実と格闘しているすべての人達に、ぜひとも読んでもらいたい書である。

(菊地裕幸 鹿児島国際大学)

書評

中村浩爾著

『民主主義の深化と市民社会 — 現代日本社会の民主主義的考察』

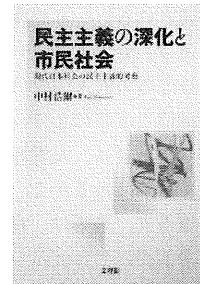
文理閣 2005年9月 本体価格 4600円

I 本書の特徴

本書は、法哲学を専門とする著者による民主主義論である。民主主義論について、著者はすでに『現代民主主義と多数決原理 — 思想としての民主主義のために —』(法律文化社、1992年) や『都市的人間と民主主義』(文理閣、1994年) を出版している。本書では、現代日本の現実に即しながら、民主主義の理論と実践における「深化」が論じられている。

著者が取り上げるテーマや素材は実に豊富である。

まず、第1章「民主主義と主体形成」では、「個の確立と友愛・團結・連帶」という総論的な節に統いて、「青少年スポーツのあり方とマナーのルール化」、「スポーツ法における個人・団体・国家」が論じられる。



これらはスポーツ法学会での著者の活動をもとにした論文である。そして補論「自閉的イデオロギーの批判」では西尾幹二氏の『ヨーロッパにおける個人主義』から「新しい歴史教科書をつくる会」に至る思想の変遷が批判的に論じられる。

第2章「民主主義と基盤」では、「民主主義と都市中間集団」、「友愛原理の再生について」、「市民社会の構成員に関するヘーゲル思想の示唆」、および補論「恒藤恭の全体社会概念と市民社会への示唆」が論じられる。この章は、本書での民主主義論の理論的提起の中心となる。

第3章「民主主義と法・思想」では、「日本国憲法の前提とする人間像 — 『人間の尊厳』と『個人の尊厳』」、「市民の立場からの司法改革と現代弁護士論」、

「日本法の現状と改革戦略」、「民主主義の変容と民主主義理念の再創造」、および補論「法的推論における権威の問題について」の各論文が配置されている。

このように、本書はスポーツから司法改革にいたる多様な問題を視野に入れ、議論の展開では、法学、哲学、社会学、歴史学などの著作が縦横に取り上げられ、アトム保育所の実践も論じられる。私は、哲学研究者として、著者の多彩な議論の中から「個人の自立と友愛原理」および「市民社会論」に関わる論点に絞って、論評を行いたい。

II 個人の自立と友愛原理について

本書の重要な特徴の一つは、個人の自立を重視しながら友愛原理の再生を提起していることである。フランス革命のスローガンでの一つである「フランテニテ」(fraternité)は「博愛」とも「友愛」とも訳されてきた。著者は、「博愛」はブルジョワ的・慈善的性格をもち、「友愛」は労働者的・相互扶助的性格をもつと指摘する。そして「博愛」は、それがとりわけ財界の指導者から語られる時、社会的弱者の相互扶助や、社会的弱者救済に関する公的責任が脱落してしまうことが批判される。この点は、重要な指摘である。

また、ロールズはその『正義論』の中で、「格差原理」(不平等は、最も恵まれない人の利益となる限り承認されるという原理)は「友愛」の原理に対応すると言う。しかし著者は、「友愛」原理からすれば、単に最底辺の人々の改善だけでなく、社会全体の不平等な構造の改善にまで及ばなければならないと主張する。さらに著者は、友愛原理が民主主義の深化にとっていかに重要であるかを、実践事例を含めて論じている。

他方で、著者は「自立した個人」の確立や「個の確立を前提にした連帶」を論じる。しかしそれは、個を確立してから連帯へ、ではなく、共同体の中で個を確立しながら連帯することだとされる。しかもその場合、共同体の変革や、個が共同体を否定する可能性も含むとされる。また、個人の能力として「孤独に耐える力」や、「剛直な個人」という提起も行われる。しかもこの問題は、「リベラリズムとコミュニタリアニズムとの接近・和解」としても提起される。

これらの議論を読むと、「個人の自立性」の確立と「友愛原理」の再生との関係については、まだまだ論じられるべき問題があることがうかがえる。私自身は、「個人の自立」を理論的出発点とする「リベラリズム」では、この問題は解決できないと考える。「アトム的個人」は非現実的な仮説にすぎない。その点では「コミュニタリアニズム」(共同体主義)からの批判は正しいと思う。しかし同時に、個人は共同体には解消さ

れない。この点では「弱者の哲学」として、個人の能力を共同性に解消する「能力の共同性論」にも私は賛成できない。重要なことは、個人を成長させ、個人を自立させる共同性であり、個人の能力を発揮させ、個人の自己実現を保障する共同性の確立であろう。そのためにはリベラリズムとコミュニタリアニズムとの対立を超えて、個性と共同性とを発展させる論理が必要であると思われる。そしてその発展の基準となるのは、著者も重視するとおり、社会の中での「人間の尊厳」・「個人の尊厳」と人権(自由権・社会権・参加権)がどれだけ確立されているかであろう。

III 市民社会論をめぐって

本書は「市民社会論」を主要なテーマの一つにしている。本書でも紹介されているように、今日、経済的社会としての「市民社会α」(bürgerliche Gesellschaft)，政治的・社会としての「市民社会β」(societas civilis)，および非経済的・非政治的結合社会としての「市民社会γ」(Zivilgesellschaft)という、どちら方の相違ないし対立が見られる。ここで問題は、どの意味での「市民社会」を中心に考えるべきかということである。

私は、「国家」と「市民社会」との区別と関係の重要性から、ヘーゲルやマルクス以来の「市民社会α」を中心に考えたいと思う。そして「市民社会β」は「市民社会α」の政治的側面(市民の政治活動)としてとらえ、「市民社会γ」は公共圏やアソシエーションとして、「市民社会α」に含まれると考えたい。実際、ヘーゲルの言う「市民社会」は「欲求の体系」であるだけでなく、「職業団体」(Korporation)というアソシエーションも「内務行政」(Polizei)の公共的機能も含んでいたのである。ハーバーマスのように「市民社会γ」を「市民社会α」や「市民社会β」から切り離してしまうと、市場経済の非人間性や弱肉強食を規制する「市民社会β」や「市民社会γ」の重要な役割をかえって不明確にするとと思われる。

また、著者は「市民社会」の構成員とは何かを問題にする。その際、著者は、市民社会の構成員は「家族としての人」と「独立の人」という二種類からなるという中西洋氏の解釈に注目している。しかしながら通常の解釈では、ヘーゲルの市民社会の構成員は「家族の長」たる個人である。それは家族を代表し、家族の外で職業に就く男性である。そのため、女性は市民社会の構成員から排除されてしまう。ここにヘーゲルの家族論の重大な問題点がある。これに対して、ヘーゲルのように「家族・市民社会・国家」という社会構成をとらないマルクスは、家族を軽視したと見られる

こともある。しかし私見では、マルクスは家族を市民社会の中でとらえており、資本は家族を労働力の再生産過程に組み込み、そのことによって資本－賃労働関係をたえず再生産するととらえる。実際に、男性は長時間労働、女性は家事労働と不安定雇用、という政策が資本によって取られてきたのである。ここに、女性を家庭でも職場でも従属性の地位におく根源がある。同時に、マルクスは、資本主義は女性を家庭から引き出し労働者として搾取することをおして、対等平等な男女関係を築くための条件をも形成するととらえた。その際、男女の労働時間の短縮が決定的に重要なとなる。

こうして、市民社会は、家族をも包含し、市場経済のみならず、協同組合や非営利的・文化的・政治的アソシエーションも含む「歴史のかまど」としてとらえるべきではないだろうか。

以上、本書から刺激を受けながら、若干の私見を述べた。本書の多彩で多岐にわたる議論は、下手をする読者に消化不良を引き起こしかねない。しかし読者が自らの関心にそって本書をじっくり読み進めるならば、「民主主義の深化」に関わる豊かに内容を学ぶ取ることができるであろう。本書が多くの方から検討されることを願うものである。

(牧野広義 所員 阪南大学)

書評

二宮厚美著

『憲法25条+9条の新福祉国家』

かもがわ出版 2005年8月 本体価格 1700円



I

本年9月末で小泉政権が終わりを告げ、ポスト小泉の安倍政権が発足したが、安倍新首相は、総裁選の立候補表明に当たって、「今後5年間をメドに、憲法改正に向けリーダーシップを發揮したい」と述べ、改憲の足音が一段と高まってきた。こうした時期に、これに先駆けて、憲法改悪に反対し、日本国憲法の現代的意義を解明しようとする本書が出版されたことは、またタイミングであった。

周知のように、著者は、この間、小泉政権下での「構造改革」に名を借りた新自由主義と対決し、我が国における「新福祉国家」の構想を提唱して、その実現の条件の解明に精力的に取り組んできた。本書出版のきっかけは、2004年秋に行われた「憲法を暮らしに生かす平和・福祉国家構想」と題する講演であったとされるが、本書は、憲法25条に基づく「新福祉国家」と憲法9条に規定された「平和国家」は相互に不可分のものであることを示し、「憲法25条プラス9条」論の現代的意義を説得的に説いている。

II

本書は序章と6つの章から成るが、その内容を章ごとに要約して紹介しよう。まず、序章「憲法のカナリ

アとしての九条と二五条」では、憲法9条と25条は、1930年代から第二次大戦までの歴史の申し子として、あたかも双子のようにして誕生したものであり、「戦争国家」への道は必ず「福祉国家」に対する挑戦を意味するとして、社会的弱者の生存権保障こそが「憲法のカナリア」であると述べる。

第1章「憲法九条と二五条の平和福祉国家の世界」では、憲法9条の平和条項と25条の生存権条項が不可分の関係で日本国憲法の支柱を構成していることが指摘される。それは、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という憲法前文の一節に示されている。そこには戦争からの解放と貧困からの解放が併せて含まれており、まさしく「平和福祉国家」の理念が謳われていると言える。そして、憲法25条の歴史的意義として、第一に国民の基本的人権の一つとして位置付けられたこと、第二に日本の歴史上初めて生存権を人権として認めたこと、第三に基本的人権の旋回的発展に画期をつくりだしたこと、が挙げられる。

第2章「大砲かバターかの選択のなかの二五条の誕生」では、生存権保障を規定した25条1項が憲法制定審議の国会において日本側の発案によって憲法に盛り込まれたものであること、そして、それは20世紀前半

の世界的な生存権思想の展開をその歴史的背景とするとともに、「恐怖と欠乏からの解放」の理念や「福祉国家」という新しい国家形態の登場は、まさにナチスの「戦争国家」に対決して「大砲かバターかの選択」が鋭く問われた時代の産物であったことが解明されている。

第3章「福祉国家の構造と戦後日本の特質」では、現代福祉国家は、労働権、教育権、所得保障、社会サービス保障、空間・環境保障の五つの分野をその支柱とし、現金給付型所得保障、現物給付型社会サービス保障、公的規制・ルールの体系という三つの方法を駆使して人々の生存権を保障する課題があることが示される。これに照らして戦後日本の福祉国家の展開をたどれば、我が国の特徴は、それらがいずれも未熟で低い水準に止まっているということである。そして今日、我が国の福祉国家の再編をめぐって、福祉国家派、企業社会派、新自由主義派の三つの潮流がせめぎ合いを繰り広げており、さらに、それらの対抗関係に第四の「市民福祉社会派」の動向が影響を与える可能性が指摘される。

第4章「戦後日本の企業社会と新自由主義的再編の進行」では、戦後日本の福祉レジームの特徴を「強力な企業社会プラス未熟な福祉国家」と捉え、それが、企業社会優位のもとでの福祉国家の「機能代替」「絶対的低水準」「構造的歪み」をもたらしたとする。そして、日本の企業社会の特徴として、家族賃金を梃とした大企業正社員層の企業依存の生活構造、激しい能力主義競争がつくりだした学歴社会の構造、企業社会に起因するジェンダー・バイアスの構造を挙げる。統いて、グローバル化の中の新自由主義改革の特徴とその社会的帰結が分析される。市場原理の徹底、高コスト構造の是正、平等主義の撤廃を目指す「構造改革」によって、階層・地域・産業間の所得再配分構造の歴史的大転換が起こっている。その特徴は、応能原理に依拠した垂直的再配分の構造から、応益原理に依拠した水平的再配分の構造への転換である。こうした所得再配分構造の転換は、資本主義的市場原理のあからさまな貫徹を意味し、これまで日本で福祉国家に代替する機能をもってきた社会的装置、すなわち「企業社会プラス利益誘導政治」の基盤を縮小・動搖させるとともに、社会全体にわたって能力主義的競争を強め、能力の違いによる不平等・格差関係を拡大・強化することになった。

第5章「新福祉国家の平等観とジェンダー・エクティ」では、新しい福祉国家の理念にとって、能力主義的支配や差別に対抗できる生存権の内容が問われることになるとして、そのキーワードに「人間発達、ジェ

ンダー・エクティ、ナショナル・ミニマム」の三つを挙げ、ジェンダー・エクティの問題を中心に所得保障のあり方について論じている。福祉国家論やジェンダー論において家族賃金の問題が一つの焦点となってきたが、著者は、賃金のあり方を考えるために、その絶対的水準、労働者間の平等性、専門性の評価という三つの問題を区別しなければならないとする。まず第一に、労働力再生産費=家族生活費に該当する賃金（直接賃金プラス間接賃金）が「広義の家族賃金」と名づけられ、賃金の第一原則として擁護される。また、その絶対的な水準はナショナル・ミニマムの課題であって、ジェンダー・エクティを確保するためには現物給付型の間接賃金の比重を高めて行くことが必要であるとする。第二に、労働者間の賃金の平等・公平の原則として「同一価値労働・同一賃金」の原則が挙げられ、市場による評価だけではなく社会的評価に基づく異質労働の価値評価の重要性が指摘される。第三に、それとも関連して、「職務的・属人的専門性」が賃金原則として保障されねばならないとする。

最後の第6章「新たな福祉国家と発達保障の平等化」では、まず、福祉を発達視点から再評価しようとした学者として、アマルティア・センの平等論と福祉観が手際よく紹介され、そこから、「各人の人格的独立性と自由を保障することが現代福祉（well-being）の公準である」ことが引き出される。ここに示されている人間の「発達保障の平等化」の視点からすれば、「憲法」との関連では「現物給付型の社会サービス保障」の重要性、「生活」との関連では「人間同士のコミュニケーション関係」の重要性という、二つの論点が導き出される。そして、この両者は「対人社会サービス労働」において交差する。保育・教育・医療・看護・介護などの社会サービス労働は、いずれもコミュニケーションを媒介・方法とするものであり、「コミュニケーション労働」と名付けることもできるが、それは、「主体－客体関係」と「主体－主体関係」を内的に統一する労働であって、そこでは社会サービスの供給者と受給者の絶えざる相互作用（「主客逆転」）が見られ、受給者の側の「享受能力」の発達・発揮が保障される。このように、人間の発達保障における社会サービス労働の特質と意義、そのための公的保障の必要性が説かれる。

III

本書の内容を詳しく紹介してきたが、本書の特色は、「福祉国家」と「平和国家」が不可分のものであることを明かにし、憲法9条を中心とした改憲論に「平和福祉国家」を対置させていることである。本書は、新

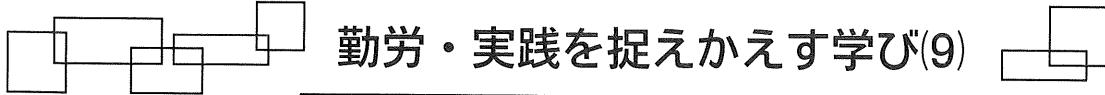
自由主義的「構造改革」と対決し、憲法25条に基づく新福祉国家を構想するという、著者の議論を分かりやすく展開したものであるが、その行論の中で、新自由主義による市場中心の能力主義に対する批判と併せて、福祉国家論に関係するいくつかの重要な理論的问题にも言及しているので、最後に、それらについて若干のコメントをしておきたい。

まず第一に、ジェンダー・エクイティをめぐる一部フェミニストの「家父長制資本主義論」に対する批判である。これは、現状分析にとっても新福祉国家の構想にとっても極めて重要な論点であるが、資本主義と家族賃金、性別役割分担（「近代家父長制」）を三位一体的にとらえるジェンダー論に対する著者の批判は適切であると思う。第二に、対人社会サービスに関する議論である。本書では、著者の福祉構想にとって中心的な「人間の発達保障」の観点から社会サービス労働の意義が論じられているが、対人社会サービスの問題は近年の福祉国家をめぐる主要な論点の一つとなっており、本書で展開されている議論は極めて有益である。第三に、機能主義的な福祉国家論への批判である。福

祉諸機能を家族・市場・国家に割り振ったり、相互の代替関係を問うだけの類型論や比較論では不十分であるという指摘は重要であり、福祉国家の類型論や再編論は、各国の資本主義のあり方や政治的対抗関係の分析を踏まえて論じなければならない。最後に、現代の対抗関係における「市民福祉社会派」の評価についてである。著者が「市民福祉社会派」によってどのような潮流を指しているのかが今一つはっきりしないが、この問題は、新福祉国家における「国家」と「市民社会」の関係をどう考えるかという問題に関連しているように思われる。著者の力点はあくまで新福祉「国家」にあるが、言うまでもなく、国家社会における福祉のあり方は、国家を中心としつつも、経済や市民社会、家族・コミュニティのあり方全体とかかわっており、この問題は今後の重要な論点として残されよう。

このように、本書は、著者の理論的・実践的な問題意識と研究業績に裏打ちされており、これらの問題に関心をもつ多くの人々にとって刺激的で有益な著作である。

（形野清貴 大阪経済法科大学）



「文化政策・まちづくり大学院大学」 設立を目指してのお願い

IKEGAMI Jun
池上 慎

はじめに

2006年3月に、5年間勤めた京都橘大学を退職し、晴れて自由の身となりました。今は、「文化政策・まちづくり大学院大学」の設立に向けて、毎日四苦八苦しているところです。精進が足りず、今ごろ苦労せよ、という天の声でしょうか。

このごろは、JR京都駅前のキャンパス・プラザ6Fに、「文化政策・まちづくり大学院大学設立準備室」の看板を掲げる部屋で、研究会をしたり、事務局会議などをしています。毎日を過ごしています。時間を割いて、大学院設立準備のために全国行脚もしています。地域に拠点を作って、ネットワークで結ぼうという構想を温めています。

目指している大学院は、通信制の社会人大学院大学で、色々と新しい試みも企てています。その一端をここに紹介させていただきます。編集局より寄稿の機会を与えていただきました。厚くお礼を申し上げます。

「文化政策・まちづくり大学院大学」の構想は、学会や生涯学習の場も兼ね備えています。先行している取り組みの関係もあって、大学院設立の準備情報も含めて、「ラスキン・スクール」のホームページが、関連情報の発信基地となっています。そのURLは <http://ruskincollege.org/> です。関連サイトの「文殊文庫だより」(ブログ)、また「今週の言葉」(ブログ)にも文章を寄せるようにしています。ぜひ多くの民さんがHPを訪ねてい

ただきまして、この活動の趣旨を理解していただき、さらに自己実現、自己表現の場として参加していただくようにお願い申し上げます。

I 「文化政策・まちづくり大学院大学」の可能性について

いまの日本は格差社会と呼ばれています。経済回復期と言っても、地域間の格差は大きいものがあります。多くの県庁所在地においてすら、JRの駅前もシャッター通りの状態のままです。また文化施設や福祉施設においては、赤字や倒産の危機に瀕しながら、NPOなども含めて必死の対応が続いている状況です。しかし他方では、多くの企業がCSRや社会貢献、メセナ活動に関心を持ち始め、大学や自治体も産学公共の連携を模索し、文化資源を活かしたまちづくりに取り組みつつあります。

各地では、物的・人的資源を有効に活かして、コーディネイトし、文化的なデザインでまちをつくるなかで仕事を起こし、地域を創り、人材を育てることが喫緊の課題となっています。しかし長期の経済不況の中で地域が荒廃し、超高齢化、失業、ひきこもりなどが進む中で、コーディネイト機能を発揮するには、地域調査や研究の力量、人々の信頼を得て一人ひとりの潜在能力を引き出す教育能力、的確に資源をコーディネイトして仕事を起こし、非営利・営利の両面で経済を支える「起業家精神」が要求されます。

地域の固有の資源を（再）発見し、コーディネイトするには、学位に値するような、高い専門性と貴重な力量を必要としています。しかし残念なことに、現在の日本の大学や大学院での教育は、こうした人材の育成に目が向いているとはいえない。各地でまちづくりを支えている人も、手探りで模索する状況で、進んだ経験を理論化し、比較し、相互に学びあうシステムや場を持ち合わせているとはいえない。このままでは、現実の課題に有效地に答えることは不可能である、といつてよい状況にあるでしょう。

「文化政策・まちづくり大学院大学」は、通信制のネットワークを活かして、各地のまちづくりの経験、各企業の経験、各自治体などの経験などを相互に交流し、総括し、高度な理論的な成果を生み出すことを目指しています。しかもこのネットワークは、映像技術を活かして作成された教材が、各地に普及していく基盤をも提供しようとしています。各地で創造性を開発することができるインフラストラクチャーとはどのようなものであるのか。この問題は現代経済学の最重要課題であるともいえましょう。

また大学院を設置する学校法人という制度は、授業料と寄付という経済力を基礎に、各方面で色々な機能を発揮する基盤となることができます。講座、文庫、図書室、データベース、さらに映像資料のストックなどは、研究教育に高い便宜を実現することになるでしょう。

企業など現在の職場を退職し、自由人となる過程を歩み始めた団塊世代の人々が、自己の人生を見直し、地域を中心に新しい生活や領域に踏み出すきっかけが提供できるよう、教育と研究の場を作り出すことを目指しています。

II 「文化政策・まちづくり大学院大学」はなぜ必要か

日本社会は、いま、激動の中で、市民・企業・自治体・政府など多様な主体の協調による文化政策の時代を迎えています。

各地の市民や企業は知恵・奉仕・寄付によって、都市や地域に芸術・学術創造の拠点をつくることに関心を向け始めています。文化財の活用、まちなみの魅力、食文化の力、文化施設などから創造的な情報を発信しては、現場や交流地点で、教育

システムをつくり、まちの雰囲気を変えようと試みています。こうして各地に、京都学、神戸学などが生まれる可能性が大きくなっています。この情報に人を惹きつける魅力があれば、ひと・アイディア・資金等を「この場」に呼び込むことができる、ということが重要です。

これこそ、人々が創造と享受の場をもつ「文化によるまちづくり」の生誕であるといえます。都市や農村における「文化によるまちづくり」は、企業や地域の現場に文化の創造と享受の機会をつくり、人々が共に生きて地域のアイデンティティを確立する。彼らは、まちなみや物産のブランド化によって地域を振興し、新たなニーズを開拓することを目指す。地域の健康や安全、快適さに責任をもつ企業や自治体が現れて、社会からの信頼が高まる。この雰囲気は、人々が芸術文化に触れて自己を実現し、社会に奉仕する潮流を生みだすことに注目。

この流れが生み出す「互いの存在を認め合う対等で公正な社会関係」は、自発性と創造的提起を奨励し、新たな芸術・学術への刺激を高め、知的財産を形成・蓄積して、人々に富の源泉を提供することができます。これこそ、21世紀日本社会の活力となるに違いないのです。

他方で、社会の非文化的な兆候は、相次ぐ財政の破綻による文化施設の運営危機、過度の商業化による弊害に象徴されています。非文化・反文化の、互いの存在を認めない雰囲気が広がり、人々の孤立化が進み、他者の否定や操作は殺傷事件や悪徳商法を生んでいます。急速な少子・高齢化のなかで、切れようとする心の糸を紡ぎなおし、人々の感動と共感を呼ぶ芸術や学術が切実に求められ、深刻化する格差問題への公共政策に期待が集まるのは当然であります。

日本社会の喫緊の課題は、この厳しい状況や深刻な財政危機の下で、

- ① 歴史と伝統をもつ「文化と経済、まちづくり」の中から人の生きるべき道を解明した先覚者とその思想を再評価し、その思想を持続的に継承・発展させうる拠点をつくること、
- ② この拠点を活かし、各地の潜在的な文化資源を再発見し、「伝統を基礎に創造の機会をつくりだし、まちづくり教育によって創造の成果を享受する場」を創り出すこと、
- ③ 各地に、歴史と伝統を踏まえた知的財産形成

と蓄積の場を広げ、企業文化や福祉文化の質を高め、産業に文化の活力を吹き込み、居住福祉や福祉まちづくりなどの領域をも視野に入れ、地域文化や市民福祉の向上と雇用の確保を実行すること、

- ④ これらの営みと動きを持続的に支えてきた人材の知恵と経験を学術的な価値として受け止め、学術的内容を芸術的に表現しうる授業や教育のシステムを開発しつつ、各地の拠点・場・知的財産などのネットワークを構築して学校教育システムをつくること、
 - ⑤ 「文化政策・まちづくり」学を研究教育しつつ、その成果を公開の授業として内外に普及し、日本と世界に「日本発の総合的公開講義システム」を創設すること、
- などであるといえます。この方向を実現する段取りを共に考えようではありませんか。

Ⅲ 社会貢献に向けた起業の動きを京都からも—株式会社=文化政策・まちづくりセンターを立ちあげる—

私たちが推進してきた通信制の社会人大学院大学づくりにおいて、その持続的発展は、「優れた教材づくり」「学術的内容を卓越した芸術的な表現で公開する講義」などの「コンテンツの質」に依存することが益々、明らかになってきています。

映像技術や映像文化の発展の中で、ネットを活用した授業をすすめ、時間と空間を乗り越えて教育活動を進める—これが、私たちの歩んでいる道であります。

これによって、各地や企業の現場における優れたまちづくり、企业文化づくりを映像化しては、交流しあうことをを目指すことができます。さらには、各地に蓄積された学術的な文献や写真や動画を有効に活かし、高度な学術的内容が感動をもって受容される映像に仕上げること、学識者のオーラル・アーカイブを作成し、日本に根ざした伝統ある学説や経済学を持続的に継承・発展させることを、目標にしたいものです。

これらの映像を基礎に各地の受講者たちに共通の知的財産が形成されます。それを基礎に、毎週末、土曜日には、各地から受講生の流れが京都のキャンパス・プラザや合宿のできる黒谷近辺に集まり、対面で講義や演習を行い、論文作成の指導

が行われます。一晩宿泊し、翌日は、京都の自然と文化財の中で、現地を見ながら、さらに、学習する。歴史と伝統、芸術文化と産業の融合した京都から、ぜひ、学んで欲しいものです。

このような動きをつくりだすには、優れた映像を教材として開発する仕事が不可欠であります。この仕事は、本来、非営利的な、直接的な教育活動ではありません。教育そのものは、採算の取れる事業ではないから、余程、条件がよくないと、利益を挙げてその成果を社会貢献に活用するなどと言うことはできません。

しかし、映像開発の仕事は、教育そのものとは違っていて、一種の複製可能な製品を高度な技術を用いて生産し、市場化し、販売できる仕事であります。教育そのものと違って個別に商品化できるし、個々に、部分ごとのまとまりをもたせて分離し、放送もできます。複製して、DVDとして販売もできます。低コストで、一定の規格化と量産ができるものです。

質が高ければ、教材販売市場で、他の教材と公正に競争して販売ができます。しかも、質の高さを長期的に保障するのは、学識ある人材の持つアイディアの素晴らしさと、背後に蓄積されたデータの厚みであり、厚みのある仕事がもつ深い魅力であります。このような基盤の上で、よい教材が大量に販売できれば、著作権料収入が期待できます。

そのかわり、このような事業は、初期投資に膨大な費用がかかります。しかも、リスクは大きいのです。費用の大半は専門家の学術的な力量を雇用し、それを持続的に発揮させることができます。しかし、このような力量の評価は難しく、あたりはずれも大きいでしょう。せっかく投資を集中しても、市場化の段階で売れなければ終わりであります。

そこで、リスクを最小にして、社会貢献もできる安定経営を目指すならば、力量の高い人材が低成本で、ボランティアとして自発的に仕事を行い、初期投資は、非営利事業への投資として寄付金の形で篤志家が提供することが必要になります。出資金も借り入れではなくて、蓄積された自己資金でなければならなりません。

今回の企画では、幸いなことに、専門家はボランティアでご参加いただいているので、極めてコストは低いものです。その上に、大学院大学設立

のために、ご寄付を下さる方々は優れた映像の開発に大きな関心を寄せられています。寄付金で人を雇用する場合と違って、質の高いまちづくり学の映像や企業文化の映像をつくりだすことができます。この映像はコンテンツとして、町や企業の真の姿を人々に伝えうるからです。開発のノウハウを企業に伝えることも重要であります。

そこで、大学院大学の設立の一環として、映像開発向けの寄付金のご支援を得ながら、高度専門家のボランティア精神を結集し、技術者などのご支援をえつつ、卓越した映像の開発が進めることができます。

この事業を株式会社事業化して、市場性のある教材を開発し、販売できるとすれば、その開発ノウハウと経常利益は、社会人大学院大学の発展に貢献しうるであります。長期的な展望の下に事業化を進めたいものです。

「文化政策・まちづくり大学院大学」は、こうした大きな展望の下に、着実に歩み始めています。皆さんのご支援とご理解をお願い申し上げます。

(いけがみ じゅん 所員

文化政策・まちづくり大学院大学準備室長)



誌面批評

「特集・職場の人権」（第111号）を読んで

本特集の三氏の諸論文は、2006年3月に開催された基礎研春季研究交流集会での各氏の報告がもとになっており、そのうち熊沢誠、脇田滋両氏のものは、いずれも「集会における報告を下に編集局の文責でとりまとめたものである」(22, 32頁)。以下では引用頁数は数字のみ示す)。森岡孝二氏の論文は集会の報告をもとにしながらも氏自身の執筆になるものである。各氏は研究者としてそれぞれの専門領域での深い学識にとどまらず、「職場の人権」の問題に何らかの形で実践的に関わっておられ(各論文でもその一端にふれられている)、労働現場の状況にも通じている方々である。先のテーマを語るにはふさわしい研究者といえよう。報告時間や論文の紙幅はごく限られたものであるが、それだけにそこでどんな問題がとりあげられ語られるかも興味あるところである。

I

最初の熊沢氏の論文(報告)(「『職場の人権』の今日」)は、そもそも「職場の人権」とは何かという問い合わせから始まる。氏は「職場の人権」を「人間の尊厳や誇りを踏みにじられるような人権問題」(22)という深みでとらえ、「労働の中に人権を発見していく」という観点から問題の現実に接近していく。評者などは「労働者の権利」という言葉遣いで、法が認める諸権利(狭義の権利、「人権」も含めて)が職場でどのように実現され、あるいは侵害されているかという次元で発想してただけに、考えさせられるところがあった。

具体的な分析としてはまず賃金・所得と関わって「生活権の危機」(23)がとりあげられ、続いて「職場における人間としての労働者の尊厳の危機」(26)が分析される。報告は後者に重点がおかれる。「職場における人権の抑圧や差別」の諸形態の分類とその動向の把握において座標軸を使った方法が興味深い。X軸に合法・非合法、Y軸に抑圧・差別の対象になる労働者が集団か個人かという要因を選んだこの分類方法により、第3象限に「労働者個人に差別や抑圧がかかる、しかもそのことについて直ちに非合法とは言えない」という「現在の人権抑圧の一番厄介な」(27)形

態が浮び上がる。なぜここに注目するか。この領域の特性からそもそも人権問題としてとらえられにくい(当事者も含めて)からであり、しかも「規制緩和」の進展(Y軸の右方移動)と遭遇の「能力主義化・成果主義化」(X軸の上方移動)に伴って今後「拡がってくる可能性」(28)があるからである。法認される権利には元々限界のあることを考えてみれば、また、「職場の人権」を前述のようにより根源的にとらえるならば、実践的にも理論的にも看過してはならない領域であろう。

この類の人権抑圧の「厄介」さについて、さらに深い分析が加えられる。「強制された自発性」(28)という形での労働者の受容、能力や成果という個々人を差別・選別する原理や根拠自体の正当性の多くの労働者による事実上の承認等々により、問題自体が表出せず、「受難」は「自己責任」となり、「連帯的な抵抗」(29)を難しくする事情が解明される。能力や成果による遭遇の選別・格差の正当性如何という点は今の状況に照らして重要な問題提起であり、評者も課題として自覚しながらも答えをまとめずにいるところである。

労働者の対応方法については、今もっとも答えにくい問題であろうが、ご自身の経験もふまえながら、ありえる各方途についてのていねいな検討がなされ、氏としての考え方が提示されている。学ぶところが多々あった。なお、最近の「サービス残業」や「偽装請負」をめぐる経験は、明白な違法行為=権利侵害(第1・4象限)に対しては、立法・行政・司法の関係機構に働きかけ、違法を糾し救済もさせる運動——主体は個人であれ組合であれ——が積極的意義をもっていることを改めて示しているように思われる。

II

労働法学者の脇田氏の論文(「労働法の大改正は何をもたらしつつあるか」)は、「過去20間に大きく様変わり」(32)した日本の労働法、その「様変わり」の経緯と内容をとりあげている。その特徴を一言といえば、雇用・労働分野の「規制緩和」を進める方向での大改正である。冒頭で派遣労働における「過労自殺」と「暴力」という究極の人権蹂躪の衝撃的な事例を紹

介した氏は、労働法的一大変化として、派遣労働をはじめ非正規雇用が法により公認されたことをあげている。さらに、こうした動きはまだ止まつたわけではなく、目下の労働政策審議会においては、「労働契約法」制定と関わって、ホワイトカラー・エグゼンプション、解雇の金銭による解決など重大な問題含みの制度の導入が検討されているという。労働者の権利はまずはその国・時代の労働法の水準によって直接に規定されるとすれば、如上の動きは労働者の権利の後退を惹き起こさずにはおかしいものであろう。

規制緩和による非正規従業員の拡大の問題点として、「職場での労働者連帯を変質化すること」、「労働組合腐敗促進」(35)を氏が強調していることが注目される。宿命的なものではないとしても、資本からの労働者間の差別・分断の攻撃が、それに対抗し克服していくべき労働組合の力を蝕んでいくとすれば、ことは重大である。限られた報告時間のなかで、諸外国(ヨーロッパ諸国と韓国)の経験の紹介や比較にまで及ばれたのも、現実化しつつある如上の事態を日本の労働組合運動が克服していくうえで、そこから学んでほしい、学ぶべきものがあるとの氏の熱い思いであろう。

派遣労働を法認したとしても労働者保護という点で日本と大きな違いをみせるヨーロッパの経験は、日本においても派遣労働、ひいては非正規雇用のあり方を現行法の遵守と法改正の両面を通じてよりましなものへ改善していく運動課題の重要性を再確認させるものであろう。その意味でも、「偽装請負」をめぐる最近の動きや成果は注目される。韓国の経験(「民主労総」の運動)については、企業別組合(の限界)を「乗り越えるという取り組み」(38)、非正規労働者の問題が「ナショナルセンターのレベルで、最優先課題に挙げてゼネストまでして」(同)取り組まれていることなどは、大いに関心を呼び起こされるところである。

III

「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入により、労働時間を1日8時間、週40時間に制限する法で認められた権利が大半のホワイトカラーから奪われようとしている。法自体の元々の不備、この間の「裁量労働制」の導入、「サービス残業」の横行等々により、現状でも「皮一枚」で残っている危うい状況ではあるが、最後のこの「皮一枚」が切り離されようとしている。この問題が今日の「職場の人権」をめぐる労資攻防の焦点のひとつになっているなかで、森岡氏の論文(「ホワイトカラー・エグゼンプションの導入論議をめぐって——労働時間の規制外しは『終わりなき労働』

の法認——」)は時宜を得たものである。

論文は財界の要請から始まる今日までの経過をたどりながら、その内容や導入の意図を主に日本経團連の提言や厚生労働省の研究会等の文書に即して解説し、さらに導入により予想される影響について考察している。そもそも財界のねらいは、「広範なホワイトカラーを対象に労働時間規制の新しい適用除外制度を導入し、残業賃金を支払わずに無期限に労働させることを法認することにある」(39)。「新しい自律的な労働時間制度」と表現された厚生労働省の「研究会報告」においてもそのおそれはなくなっていないという。この制度の導入は「働きすぎ・働きすぎをいっそう助長し、労働者の健康障害を深刻化させずにはおかしいだろう」(46)。いま「求められているのは」、「現行の労働時間規制を実効あるものにし、(中略)適切な労働時間管理を行うよう指導監督を強めることである」(同)、と明快に結論している。

論文は先の両文書の主張する導入論拠についての批判にも及んでいる(紙幅の面で制約があったであろうが)。論点は多々あるが、評者としては次のことを自明ながら改めて強調しておきたい。ホワイトカラーといえども雇用関係の下では使用者(会社)の指揮命令——それがいかに包括的な形態をとり部分的に「自己管理」に委ねられているにせよ——に従って仕事をしており、労働時間面の実態も多くはその枠内で生じていていること、法による労働時間の上限規制は使用者側の指揮権に時間面から制限を加えて、過度労働を防ぎ労働者に自由な生活時間を保障するためのものであるという点、適用除外はそうした使用者に対する制限をはずすことであること等々が文書では都合よく無視されている。代わって、臆面もなく、労働者側の「主体的な」「自由な働き方」を実現するためであるかのような欺瞞的な理由——「仕事の特性」なるものを歪曲して論拠に使いながら——が前面に出されているのである。もっとも、規制を実効あるものにするために、労働時間管理のあり方をホワイトカラーの仕事の実態により即したものに改善していく課題は残されていよう。

現代日本の労働問題を「職場の人権」ないし「労働者の権利」という視角からみると、不当労働行為(労働基本権の侵害)、思想信条の自由の侵害など問題はほかにももちろんあろう。しかし、特集テーマをめぐる今日の重要な論点や問題は、三氏の報告・論文を通じて取り上げられ解明されたと思われる。

(浪江巖 所友 立命館大学非常勤講師)

投稿規程

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数	論文、研究ノート：200字詰50枚以内 研究動向、書評：同 20枚以内 いずれも、図表、注などを含む。
原 稿	投稿は、編集局宛 (henshu@kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMs-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送される場合は、返却不要なメディアに上記したファイル形式にして、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。また、その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しませんので、あらかじめご了承下さい。 審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。 抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。
掲 載 料	下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。 論文・研究ノート5000円、研究動向・書評2000円

編集後記

▼112号が、どうやら年内に発行できるようで、ほっと一息しています。（お手元に届くのは、ひょっとして年を越えるかもしれません……。）この間、しばらくの間、大幅な発行遅延が続き、皆様にもご迷惑をおかけしました。これで遅れば取り戻せそうです。今後は定期・定時発行を心がけていく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願いします。

▼本号は、基礎経済科学研究所第29回夏の大会（2006年9月23-24日、立命館大学衣笠キャンパス）、全体会Ⅱ「社会保障をどうするか」のご報告と、関連論文で特集を組んでいます。全体会Ⅰ「憲法改定は日本経済をどこに導くか」での報告などは、次号に特集として掲載する予定です。

▼特集で7本の論文を集めることができました。久しぶりの大部な、かつ内容の充実した特集になっていると思います。そして全体のページ数も久しぶりに増え、90を超えました。皆さんの感想やご意見をぜひともお伺いしたいと思

います。この間、数は少なくとも、着実に、ホームページなどを媒介にして、研究所への加入、『経済科学通信』購入申込み、論文投稿などが続いている。社会の関心が基礎研に向かっていることが実感できます。定期発行を継続して、社会からの信頼をえ、関心をさらに高めたいものです。

▼今まで続けていた表紙（デザイン）について、今号から変更を余儀なくされています。フォト・バンクから写真を買っていましたが、人物写真については、表紙サイズにまで拡大して使用すると、被写体の人物の肖像権に抵触するというクレームがつく可能性があると、フォト・バンクから指摘を受けました。今後は風景写真とするのか、また以前のようなイラストにするのか、現在は議論中です。皆さんのご提案も待っています。

（中谷武雄）

経済科学通信 第112号 2006年12月25日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225

第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail henshu@kisoken.org

URL <http://www.kisoken.org>

振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長

中谷 武雄

副編集局長

大西 広 神谷 章生 藤岡 慎

編集局員

岡 宏一 木下 英雄 佐々木潤子 田中 幸世

中田 晋自 増田 和夫 森岡 真史 形岡亮太郎

印 刷 所

北斗プリント社

〒606-8540 京都市左京区下鴨高木町38-2

TEL (075)791-6125

購 読 料

一部 1300円 定期購読3号分前納 3600円（郵送料を含む）

桜井書店

東京都文京区本郷 1-5-17 三洋ビル <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 價格税別表示

長島誠一著

A5判上製・3500円

現代の景気循環論

法則とその変容 理論的考察と数値解析にもとづいて
現代資本主義の景気循環と恐慌の実態に迫る。
著者のライワークを一冊に凝縮!

- 序 章 ○ 資本主義の循環と波動
第一部 ○ 景気循環の段階的変容
第二部 ○ 景気循環モデルの数値解析
第三部 ○ 景気循環論の未決問題

戸原四郎

(元信州大学名誉教授)著

A5判上製・4600円

ドイツ資本主義 戦間期の研究

玉田美治(元東京大学名誉教授)著

A5判上製・4800円

フランス資本主義 戦間期の研究

経済理論学会編

B5判並製・2000円

季刊 経済理論 第43巻第4号

(2007年1月)

特集 ○ 労働の「現在」を探る—連続と変化
植村博恭／芳賀健一／長原豊／後藤玲子／松尾匡ほか執筆

重田澄男著

A5判上製・3800円

マルクスの資本主義

池上惇・二宮厚美編

A5判上製・2600円

人間発達と

公共性の経済学

岡田章宏著

A5判上製・5800円

近代イギリス 地方自治制度の形成

トム・マイヤー著／瀬戸岡紘監訳

A5判上製・4000円

アナリティカル・マルクシズム 平易な解説

竹内常一著

四六判上製・2300円

いまなぜ教育基本法か